

平成 23 年 3 月 7 日開会

第 1 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
3月7日(月)	
議長開会の挨拶	6
町長提案理由の説明	7
質疑	29
3月8日(火)・3月9日(水)	
休 会	
3月10日(水)	
一般質問	
・11番議員	36
町立病院の方向性	
・6番議員	51
おもいやりのある町政	
コミュニティバスについて	
・9番議員	60

見 出 表	
日和佐幼稚園と幼稚園の移転について	
・ 12 番議員	62
町長の重点施策の成果について	
病院改革プランの計画期間と病院事業のあり方検討委員会の会議評価について	
・ 2 番議員	71
一次産業の振興について	
高校跡地・老人ホームについて	
日和佐道路（地域高規格道路）について	
・ 5 番議員	83
日和佐幼稚園・日和佐保育園の移転改築	
町立病院改革	
役場庁舎前面コンクリート構造物の撤去	
・ 14 番議員	84
防災対策	

見 出 表	
公有財産・不用備品	
・ 7 番議員	93
農業・漁業振興	
日和佐地区生活支援ハウス設置について	
行財政改革について	
委員会報告	101
議案審議	105
閉会中の継続調査申出書について	111
議長閉会の挨拶	112

平成 23 年 3 月 7 日 美波町議会第 1 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	濱 浩治
会計管理者兼会計課長	山田 由美	総務企画課長	磯野 晴幸
住民生活課長	谷口 和江	保健福祉課長	原 千代子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
政 策 調 整 監	草野 裕作	産 業 振 興 課 長	今津 秀貴
消防防災課長	武田 和幸	水 道 課 長	栗林健二郎
住 民 室 長	花木美名子	地 域 振 興 室 長	小坂 進
日和佐病院事務長	岡本 照彦	由岐病院事務長	木本 節
教育総務・改革課長	海司 広幸	社会教育課長	岩瀬 和夫

子どもセンター長 藤井 隆司 由岐・木岐・阿部保育園園長 服部 園子
教育委員長 原田 村美 監査委員 青木 昭夫

1、会議事件は次のとおりである。

- 報告第 1号 株式会社道の駅日和佐の事業報告について
- 議案第 3号 過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて
- 議案第 4号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 議案第 5号 美波町魚介類蓄養施設の指定管理者について
- 議案第 6号 美波町水産物処理加工施設の指定管理について
- 議案第 7号 美波町アワビ中間育成施設の指定管理について
- 議案第 8号 美波町交流拠点施設施設の指定管理者の指定について
- 議案第 9号 小イザリ地域振興センターの指定管理者の指定について
- 議案第 10号 美波町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 議案第 11号 美波町青少年旅行村キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 12号 美波町個人情報保護条例の制定について（条例第1号）
- 議案第 13号 美波町特別職の職等の報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第2号）
- 議案第 14号 美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第3号）
- 議案第 15号 美波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第4号）
- 議案第 16号 美波町過疎地域自立促進特別措置法に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について（条例第5号）
- 議案第 17号 美波町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の制定について（条例第6号）
- 議案第 18号 美波町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について（条例第7号）
- 議案第 19号 美波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について（条例第8号）
- 議案第 20号 美波町地域包括支援センター設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例の制定について（条例第 9 号）

議案第 21 号 美波町文化交流施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について

（条例第 10 号）

議案第 22 号 平成 22 年度 美波町一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 23 号 平成 22 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 24 号 平成 22 年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 25 号 平成 22 年度 美波町介護保険次号特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 26 号 平成 22 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 27 号 平成 22 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 28 号 平成 22 年度 美波町病院事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 29 号 平成 23 年度 美波町一般会計予算

議案第 30 号 平成 23 年度 美波町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 31 号 平成 23 年度 美波町住宅改良資金貸付特別会計予算

議案第 32 号 平成 23 年度 美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算

議案第 33 号 平成 23 年度 美波町赤河内財産区特別会計予算

議案第 34 号 平成 23 年度 美波町簡易水道事業特別会計予算

議案第 35 号 平成 23 年度 美波町漁業集落排水事業特別会計予算

議案第 36 号 平成 23 年度 美波町公共下水道事業特別会計予算

議案第 37 号 平成 23 年度 美波町介護保険事業特別会計予算

議案第 38 号 平成 23 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計予算

議案第 39 号 平成 23 年度 美波町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 40 号 平成 23 年度 美波町水道事業会計予算

議案第 41 号 平成 23 年度 美波町病院事業会計予算

議案第 42 号 美波町赤河内財産区管理委員の選任について

議案第 43 号 美波町監査委員の選任について

3月9日(月)

(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。本日平成23年第1回美波町議会定例会が、招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の折、ご出席下さいましてありがとうございます。

本定例会は、平成23年度の一般会計を始め、各特別会計の当初予算また、数多くの議案を審議する重要な議会であります。平成23年度に関する町政運営の諸施策につきましては、後ほど町長から説明がございしますが、議員各位には慎重にご審議下さいまして、適切な議決が得られますよう、格段のご配慮をお願い申し上げます。

只今の出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回美波町議会定例会を開会いたします。

(時に 9時00分)

議

長 会議に先立ちまして諸般の報告を行います。1月19日議会改革・広報特別委員会が議会だよりの編集について委員会が開催されました。1月25日第1回臨時会が開催されました。2月2日徳島県市町村トップセミナーが開催され、議長・副議長が出席しました。2月4日海部郡町村議会議長会議員研修が開催され議員11名が出席しました。2月25日第62回徳島県町村議会定期総会が開催され、私議長・永本議員が自治功労表彰を受章されました。3月1日平成23年第1回の議会運営委員会を開催し、委員5名と委員外議員7名が出席し、提出議案等について審議いたしました。3月3日、海部老人ホーム町村組合・海部郡特別養護老人ホーム事務組合・海部郡衛生処理事務組合・海部消防組合の平成23年第1回定例会が開催され、議長が出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。日程第1会議録署名議員の指名を議題といたします。会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において指名いたします。

2番江本議員、3番影山議員兩名を指名いたします。

日程第2会期決定の件を議題といたします。会期につきましては、去る3月1日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より、ご報告お願い致します。

山本議会運営委員長。

議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員長報告を行います。先週3月1日議会運営委員会を開催いたしました。委員5名出席の下、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成23年美波町議会第1回定例会に上程予定の議案内容につきまして、慎重に審議いたしました。結果会期は本日3月7日より3月16日までの10日間に開催することに決定いたしました。なお、一般質問の通告は本日の正午までといたしております。

以上議会運営委員長報告を終ります。

議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月16日までの10日間とすることに、ご異議ございませんか。

(異議ないとき)

「異議なし」と認めます。よって会期は本日から3月16日までの10日間と決定いたしました。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第3町長提案理由説明を議題といたします。本定例会に提出されております議案は、一覧表にありますとおり報告議案1件、計画変更議案1件、協定議案1件、指定管理者の指定議案7件、及び条例議案10件、平成22年度補正予算議案7件、平成23年度当初予算議案13件、人事案件2件、計42件であります。これを一括して議題といたします。

影治町長に、提案理由の説明を求めます。

町長 おはようございます。例年になく寒さ厳しかった冬も、ようやく春の気配を感じるような日々となり、今年も将来に夢をもつ子ども達の卒業・就職・進学と、新しい人生に向かっての歩みが始まろうとしている本日、平成23年美波町議会第1回定例会を招集致しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜り、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

それでは本定例会におきましてご審議をお願いする議案については、3月1日の議会運営委員会において説明を致しました報告議案1件、計画変更議案1件、協定議案1件、指定管理者の指定議案7件、条例関係の議案10件、平成22年度の一般・特別・企業会計の補正予算に関する議案7件、平成23年度一般・特別・企業会計の当初予算に関する議案13件、人事案件2件の

計 42 件の議案を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、年度の始めとなることから、町政の取組みに対する一端を述べ、議員各位のご理解とご指導を賜りたいと存じます。私が町政を担当させていただいてから一年半が過ぎました。この間住んで良かったと実感できる町の実現に向け、対話の町政を基本姿勢に産業振興の町づくり・安全安心の町づくり・未来をつくる人づくり・持続可能な町づくりを推進してきたところであり、今年度も引続き 4 つの施策を重点に住み続けることの出来る町づくりに取り組んでまいります。平成 23 年度は当面の課題としての、1 今後の医療体制のあり方についての検討、2 旧日和佐高校跡地を利活用した総合的な安全防災基地構想の推進、3 幼保一体化施設建設に向けての基本構想の策定、4 子育て支援対策の検討、5 交通弱者対策の推進、6 合併 5 周年記念日和佐道路全線開通記念イベントの実施など、町民生活の安全安心の確保を優先課題とした施策に取り組む、できることから着実に進めてまいりたいと決意も新たにいたしておりますので、議員の皆様のご賛同賜りあわせて町民の皆様に一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは昨年 12 月議会以降の町政の動きと、各課・室における事務事業の進捗状況についても申し上げます。初めに総務企画課関係でございますが、町政懇談会については今年に入ってから、日程等の諸事情により恵比須浜・田井で 1 回開催し、日和佐地区では 2 カ所目の開催となっております。町政懇談会につきましては今後とも実施し、町政を進める中で対話によるよりよい町づくりの実現に向け、取り組んでまいりますので、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等については、国の緊急経済対策として平成 21 年度に予算化し平成 22 年度に繰越して事業を行っております経済危機対策臨時交付金及びきめ細やかな臨時交付金に係る繰越事業 24 件については、ほぼ事業を完了いたしております。平成 20 年から経済対策として美波町に交付されました額は、今回予算化します交付金も含めると、11 億 6 万円余りとなり、その一定の経済効果を得られたかと考えております。

次に、緊急総合経済対策交付金については、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策として平成 22 年 10 月 8 日に閣議決定されました緊急総合経済対策交付金である「きめ細かな交付金」で 106,883 千円と「住民生活に光をそそぐ交付金」で

19,012 千円、交付総額は 125,895 千円となっております。この交付金についてはそれぞれ使い道が決められておりますが、「きめ細かな交付金」は旧日和佐高校校舎の解体工事費に充て、「住民生活に光をそそぐ交付金」については基金に積立て、DV対策・児童虐待防止・自殺予防・いじめ・不登校・ひきこもり対策事業を計画し、平成 23 年から 24 年の 2 ヶ年の事業費に充てることといたしております。

次に、職員提案制度については、平成 22 年 4 月から実施しております「職員提案制度」でございますが、現在 17 件の提案が職員から出されており、その内容を精査し事業として行えるかなどの検討を行い、採用できる提案については実施に向けて具体的な検討を行っているところであります。たとえば、町有財産の有効活用については、8 名からなるプロジェクトチームを編成し、1 月 19 日に第 1 回目の会議を開催し、今後の町有資産の有効活用について検討を進めているところであります。今後、職員の政策形成能力の向上を進めるとともに、町の活性化が図れるよう取り組んで参りたいと考えております。

次に、職員研修については、徳島県の自治研修センターで行われる各種の研修や、役場で開催するもの等幅広い形で行っておりますが、本年 1 月には神山の NPO 法人グリーンバレー理事長の大南信也氏にお越し頂き「せかいのかみやま～創造的過疎から考える未来～」と題したご講演をいただき、地域づくりをテーマにした研修を行っております。また、対応力強化研修やメンタルヘルス研修など延べ 253 人が受講いたしております。今後とも、研修を通じて公務員としての自己研鑽に努め、職員のスキルアップを図って参ります。

次に、姉妹都市交流には、姉妹都市であるケアンズから豪日協会を通じて派遣された奨学生が、昨年 12 月 16 日から本年 1 月 19 日までの約 1 月間、3 軒のご家庭にホームステイし、日和佐中学校などに通い日本文化を学んで帰えられました。奨学生を受け入れて下さいましたご家庭の皆様方には、親切なお世話をしていただき厚くお礼申し上げます。

次にすじ青海苔開発研究事業につきましては平成 19 年から開発を進めておりまして、すじ青海苔の販路開拓について取り組んでいるところでございますが、平成 22 年度の販売額は当初予定いたしておりました額を超える売上げに達しているところであります。これは品質の良さに加えてパッケージの改良などによる販売箇所の増加などによるものであります。今

後はさらなるすじ青海苔の特産品化を進めると共に株式会社 W D B 環境バイオ研究所への事業場とも視野に入れた協議検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、支所における企画関係では、財団法人地域社会振興財団の「健やかコミュニティモデル地区育成事業」の助成を受けた「木岐地区持続活性化推進事業」につきましても、去る 2 月 24 日に社団法人全国豊かな海づくり推進協会の市村専務理事にお越し頂き、地域づくり講演会を開催したほか、2 月 27 日には椿職人大募集と題したワーキングホリデー型事業、3 月 5 日には木岐うきうき大作戦 と題した港まわりの清掃作業が行われるなど、非常に活発に取り組みが行われています。また、この 3 月 5 日の午後には、町として今年度初めて取り組んだ「地域活性化学生招致事業」により交通費等の支援を行った学生による木岐地区を対象とした修士論文等の報告会も行われました。また、阿部地区を対象とした卒業論文の報告会についても、それに先だって「阿部の未来をつくる会」の会議に便乗する形で実施しております。また、志和岐地区を対象に徳島大学総合科学部の中嶋信教授をプロジェクトリーダーをお願いして徳島自治体問題研究所に委託して取り組んでいる「限界集落持続活性化模索事業」につきましても、断続的に現地調査や関連機関ヒヤリング或いは検討会議が行われており、今月末には報告書が提出され、別途、志和岐地区に於いて報告会が行なわれる予定となっております。

次に、税務課関係であります。町税の徴収率が平成 18 年度に県下で最下位となったことを受けまして、平成 20 年度より町税及び各種使用料の徴収体制の強化に取り組んでおりまして、本年度も管理職を中心に一般行政職員 90 名で特別徴収班を組織し、全庁体制で昨年 12 月を徴収強化月間として個別徴収に当たりました。この一斉徴収の結果の概要ですが、昨年 12 月から本年 1 月末までの 2 ヶ月間で町税 24 件 2,351 千円、水道使用料 3 件 136 千円、住宅使用料 3 件 204 千円、介護保険料 2 件 28 千円で総計 2,700 千円の徴収額となり、昨年度の一斉徴収より 1,800 千円の増加となり、一定の成果が上げられました。また地方税法第 48 条の規定により徳島県へ徴収を移管しております、個人住民税でございますが、移管者 10 名の滞納金額の合計 2,947 千円分の内、2 月 22 日現在、徴収金で 1,399 千円の納付があり、納付誓約書の提出者が 3 名となっております。負担の公平性を確保する観点からも、引き続き滞納対策の強化にに取り組むこ

とといたしております。

次に、住民生活課関係でございますが、由岐坂峠に不法投棄されている廃棄物を住民団体等のボランティアが、「由岐坂峠の遍路道クリーンアップ大作戦」と銘打って2月20日に清掃活動を行いました。参加したボランティアは、地元町内会や各種団体など町内外から560名となり、撤去したゴミの量は廃タイヤ500本をはじめ家電製品などで約100トン近くになりました。今後は、県や関係者などと再発防止対策について協議していきたいと考えております。また、現在行っている塵芥業務の期限が今月末で終了することから、平成23年4月1日～平成26年3月31日までの3ケ年の塵芥処理ごみ収集運搬業務委託について2月28日に一般競争入札を行った結果、日和佐地区は「おおち」が37,989千円で、由岐地区は「有限会社尾崎興業」が21,882千円でそれぞれ落札いたしております。

次に、保健福祉課関係でございますが、支所において繰越事業としておりました阿部診療所医師住宅建設工事については、1月に完成しております。環境整備を図ると共に、今後も継続して医師の確保に努める所存でございます。

次に、産業振興課関係でございますが、ウェルかめミュージアムには、昨年12月8日に入館者が1万人を突破したところとありますが、2月末日現在で13,249人で一日平均60人の入館者があり、美波町の観光振興及びピーアールに役立っているものと思っております。また、平成23年の迎春イベントとして、例年同様「ひわさ冬まつり」を開催いたしました。城山では、新春を迎えると同時に「賀正」文字の点灯、初日の出を見ようと大浜海岸を訪れた方々への「迎春汁」の接待・日和佐太鼓創作会の勇壮な「初日の出ライブ」を行いました。雲の影響で水平線から昇る初日の出とはならず、雲の上から昇る初日の出となりましたが、大勢の帰省客や初詣の皆さんに喜んで頂けたものと思っております。

次に、支所における産業振興関係でございますが、前年度から繰越した交付金を財源として由岐ふれあいホール改修工事については、四国開発建設株式会社により年明けから本格的に工事が行われておりましたが、土台木の腐食に対する対策工事の追加発注が必要になったことに伴い、年度内に完成できない見込みとなったため、事故繰越しをさせて頂く予定としておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

海部郡3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っ

ている体験型観光や修学旅行受入については、2月中旬、広島市立五日市観音中学校の約170名を受け入れて今年度の予定を終了したところであります。なお、南阿波よくばり体験推進協議会等が参加する全国ほんもの体験フォーラム in 徳島実行委員会主催の「全国ほんもの体験フォーラム」が3月18日～20日にかけて開催されます。18日午後は、アスティ徳島で全国からの参加者を含めた500余人が参加した全体会が、19日午前には、日和佐コミュニティホールにて分科会の1つが開催されることになっておりますので、是非ご参加下さいますようお願いいたします。

次に、建設課関係でございますが、はじめに町工事についてご報告を申し上げます。林道玉厨子伊儀谷線舗装工事の第1工区、第2工区は3月末に完了予定としております。公共投資臨時交付金事業の登り2号線、落合本村線、港町1号線、西の地12号線の舗装工事は1月に発注し、3月末完成予定としております。桜町通り線、奥潟4号線排水溝新設工事、奥潟6号線床版改修工事、伊座利4号線防護柵新設工事は完了しております。大戸1号線1号橋等4箇所の修繕工事は3月末完了予定としております。平成22年4月の集中豪雨により土砂崩壊がありました県単治山事業の赤松栗作・青木宅、県単急傾斜地崩壊対策事業の赤松寺野・平野宅、寺込・楠本宅、山河内白沢・中川宅は完了しております。県単災害防止緊急対策事業の西河内はりま中岡宅横谷と北河内久望弥野谷は繰越予定としております。農業施設災害では、15箇所の内、農地8農業施設7、11箇所は3月末に完成予定で、他事業との関係で4箇所は繰越予定としております。公共土木施設災害は、河川27箇所の内26箇所が3月末に完成予定で、1箇所が国道防災工事との関連で繰越予定としております。

次に公共下水道では、西町管渠工事第6分割、マンホールポンプ、日和佐浄化センター増設工事、桜町地区の都市下水路・雨水ポンプ場の機械、電気設備の改築更新工事は全て3月に完成しております。志和岐地区漁業集落排水事業の終末処理場新設工事ですが、接続工事等の住民説明会を1月21日に行ない、3月31日の供用を目指し鋭意進めているところでございます。

次に県工事の主なものについてご報告申し上げます。まず、道路関係でございますが、赤松由岐線では、赤松耳瀬で局部改良が3月に完成し、次の工事に向けて手前側墓地付近まで測量設計を発注したと聞いております。赤松由岐線馬路の災害復旧

は、河川及び迂回路は 11 月発注し、道路は 2 月に発注し、山側擁壁は 1 月に発注したと聞いております。日和佐上那賀線大越での災害は、完了したと聞いております。日和佐小野線では、山ノ神での局部改良はすべて完了し、田井ノ浜の現道改良については、この度の県の 2 月補正で予算付けされましたので、概略設計を基に 2 月 17 日に県、町、田井、木岐地区町内会長、保安林組合で協議を行ないまして、協議が整えば測量設計発注と聞いております。由岐大西線の阿部での緊急地方道は、鹿ノ首岬手前と鹿ノ首岬すぐ後の 2 箇所は完了し、残りは鹿ノ首岬手前の盛土及び切り土工区の第 3 分割、法面工事の第 4 分割、舗装工事の第 5 分割については繰越予定と聞いております。次に河川、砂防、治山関係では、奥潟川総合流域防災事業は、現在実施中の奥潟川の護岸は 3 月に完了予定で、支線の牟井谷川は 5 月まで繰越予定と聞いております。北河内谷川の北分の災害防止緊急対策事業は、2 月に完了しております。河川特改では、木岐川で護岸 30m は 2 月に完成しております。

県営の急傾斜地崩壊対策事業で実施しております、中由岐の法面改修は完了し、繰越した 4 箇所の避難階段を 3 月に完成し、今年度で中由岐地区は事業完了と聞いております。県営の急傾斜地崩壊対策事業の伊座利小学校裏付近での工事は、3 月に発注し、繰越予定と聞いております。西河内田々川と永田の県単砂防事業は、3 月に発注し繰越予定と聞いております。治山事業で実施している南海地震対策の笠越の防潮堤嵩上げ工事も、繰越予定と聞いております。

港湾関係では、日和佐港の海岸高潮対策事業は、北突堤改修工事は 3 月に完了予定、南防波堤改修工事は 3 月に発注し、繰越予定と聞いております。

次に、国道関係でございますが、山河内地区、奥河内地区の歩道整備工事及び、北河内地区、大戸地区での防災対策工事は 3 月に発注予定と聞いております。

次に、消防防災課関係でございますが、1 月 5 日に多数の来賓の御臨席を賜り、平成 23 年美波町消防団出初式を挙行いたしました。日和佐グラウンドに 16 分団が参集し、地域防災の要として、心構えを新たにしたところであります。本年度の現在までの消防団の出動状況は、火災 2 件、津波警戒 1 件、大雨警戒 3 件でありました。火災の主なもの、1 月 29 日午後 3 時、北河内字大戸のリップレッシュ阿南日和佐工場での火災であり、木材破砕機からの出火によるもので、日和佐地区の全分団、由

岐第 6 分団及び海部消防組合で消火にあたり、付近山林等への延焼もなく、午後 5 時 5 分に鎮火いたしました。津波警戒では、昨年 12 月 22 日午前 2 時 28 分、父島沖地震にともなう津波注意報が徳島県沿岸に発表され、本町では、防災行政無線及び告知端末による住民への緊急放送周知を 2 時 51 分と 3 時 30 分の 2 回行いました。職員の動員体制としては、準備体制をとり、情報収集、海面監視、また広報車による沿岸地域の住民、釣り人等への注意の呼びかけ、消防団の協力による陸こう、樋門閉鎖を行い、津波の到達に備えたところです。午前 7 時 20 分に注意報が解除となり、幸いにも本町への津波被害はありませんでした。

避難場所の整備として行っています木岐白浜地区津波避難場所整備工事は、1 月 13 日に入札を執行し、株式会社朝日建設が 1,894,200 円で落札いたしております。工期は 3 月 18 日となっています。また、防災情報通信設備工事は、2 月 9 日に入札を執行し、NEC ネットエスアイ株式会社が 5,355 千円で落札いたしております。この整備工事で、全国瞬時警報システムを告知放送設備に接続することにより、告知端末設備を介して津波予報、緊急地震速報、国民保護関係情報等の提供が可能となります。

住宅建築物耐震化促進では、民間木造住宅の耐震診断、耐震改修、簡易耐震補強につきましては、現在までのところ耐震診断が 41 件、耐震改修が 1 件、簡易耐震補強が 2 件、それぞれ実施いたしております。今後も住宅建築物の耐震化の促進に向けて取り組むこととしております。

次に、教育委員会関係でございますが、1 月 3 日に美波町成人式をコミュニティホールにおいて開催いたしました。本年の新成人該当者は、男子 46 名、女子 41 名の合計 87 名でありましたが、そのうち男子 35 名、女子 31 名の計 66 名の出席がございました。阿部小学校については、本年度末で休校となりますが、3 月 16 日の卒業式後に休校式を行うことといたしております。また、休校に当たり「阿部校のあゆみ」を制作しておりますが、間もなく出来上がる予定であります。学校給食については、昨年 2 月から中断していたパン給食は、3 学期から週 2 回、火曜・金曜の割合で再開いたしております。

社会教育施設における工事関係ですが、伊座利公民館防水工事は、4,074 千円で本田建設有限会社が、田井公民館耐震補強・防水工事は 987 千円で株式会社ナカバリコートがそれぞれ落

札いたしております。また、由岐支所前グラウンド夜間照明工事では有限会社長尾電設が 13,434,750 円で落札いたしました。大戸公民館塗装改修工事は樋口塗装が 1,848 千円で、うみがめ博物館飼育棟飼育プール補修工事は株式会社電通テックが 36,750 千円で、倉庫改修工事は有限会社西前工務店が 1,197 千円でそれぞれ落札いたしております。また、日和佐公民館耐震改修工事及び防水、外壁塗装工事については、3 月中に完了し、4 月 1 日から通常どおり開館できる見通しであります。

次に、水道課関係でございますが、経済危機対策臨時交付金を活用し、明許繰越した田井西由岐配水管バイパス工事並びに木岐及び谷裏両水源地の自家発電機取替工事は、予定どおり完了しております。

最後に、病院事業関係でございますが、美波町病院事業のあり方検討委員会については、1 月 27 日に第 2 回目の会議を開催し、第 1 回目の会議で出されました検討資料である将来の人口予測であるとか、美波町医療体制整備検討委員会から出された答申等について提示し、美波町の医療体制のあり方等について協議をしていただいたところです。

以上、取組みに対する一端と「諸般の報告」と致します。議員各位のご理解をお願い申し上げる次第であります。

続きまして今議会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

まず、報告第 1 号は「株式会社道の駅日和佐の事業報告について」であります。町が出資している法人で、資本金・基本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人については、その経営状況を議会に報告することが義務づけられています。株式会社道の駅日和佐につきましては、町が 55.25%を出資していますので、地方自治法第 243 条の 3 の規定に基づき、その経営状況を報告するものです。

次に、議案第 3 号は「過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて」でありまして、昨年 9 月議会で議決頂きました美波町過疎地域自立促進計画の一部を変更するもので、過疎地域自立促進特別事業に病院会計運営補助金を追加するものです。この特別事業については、新たな過疎法においてソフト事業が拡充されたことにより、病院事業への繰出金を過疎債の対象として扱われることとなったため、事業計画に追加するものであります。なお、借入額の限度額は、81,000 千万円で借入に伴う返済額の 7 割が交付税措置されることとなっております。

次に、議案第 4 号は「定住自立圏の形成に関する協定の締結について」でありまして、3 月 1 日の全員協議会においてご説明をいたしました。が、昨年 9 月から協議を進めておりました、阿南市との定住自立圏の形成に関する協定についてその案を作成いたしましたので、その協定締結に向け、昨年 6 月に条例制定いたしました地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものです。定住自立圏形成協定については、大きくは医療・福祉・教育・産業振興・災害支援・公共・交通・交通インフラ・地産地消・移住交流・観光・安全安心・公共施設の相互利用・人材育成など多岐に渡りますが、内容については基本的な事項に留め、具体的な取組については、協定締結後に民間の方々も含めた圏域共生ビジョン懇談会の中で、専門的なご意見も頂きながら、取り決めていくこととなります。

次に、議案第 5 号から第 11 号までは、指定管理者の指定に関する議案であります。議案第 5 号から議案第 11 号までの 7 施設については、指定管理により施設の管理を行ってまいりましたが、平成 23 年 3 月 31 日をもって指定の期間が終了いたしますので、引き続き同一団体にそれぞれ指定管理を行うものであります。指定の期間は平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間とし、地方自治法 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

まず、議案第 5 号は「美波町魚介類蓄養施設の指定管理者の指定について」であります。が、美波町魚介類蓄養施設を志和岐漁業協同組合に、議案第 6 号は「美波町水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」であります。が、美波町水産物処理加工施設を恵比須浜生産部会に、議案第 7 号は「美波町アワビ中間育成施設の指定管理者の指定について」であります。が、美波町アワビ中間育成施設を日和佐町漁業協同組合に、議案第 8 号は「美波町交流拠点施設の指定管理者の指定について」でありまして、美波町交流拠点施設を伊座利の未来を考える推進協議会に、議案第 9 号は「小イザリ地域振興センターの指定管理者の指定について」でありまして、小イザリ地域振興センターを伊座利の未来を考える推進協議会に、議案第 10 号は「美波町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について」でありまして、美波町地域資源活用総合交流促進施設、通称イザリ Cafe を伊座利の未来を考える推進協議会に、議案第 11 号は「美波町青少年旅行村キャンプ場の指定管理者の指定につい

て」でありまして、美波町青少年旅行村キャンプ場を伊座利の未来を考える推進協議会にそれぞれ引き続いて指定管理を行っていただくものであります。

次に、議案第 12 号から議案第 21 号までの 10 件は、条例の制定及び一部改正に関する議案であります。

まず、議案第 12 号は「個人情報保護条例の制定について」であります。3 月 1 日の全員協議会でもご説明をいたしました。が、個人情報の保護については、平成 15 年 5 月に成立した個人情報の保護に関する法律を始めとし、個人情報保護法関連五法により、個人情報の取り扱いについて、規制されているところでもあります。美波町においても、これらの法律に従い個人情報の保護に努めて来たところでもあります。また、町条例においては美波町電子計算組織の管理及び運営に関する条例により、電算機に係る個人情報の保護に努めて来たところでもあります。今回制定させていただきます個人情報保護条例につきましては、役場で取り扱う全ての個人情報の開示、訂正及び利用停止等その手続きについて法律に準拠した形で、より住民に分かりやすく条例として今回制定させて頂くものであります。

次に、議案第 13 号は「美波町特別職の職員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。が、現在、監査委員で識見を有する者の報酬については年額 18 万円と定められていますが、この監査委員の報酬額については、昨年の県町村会でも議論されたところであり、その実務日数や職務内容が幅広くなっているなどを鑑み、その報酬額が見直されております。監査委員は、住民に対して納得のいく説明を行う責任の充足が求められるとともに、監査の重要性が高まり、その役割と責任が大きくなる昨今の事情を考慮し、報酬額を年額 30 万円に引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 14 号「美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」と、議案第 15 号「美波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」は、昨今の地方行財政を取り巻く厳しい環境を勘案し、特別職である町長・副町長・教育長の給与を、平成 19 年度から平成 22 年度の 4 年間に引き続き、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 1 年間引き下げるため、一部改正条例の附則を一部改正するものであり

ます。引き下げ率は、平成 22 年度と同率で、町長 10% , 副町長 7% , 教育長 4%といたしております。

次に、議案第 16 号「美波町過疎地域自立促進特別措置法に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について」であります。この条例制定につきましては、過疎地域の自立促進の特別措置として、同法の第 31 条の規定の適用を受ける設備の新設や生産設備の増設があった場合に、これを構成する固定資産の取得価格の合計額が 27,000 千円を超えた場合に、3 年間の固定資産税を課税免除とするものでございます。この課税免除税額相当分は、地方交付金法の基準財政収入額の算定方法の特例規定が適用されまして、基準財政収入額となるべき額から控除されることとなっております。

次に、議案第 17 号は「美波町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条に規定される固定資産の課税免除に関する条例の制定について」であります。この条例制定につきましては、同法第 20 条の規定により県知事の承認を受けた企業立地計画、従って特定事業のために設置された施設のうち、省令で定めるものを集積区域内に設置した事業者について、当該施設の用に供する家屋・構築物若しくはこれらの敷地である土地について 3 年間の固定資産税を課税免除するものでございます。なお、課税免除の対象となる業種や対象施設の要件は省令で定められております。また、この課税免除税額相当分につきましても、地方交付金法の基準財政収入額の算定方法の特例規定が適用されまして、基準財政収入額となるべき額から控除されることとなっております。

次に、議案第 18 号は「美波町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について」でありまして、「住民生活に光をそそぐ交付金」については、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策として、昨年 10 月に閣議決定された交付金の一つでありまして、その交付金を基金として積立てて、基金事業として平成 23 年から 24 年の 2 ヶ年の事業として行うこととしております。なお、「住民生活に光をそそぐ交付金」の対象となる事業は 1. 地方消費者行政、2. DV 対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、3. 知の地域づくりに限定されております。当町が取り組む事業といたしましては、DV 対策、児童虐待防止、自殺予防、いじめ、不登校、ひきこもり対策事業を計画し、その財源としてこの基金を充当いたします。

次に、議案第 19 号は「美波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」であります。老人保健制度については、平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度に移行し、現在に至っております。この制度改正時に、健康保険法等の一部を改正する法律により、制度移行の経過措置として、平成 20 年度から 3 年間は特別会計を設けることが義務付けられていました。この義務づけ期間が平成 22 年度で終わることから、今回老人保健事業特別会計を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。なお平成 23 年度以降の取り扱いについては、一般会計の民生費に老人保健事業費の科目を新たに新設し、事務処理を行うこととしています。

次に、議案第 20 号は「美波町地域包括支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でありまして、昨年 10 月に役場の課の再編を行い住民生活課・保健福祉課・税務課として業務を行っているところであります。この再編時において保健師については保健福祉課との連携を図るため、本庁舎を拠点として業務を行っているところであります。地域包括支援センターについても、介護予防や高齢者福祉等の事業の連携を図る必要があるため、役場本庁舎で業務が行えるよう検討いたしておりましたが、この 4 月から実施することといたしましたので、位置を変更するため条例の一部改正するものであります。なお、この配置替えにより、教育委員会が日和佐公民館へ移転することとしております。

次に、議案第 21 号は「美波町文化交流施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」であります。旧老人ホームについては、芸術家の活動の場所として滞在が可能な施設、又移住交流の滞在施設も併用するとして平成 21 年に徳島県から譲渡を受けている施設であります。このことから、本年度において宝くじの助成を受け、施設の改修を行っており、この改修工事については 3 月に完成予定といたしております。つきましては、施設の利用に際しまして、その設置及び管理運営に関する条例が必要なことから、今回条例の制定を行うものであります。

次に、議案第 22 号から議案第 28 号までの 7 件は、平成 22 年度一般会計・特別会計・企業会計の補正予算であります。まず、議案第 22 号は「平成 22 年度美波町一般会計補正予算(第 6 号)」であります。歳入・歳出予算の総額にそれぞれ 688,137 千円を追加し、歳入歳出の総額を 5,952,351 千円といたしてお

ります。補正額の主なものでございますが、平成 22 年 10 月 8 日に閣議決定されました緊急総合経済対策交付金である「きめ細かな交付金」で 106,883 千円と「住民生活に光をそそぐ交付金」で 19,012 千円で、交付総額は 125,895 千円となっております。なお、きめ細かな交付金は 3 月 1 日の全員協議会で説明いたしましたでしたが、総合的な安全・防災基盤整備事業費の中で、旧日和佐高校校舎の解体工事費に充て、住民生活に光をそそぐ交付金については、先にご説明申し上げましたとおり基金に積立て、DV対策・児童虐待防止・自殺予防等の事業に充てることといたしております。また、病院会計運営費負担金で特別交付税分として 65,600 千円を追加いたしております。また財政調整基金積立金として 403,972 千円を追加いたしております。これは前年度からの繰越額を積み立てることとしたものでございます。また、繰越明許費は、経済対策交付金関係事業を含む 4 事業を予定しております。

次に、議案第 23 号は「平成 22 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)」であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 3,753 千円を追加し、歳入歳出の総額を 1,389,804 千円といたしております。決算見込額がほぼ確定してきたことによる調整予算であります。

次に、議案第 24 号は「平成 22 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)」であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 340 千円を追加し、歳入歳出の総額を 302,566 千円といたしております。主に水洗化促進奨励金及び単独工事費を追加した予算であります。

次に、議案第 25 号は「平成 22 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)」であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 6 千円を追加し、歳入歳出の総額を 1,277,100 千円といたしております。主に介護従事者処遇改善臨時特例基金の利子を積立金として追加する予算であります。

次に、議案第 26 号は「平成 22 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算(第 1 号)」であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 4,094 円を追加し、歳入歳出の総額を 41,042 千円といたしております。主に国民健康保険特別会計からの特別調整交付金の繰り入れ及び繰越金の追加による予備費を追加する予算であります。

次に、議案第 27 号は「平成 22 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)」であります。歳入歳出の総額から

歳入歳出それぞれ 18,586 千円を減額し、歳入歳出の総額を 129,362 千円といたしております。主に後期高齢者医療広域連合納付金の減額による予算であります。

次に、議案第 28 号は「平成 22 年度美波町病院事業会計補正予算(第 3 号)」であります。収益的収入は収入項目を組み替えし、収益的支出から 21,004 千円を減額し、収益的支出の合計を 985,465 千円とした補正予算であります。収入では、一般会計からの特別交付税の繰り入れに伴う医業収益と医業外収益の収入項目の組み替えと、育児休業等による職員給与等医業費用を減額した予算としております。

次に、議案第 29 号から議案第 41 号までの 13 件は、平成 23 年度一般会計・特別会計・企業会計の当初予算であります。

まず、議案第 29 号は「平成 23 年度美波町一般会計予算」であります。歳入歳出の総額をそれぞれ 4,661,000 千円といたしております。前年度予算との比較では、金額で 234,000 千円、比率では 5.3%の増額となっております。人件費については、毎年減少しておりますが、増加要因の主なものといたしましては、光をそそぐ交付金事業・緊急雇用創出事業・戸籍システム改修業務・防災基盤整備事業の増が主な要因であります。

次に、議案第 30 号は「平成 23 年度美波町国民健康保険事業特別会計予算」であります。歳入歳出の総額をそれぞれ 1,339,725 千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で 10,452 千円、比率で 0.8%の増となっております。平成 20 年度の後期高齢者医療制度の創設により、被保険者数が減少したことに加えて、消費の減少による自営業者等の収入の落ち込みによる国保税の減少などにより、平成 22 年度には税率の引き上げを行いましたが、それでも財源不足を補うことができず一般会計から繰り入れを行ったところであります。平成 23 年度においても大変厳しい財政状況でありまして、財源不足となりましたが、2 年連続して税率を引き上げて被保険者に負担を求めるのは困難であると考え、税率は据え置くこととして、本年度においても不足する財源について一般会計から繰り入れを行うことといたしております。このように、大変厳しい財政運営が続いている国保会計であります。特定健診等による予防に力を注ぎ、医療費の抑制に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、議案第 31 号は「平成 23 年度美波町住宅改良資金貸付特別会計予算」でありまして、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ

れ 1,464 千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で 380 千円、比率で 20.6%の減となっております。既に貸付事業は終了しており、現在は償還のみの事務を行っておりますので、地方債の元金及び利子に係る予算であります。

次に、議案第 32 号は「平成 23 年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算」でありまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 18,600 千円といたしております。前年度当初予算と同額の予算であります。平成 23 年度の貸付予定者は、継続貸付者 23 名と新規貸付者 13 名分を予定致しております。

次に、議案第 33 号は「平成 23 年度美波町赤河内財産区特別会計予算」でありまして歳入歳出の総額をそれぞれ 9,536 千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で 15 千円、比率で 0.2%の減となっております。赤河内財産区の管理運営の予算であります。

次に、議案第 34 号は「平成 23 年度美波町簡易水道事業特別会計予算」であります。歳入歳出の総額をそれぞれ 79,669 千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で 10,349 千円、比率で 14.9%の増となっております。由岐地区の各簡易水道及び赤松簡易水道事業の予算でありまして、主な増加要因は、水道監視機器移設工事、配水管取替工事の増によるものであります。

次に、議案第 35 号は「平成 23 年度美波町漁業集落排水事業特別会計予算」でありまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 25,906 千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で 8,510 千円、比率で 48.9%の増となっております。主な増加要因は、志和岐地区の漁業集落排水施設の供用開始に伴う、加入補助金、処理施設の維持管理費用の増によるものであります。

次に、議案第 36 号は「平成 23 年度美波町公共下水道事業特別会計予算」でありまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 135,169 千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で 164,857 千円、比率で 54.9%の減となっております。主な減少要因は、前年度において処理施設の増設工事が完了したことによるものであります。23 年度は雨水については社会資本整備総合交付金事業で桜町の排水路を上流側に延伸するための委託料と用地取得費、寺前ポンプ場長寿命化計画を行うための予算であります。

次に、議案第 37 号は「平成 23 年度美波町介護保険事業特別

会計予算」でありまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 1,231,313 千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で 289 千円、比率で 0.0% となっております。平成 12 年度の制度開始から、認定者やサービス利用者は増加し、それにより介護給付費も増加し続けております。介護給付費の軽減を図るため、地域包括支援センターを中心に介護予防事業を進めていくこととしております。また、平成 22 年度から専門職員を配置し、認定調査の実施、ケアプランチェックなどの給付適正化にも取り組んでおり、本年度も引き続き給付の適正化に取り組むこととしております。

次に、議案第 38 号は「平成 23 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計予算」でありまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 32,989 千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で 3,959 千円、比率で 10.7% の減となっております。非常勤医師と嘱託看護師により週 3 回を基本とした診療運営を行う予算であります

次に、議案第 39 号は「平成 23 年度美波町後期高齢者医療特別会計予算」でありまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 115,912 千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で 28,979 千円、比率で 20.0% の減となっております。主な減少要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の減によるものです。後期高齢者医療制度については、平成 20 年 4 月の制度開始から様々な見直しがされる中で、平成 24 年度まではこの制度を存続させ、平成 25 年度から新しい制度をスタートさせる予定でありました。しかし、新制度案に盛り込まれた高齢者の負担増に対し、民主党内にも反対意見が強いこともあり、予定を 1 年遅らせて平成 26 年度から新制度に移行すると表明がされておりますので、今後も広域連合と十分に連携を取りながら事務処理を進めて行くことといたしております。

次に、議案第 40 号の「平成 23 年度美波町水道事業会計予算」につきましては、前年度実績を基本にして平成 23 年度の業務予定量を定めております。目標給水戸数 1,900 戸、年間総給水量 446,000 トン、1 日平均給水量 1,222 トンの事業予定量と致しておりますが、少子高齢化が進む中、特に一人住まいのお年寄りが多くなってきており、水道使用量の減少が見受けられますので、年々下方修正の事業量となっております。このことから、収益的収入及び支出については、水道事業収益を 88,663 千円に対し、水道事業費を 83,736 千円とし、対前年度比 1,237 千円、

1.5%の増であります。また、資本的収入及び支出については、資本的収入額で5,320千円に対し、資本的支出を43,065千円とし、対前年度比6,479千円、13.1%の減であります。主に送配水管の移設に伴う工事費の減であります。

次に、議案第41号は「平成23年度美波町病院事業会計予算」であります。病院事業については、平成21年3月に策定した美波町病院事業経営改革プランに基づき、経営努力を行っている中で、現在、美波町病院事業のあり方検討委員会において今後の病院事業のあり方について検討しております。このことから、平成23年度予算の業務の予定量については、病床数80床、1日平均患者数は入院64人、外来280人といたしております。また、収益的収入及び支出については、病院事業収益として1,015,497千円に対し、病院事業費用は998,642千円とし、対前年度比14,918千円、1.5%の減であります。また、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で1,326千円、資本的支出で1,933千円とし、対前年度比960千円、32.5%の減であります。主に企業債償還金の減であります。医師の確保が大変困難な状況にあり、大変厳しい病院経営が続いているわけですが、病院問題は美波町にとって最重要課題であることから、平成23年度中には今後の病院事業のあり方について方向性を決めたいと考えておりますので、議員各位のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第42号は「美波町赤河内財産区管理委員の選任について」でありまして、赤河内財産区については、その財産の管理のため管理会を設けていますが、任期が4年となっており、その任期が今年3月31日で満了いたします。このことから、美波町赤河内財産区管理会条例第3条の規定により委員の選任について議会の同意を求めるものであります。なお、管理委員については赤松、北河内、西河内、山河内地区から選出された7名となっております。

最後に、議案第43号は「美波町監査委員の選任について」でありまして、町議会議員のうちから選任された監査委員の辞職に伴い、同監査委員の選任について同意を求めるものであります。以上、提案致しております議案の主だった概要をご説明申し上げます。

美波町が誕生して5年目を迎えます。この間地方行財政を取巻く町政は刻々と変化し、政治・経済・社会の全般に渡ってまさに変革・激動の5年間であったと強く感じているところであ

ります。国内の経済は2年半前のリーマンショックに単を発した世界的な金融危機以降、政府の緊急経済対策による効果などもあり、一定の持ち直しがあったものの雇用情勢の悪化やデフレの影響による需要低迷が懸念され、先行きは不透明な状況になります。政府は平成23年半ばまでに社会保障改革と税制改革を一体的に進めることとしておりますが、国の深刻な財政状況や少子高齢化を背景とした国民の将来への不安感が高まりを見せており、今後の議論を注視する必要があります。こうした状況の中で国政の混乱はあるものの地域主権改革がいよいよ本格的に進展し、今後地方は自らの判断と責任において自立した自治体経営を行うことが求められていくものと考えられます。先般発表されました国勢調査の速報値では本町の人口は7,765人で5年前に比べ961人の減少となり、人口の減少率では徳島県下で、那賀町・神山町・三好市について4番目の大きな下げ幅となっております。この数値は平成23年度の地方交付税の算定基礎に反映されるため、人口を基礎数値として算定される需用額の減額により、町財政に取りまして、なお一層厳しい財政状況になってまいります。このよな中で住んで良かったと実感できる町を実現して行くためには、引続き健全な財政運営に努めながら持続可能は町づくりを推進して行くことが必要であると考えていますので、議員各位におかれましても様々な角度からのご意見・ご提言・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、諸般の報告並びに提案説明と致します。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明を致させますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます、町長提案理由の説明といたします。

議 長 どうぞよろしく願いいい
少し小休いたします。
(時に 10時15分)

(小 休)
(時に 10時30分)

議 長 休憩前に引続き再開致します。

日程第4 質疑を行います。なお、報告第1号及び議案第3号から第41号までの議案につきましては、委員会に付託し、委員会で審査を行いますので、質疑はあくまで総括的大綱的な質疑にとどめ、詳細はそれぞれ所管の常任委員会で行ってください。

質疑のある方は、挙手願います。

北山議員

7 番 議 員 それでは会議規則に決められてますんで、私は私の所管する委員以外のところの質疑を行いたいと思います。

まず、議案の平成 23 年度の一般会計の当初予算の 53 ページですか、母子福祉費、この中で扶助費など名称が変わっているのと金額が変わっていることの説明をお願いいたします。次に児童運営費、講師の謝金が昨年と変わっております、その計画内容についてお願いいたします。19 番の負担金・補助金及び交付金、県児童館連絡協議会負担金これも少し下がっておりますが、負担金については全体的に下がっておるのかどうか、それも含めてお願いをいたします。それと 78 ページですか、教育費の事務費の職員手当ての中で子ども手当て、他のところにもあるんですが、子ども手当てっていうんが入っていますがこの内容っていうんはどういうものの手当てなのか教えていただけたらと思います。それと 79 ページ、英語教師招致事業費これについても昨年度違うところがありますが、その内容について説明を願いたいと思います。次に 103 ページ海洋センター費の委託料、海洋センタープール改修工事設計管理委託料これ工事の方も出とんですが、この内容についてどういう改修をするのか、内容についてお聞かせを願いたいと思います。それとちょっと戻るんですが 97 ページの委託料、310 の調査設計委託料 500 千円ですか、これは田井遺跡の件についてということなんですが、この調査においてどういうことが調査されて、どういうかたちになっているのか、もう少し詳細に説明をお願いしたいと思います。一般会計についてまずこれだけ、お願いします・

議 長 説明、答弁者。

岩瀬課長

社会教育課長 私の方からは海洋センターのプールの工事と管理設計委託料につきまして、その内容につきまして簡単にご説明申し上げます。プールの水層、主に泳ぐところですね、その修繕、それから自動塩素滅菌装置、線路側に外にございますけども、その装置の取替え、それからプールのサイダン室、プール出てすぐ左、線路側にちょっと空き地があるんですけども、ちょっと休んでいただく場所を設ける、それからプールの照明器具、両サイドの上側に器具が 10 機ほど付いております、合計 20 機の取替えになります。それと 94 ページの調査設計の委託料でございます、田井遺跡ということでございますので、田井遺跡現在のと

ころ一般の方々に見ていただくように昨年度事業で完成しております。この中でちょっと湿気が大変多く見られるようになってきております。そのための調査費委託料として計上いたしております。以上でございます。

川尻議長
教育総務課長

海司課長

私の方から英語教師招致事業の昨年度と変わっているところということで、おそらく備品購入費ではないのかなと思うんですが、従来ALT等の英語教師が生活する上で例えばテレビとかこたつとか電化製品、それから布団なんかはリースをしておったんですが、今年度からリース物件についてはリースして行くんですが、購入した方が安いのではないかと思われる品物については購入していこうかなというふうに思っておりますので、新たに備品購入費というのを項目で付け加えさしていただきました。後事務局費の児童手当ですが、これは教育費だけではないんですが、職員のこの2月・6月・10月に職員手当としての子ども手当ですね、その予算計上でございます。

10番議員
議長
議長

議長、小休願います。

小休します
(小休)

再開します。
答弁、原課長

保健福祉課長

53 ページの母子福祉費の名称が変わっているということでございます、昨年は母子家庭扶助費の母子家庭医療費が今年は1人親家庭医療費ということになっておりまして、これは22年10月から母子家庭のみ助成から父子家庭にも対象となることに伴い改正しておりますのでご理解ください。

議長
子どもセンター長

藤井課長

53 ページの児童館の運営費のご質問のあった報償費の件ですが、昨年より増加している件についてお答えします。昨年児童館報償費につきましては、将棋教室・絵手紙教室・おはなし会というのがあったんですが、それを1年間で定額1万円というふうなかたちで講師先生に渡していたのを、やはりそれを毎月していただいているということで毎月3千円かける12ヶ月で1年払いに絵手紙教室・おはなし会も3千円なんですが、するということでその分の増額で増やさしていただきました。

以上です。

議長
子どもセンター長

藤井課長

負担金補助及び交付金については、ちょっとまた後日検討さ

していただきます。

失礼します。

議長
7 番 議員

長 北山議員

それでは次に議案 30 号美波町国民健康保険事業特別会計予算についてお伺いいたします。これにつきましては、国保運営協議会ってというのが開催されておると思いますが、その協議会はいつ行われたのか、またその協議会での意見について、どういう意見が出されたのか、お聞かせを願いたいと思います。それと昨年度は町長の提案理由の説明の中にもありましたが、一般会計から 50,000 千円の繰出しがなされております、本年度は 80,000 千円の繰出しがなされておりますが、これにつきまして昨年度ですか、対処されたことについて具体的に説明を目的っていうんかな、これをはめた理由っていうんを具体的に説明を願いたいと思います。それと昨年度安定化計画市町村に指定を受けております、そこで高医療費について昨年度、今年も一般会計から繰出しをされたということなんで、昨年度高医療費について詳細な要因っていうんは当然調べられとうと思うんですが、その計画を昨年された、どういうことをされたのかとういうことと、その 1 年間の成果っていうんですか、1 年やってどうだったのか、そこらのところを説明していただきたいと思います。それと国保の運営安定化に向けた今後の方策っていうんも、新年度で 80,000 千円を繰入れ出されるようなかたちになっとんですが、今年度はどういうこと、町長も簡単に説明がありました、もう少し具体的に答弁いただけたらと思います。

お願いいたします。

議長
保健福祉課長

長 原課長

国保会計についてご説明いたします。国保運営協議会については、2月28日に開催いたしました。22年度国保会計の執行状況ならびに平成23年度の国民健康保険特別会計の予算案についてご説明をさせていただきました。国民健康保険特別会計については、大変厳しい財政運営となっております。平成20年度後期高齢者の医療制度への創設により、被保険者が減少したことによる保険税の減少、加えて自営業者等の収入の減少による国保税の減少、給付費の増加などにより平成22年度については危機的な財政状況になったため、税率の改正をいたしましたけれども、被保険者の所得が前年度よりも下がっていることなどから、それだけでは財源不足を賄えず一般会計から補てんをしていただき、決算できる見込みとなっております。23年度にお

いても財政状況が厳しく、一般会計からの補てんにより財源確保を行うこととして予算を計上しております。歳出の7割近くを占める保険給付費では、医療技術の進歩による高度医療に該当するとすぐに数百万という給付費が必要になる場合があり、医療費の動向がどのように推移するかっていうのは予測することは大変難しい状況であります。運営協議会においてもなぜ、あのお給付費が増加するのかということも委員の中から質問があり、今の様な状況を説明させていただきました。この状況は今後、今年度以降も続くと思込まれます。支出医療費の抑制をするために、すぐには効果は表われないと思ひますけれども、自分の体に興味を持っていただき、具体的には特定健診率の受診率を上げることだと思ひます。また保健指導などで三大疾病等に罹らないよう指導して行くってということが医療費の抑制のひとつだと思ひます。また詳しい説明については委員会の方で説明をさしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

5 番 議 員

議長

議

長 永本議員

5 番 議

員 小休してください。

議

長 小休します

(小 休)

議

長 再開します。

向山議員

8 番 議 員

今回初めてこういったスタイルで質疑ということなんで、もし不適切な質問とか説明が重複する分については取り下げをしたいと思ひます。それで私の方からは、2点お願ひというか、したいと思ひます。1つは日和佐高校の跡地問題ですけど、実は先般私自己都合で3月1日の全員協議会、欠席させていただきました。誠に申し訳なかったと思ひますけども、当跡地は日和佐地区のですね、中心地であって後の有効活用については、検討については慎重審議をすべきだろうと思ひております。もちろん慎重審議の結果、防災施設設備等のかの計画になったと思ひますけども、その検討の中で町民の意見とか要望とかそういった聴く機会が多分なかったんでないかなと思ひますので、そのあたり検討の経緯をですね、これは委員会で説明をお願ひできればと思ひます。それからもう1点は定住自立圏にかかる協定書ですけども、もし町長・理事者側で手に入るのであれば、阿南と那賀町の案がもし手に入れられるのであれば委

員会でこれも提示をしていただければいいかなと思います。というのは、それぞれの役割をはたしての協定になるんで、美波町と阿南市、それから那賀町と阿南市のそれぞれの役割がどんななっているのかということを知りたいと思ってます。もちろん町長からは基本的な事項について協定書、案を作っておるということだったんで、そのあたりは充分承知したうえなんですけども、その確認する意味で委員会で2点ほど説明なり提示なりしていただければいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。当初に申しましたように3月1日に欠席させていただいたとったんで、説明が重複する部分とかあれば、この部分は取り下げをしたいと思います。

よろしくをお願いします。

議 7 番 議 員

長 北山議員

先ほどの国保についてももう少しお聞きをしたいと思います。先ほど課長の答弁で、やった施策については直ぐには効果は表れないんだという答弁と、それと医療費の増については今後ずっと続いて行くというような答弁がありました。町長このままずっと増加するようなかたちの中で、年々一般財源を入れていくっていうんには、少し問題があるんじゃないかと思うんですが、町長の見解としてはどう考えておるのか、お聞かせを願えたらと思います。

議 町

長 町長

あのう国保の問題でございますけども、国保会計の収支につきましては、先ほど来ご説明をさせていただいたとおりであります。それで今そういうような自治体が多いということもありません。全国的にはもう少し規模を拡大する、いわゆる国保の広域化っていうのが検討をされているところであります。でそれはまだ方向性が決まっておる訳ではございませんで、私共の町の国保については町の中で今のところ完結しなければならぬとなつて、じゃあ国保会計を収支を合わせるためにはどうするかっていうと、もう二者択一しかなくって、保険者の方の税率を上げさしていただいて保険料をアップするか、もしくは一般会計から補てんするか、その二つの両方の組み合わせというんで昨年は約1億円の財源不足が見込まれたために、その財源不足をどうするかという議論の中で、30,000千円については繰越金がいけるだろうと、あと70,000千円はどうするかということで20,000千円については税率をアップさせていただいたと、50,000千円については初めて、合併後初めてですね、一般

会計から、それも当初予算で繰出し金の予算を組まさいていただいたということで、今年 1 年間 22 年度を推移を見守っておった訳なんですけれども、やはり繰越金が出るというようなところまではいかなくて、当初はやっぱり病気のことですから、病気が完治すれば国保の医療費も下がるということも期待もいたしております、50,000 千円は当初組んだんだけど、もしかしたらその分は使わずに終わたらいいなというような希望的観測もあった訳ですが、最終的にはそれも中々叶わないということで、23 年度の当初予算を組む時期がきまして、23 年度の見込みを出したところ、やっぱり 1 億円程度の不足が見込まれるというようなことございまして、ほれについて昨年も議会の中で提案をしたときに、国保に加入されている世帯というのは、世帯数でいえば町民の約 4 割ということがございまして、残りについては後期高齢の方もいらっしゃるんですけども、社会保険に加入されている方ってということになりまして、町の町税ですね、町税の方はそういった国保に加入されている方、また社会保険に加入されている方全てから等しく税を貰っている訳での一般会計となる訳なんです、その中国保に全てを出すというのは、やはりそれは一方で社会保険に入られている方の理解も得られにくというような判断から、それと合せて近年の所得が経済状況によりまして落ちているというような状況も見て、昨年は 20,000 千円をお願い、負担をお願いした訳でございます。今年も昨年の議会の議論の中で特に大きくは一般会計から出すことがけしからん、それから不謹慎であるような言葉っていうのは一言もなかった訳で、私共の方でも 23 年度を組む時に税率をアップするっていうのも、もちろん考えましたけれども、昨今の状態の中でそして 2 年連続そのよなことをするのは中々難しいという判断のもとで、今年度は当初予算から昨年度よりも 30,000 千円プラスの 80,000 千円の一般会計からの繰入金を計上さしていただいたところであります。ですから抜本的な、いわゆる構造的な問題が国保は抱えているというふうに思っておりますが、いかんせん全国皆保険の中の基本を占める保険でありますので、それを守っていきたいというようなところから一般会計で補てんするのはやむ得ないのんかなという判断をしたわけというようなことございまして。

議長 寺下議員
1 1 番 議員

私は 2 点お伺いします。まず議案第 1 号過疎地域自立促進計画の一部変更に関してですが、この自立促進計画は昨年 9 月議

会で上程されて議決されています。その時に、この病院の事業への繰出し金の分もその時にどうして出てこなかったのか、それはあり方検討委員会で病院の方向性がある程度決まったことにより今回変更追加がなされたのかをお伺いします。それと2点目に議案第4号定住自立圏の形成に関する協定について、これはこの前の全員協議会の時にいただいた資料なんですけれども、これの一番最後のページに美波町の課題と課題解決に向けた方向性っていうのがあるのですが、これは美波町が作られたのかどうかをまずお伺いしたいと思います。

議 長 磯野総務課長
総務企画課長

磯野総務課長

今ご質問のありました過疎自立促進計画の病院事業の運営費の補助金を昨年9月で上げられなかったかどうか、どうしてかということだと思いますけれども、病院事業の運営に対する補助金につきましては、それを過疎の今回新たにソフト事業として、特別事業分として上げれるかどうかっていうのは検討していたんですけれども、これの中で、県と国も関係するんですけども、その調整が付かずにですね、この9月に上げさしていただいた後にそういったことが可能であるというような判断が出ましたので、今回上げさしていただいております。それで22年度から運用させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。それと定住自立圏の前の全員協議会での説明資料のまゝ一番最後に付けております方向性についての資料でございますけれども、これは町の方で作成いたしましたものでございます。

以上です

1 1 番 議 員 議 長
議 長 寺下議員

1 1 番 議 員

その資料なんですけど、これね一番下の黄色の部分っていうても持たれてなかったら分からないと思うんですけど、阿南市の人口減少化による美波町への影響、それがスライドして医療・教育・日常生活などへの影響、で最終的に県南部の中心阿南市の都市機能の維持再生が美波町の存率の条件に影響というふうな表になってます。でそれに関してすごく私は違和感を覚えたんですけども、阿南市の人口減少による影響以前に美波町はどれだけ人が減って、どれだけ高齢化が進んでいるのか、これは中の表を見たら阿南市は人口のピークを迎える2020年でも高齢化は33.3%、うちはもう去年すでに40%の大台に乗っている状況になっています。これは周りのことよりも、自分の町のことをもっと心配せなあかんのんでないんかなと私は思い

議
町

ました。で本町の魅力の低下をこの中にも想定課題としてあるんですけれども、住んで良かったと思える町をつくろうとするなら、まず自分達の町を自分達の手でどうしたらいいのかを考えるのが先であって、それを充分行ってから広域化のメリットを活用していくものだと私自身は考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

長 町長

長 あのう今おっしゃられたことについては、寺下議員については前段町で先に考えて後から広域化でいいんじゃないかというようなお考えというように承ったんですけれども、私共の方は同時並行で行きたいというようなことで、今回提案をさせていただいておりますし、昨年から定住自立圏を目指したときから、そのような考えであります。ですから、繰返しになりますけれども、包括して全てを定住自立圏でなにもかもそれに頼るとかいうのでなくて、特に私共で弱い医療の関係を阿南市さんの方と定住自立の中では基本に据えていくというような考えでございまして、議員の中に心配の点があるとすればですね、そういった不利益になるような定住自立圏でのこれからの協定っていうのは、そのような項目を入れないこともできますし、最悪こういうふうな提携を結んで、そしてまた来年度共生ビジョンを作っていく訳ですけれども、それを作った後で、どうしても美波町が阿南市とは定住自立圏はこれ以上進めれないといたら引き戻す、引き返すこともできますし、いわゆる契約を破棄することもできるということもなっていますので、まずは地住自立圏を結らせていただいて、私共が先ほど来申し上げておりますように、弱い医療の分で、今は海部病院、いわゆる県立病院との連携とかいうようなことで、海部郡の一員としてやってはおりますけれども、それもやりながらまた一方で実際に住民の方がお世話になっているというか、多くかかっている阿南中央病院でありますとか、共栄病院の方との連携も深めていきたいという思いで提案をさせていただいておりますので、そのようにご理解をいただけたらなあというふうに思います。

議

長 これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、報告第1号及び議案第3号から第41号まで計40議案は、お手元に配布いたしております付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

「異議なし」と認めます。

よって、報告第 1 号及び議案第 3 号から第 41 号まで、計 40 議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。

ご苦労様でした。

3 月 10 日（木）

（時に 9 時 00 分）

議

長 おはようございます。只今の出席議員は 12 名です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第 1、一般質問を行います。一般質問の通告者は 8 名です。通告順に発言を許可します。

11 番、寺下議員の一般質問を許可いたします。

寺下議員

1 1 番 議 員

おはようございます。まもなく合併して 6 年目を迎えようとしています。平成の大合併で全国的にみても、町村の数を市の数が上回る自治体の広域化が加速化してきています。また今議会にも上程されている阿南市との定住自立圏の形成に関する協定書、新たな広域行政のスタートと思われませんが、阿南市との連携強化を生かすか生かさないかは、今後の町民生活に大きな影響をもたらすと私自身は考えています。この構想阿南市との医療連携を最大の柱としていると説明を以前から受けています。阿南市には公立病院はありませんので、この協定による阿南市の担う役割と、本町の 2 つの町立病院の存在が今後の共生ビジョン策定にも大きく関わってくることが考えられます。そこで病院の方向性について質問いたします。

合併して 5 年町長の交代もあり、当初からの流れが継続している訳ではないと分かっていますが、平成 20 年 1 月の大学教授等の外部委員を含む美波町医療体制整備検討委員会答申から 3 年が経過、今方向性を示す必要性を強く感じます。町の現状は

過疎高齢化が進み、昨年の国調では 8 千人を割り込んだということ、5 年間で 1 千人近い人口減少となっております。また町民の所得ダウンによる町税の減収、滞納の増加、町全体に元気が無くなっているのは数字的に見ても明らかです。事実町財政を見てもひとつひとつを見ていくと、決して健全とはいえない部分も多いように思います。財政について具体的に踏み込むと、合併によるあめとむちのあめの部分、合併算定替によるメリットは残り 5 年、これが無くなると年間 3 から 4 億の交付税の減少が見込まれると聞いております。また先ほども申しましたが、国調による人口は約 7,800 人、この数字を基に交付税算定がなされる平成 23 年度からは、やはり交付税減収と聞いております。依存財源によって町が左右される現況の中で、この減は町民生活に直接影響を与えないはずはありません。そして本町の自主財源である町税・法人税は年々減少、現実問題として低所得者の国保税・介護保険料等の軽減世帯数割合の増加を考えると、ますます危機感は募ります。人や物やお金が溢れていた夢のような時代はもうとっくに存在しない、住民自身も年々苦しくなる生活に色々な思いは募っています。町立病院の方向性によっては町が浮上するのか潰れるのか、この町の存続が懸かっているといっても言い過ぎではないと思います。町民が普通に求める安心な暮らしが、根底から覆る可能性も大いにあります。だから病院については余計触れてはいけないようなパンドラの箱と皆が思い込んでいるような感覚ではないのでしょうか。しかし、それでは町民不在になっているのではないかと、民間ならとっくに破綻している病院会計をここまで引きずってきたのだから、その判断には相当な痛みを伴います。しかしこの町の存続がかかる課題だからこそ、早急に議論し、判断する必要があり、その役割を理事者も議会も担っている、私はそう思います。なによりも公立病院の問題は医師不足に根源があるのです。そこが解消されない限り根本的な課題解消はできないと考えなければなりません。そしてこの問題は病院だけを切り取って考えるものでなく、あくまでも経営しているのは美波町であり、町財政の中でトータルに考え、判断材料の台本とする必要があります。そのためにも財政状況をもっと具体的に、現実的に町民に分かりやすく伝え、理解を得ることも必須条件となるでしょう。今のままではそれこそ表面的な病院の赤字だけが町民の判断材料になったり、病院のいるいらないの必要論だけが先走ったり、根源にある意思不足の現状を無視した議論がおこってしまいま

す。だからこそ、その情報提供には相当な覚悟を決めて、綿密な作業を行う必要があると思います。しかし、それを行わない限り不毛なストレスを町民が抱えることになるのは明らかです。そのようなことを踏まえ、次の5点についてお伺いします。

まず1点目、病院の方向性については財政的にもぎりぎりの時期に来ていることから行政主導で舵をとることが重要だと考えます。早急な舵取りをしていただけますか。次に2点目、県や周辺市町、南部圏域での医療連携についてどのように進められているのか、また新たな国の施策やその連携は今後今以上に効果的なものになるのか、具体的に現在の状況をお聞かせください。そして3点目、現在の美波町の医療のあり方検討委員会は副町長を委員長に町関係者、町内の住民で構成されています。しかしこれまでに公立病院の改革に携わったことのある学識経験者など、外部の専門家を検討組織に加えることにより、客観的な判断がより進むと思います。加えていただけますか。4点目、医療体制についてはもちろん十分に在り方検討委員会で議論していただいていると思います。また初日の町長提案理由の説明で、平成23年度中には方向性を決めたいという強い決意もお聞きし、非常に感謝の意を持っております。この4点目については、もうすでにあり方検討委員会である程度かたまってきているかもしれませんが、今回この通告はでしゃばりすぎたと少々反省をしておりますが、これまでも町長は議員からも提案をと求められていました。そこで医療体制の新たなパターンについて提案したいと思います。あくまでも私個人が町民と会話し、情報を集め、全国の事例と比較し、色々な人と意見交換をした上で申上げるものです。1つのパターン、1病院1無床診療所、2つ目のパターン、2無床診療所、3つ目のパターン、交通弱者の交通システムを確保した上で1つの病院、4つ目のパターン、交通弱者の交通システムを確保した上で1有床診療所、5つ目のパターン、隣市町への移動手段を最大限に確保した上で廃止、意思不足の現状では過大な経費を掛け、運営できるかどうかの大きなリスクを背負いながら、病院を維持するのはひとつの小さな自治体の力では無理な時代がきていると私自身は思います。今後民間委譲も含め、視野を広げることも大切なことだと考えます。美波町にとってどのパターンが有効であると考えられるのか、どのパターンならやってみる価値はるのか、町長の意思をお聞かせください。

最後に5点目、住民が主役という地方自治の観点から、町民

が求める地域医療について民意を聞く意識調査をするお考えはあるのかお伺いします。

以上5点について答弁をどうぞよろしく願いいたします。

それでは私の方から答弁をさせていただきたいと思います。まず初めに行政主導で舵取りをする必要を感じてということにつまましての答弁でございますけれども、まず初めに美波町病院事業のあり方検討委員会を現在2回目まで開いておりますけれども、第1回目の冒頭の挨拶でこの病院問題につまましては、私も皆さま方と共に方向性について考えて行きたいというふうに申しております。つまり町といたしましては、あり方検討委員会や委員さんに今回のこの重要問題を全てある意味押し付けるといような考え方はなく、町は町として主体性を持ちながら、委員会の皆様のお力をお借りし、検討を進めるといようなスタンスでありますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。次に2点目の医療連携についてでございますが、医療連携のうち医師派遣につまましては、現在個々に徳島大学病院、徳島県医師会、阿南医師会などと連携を図っておりますが、南部圏域内における病院相互の医療連携につまましては、平成21年2月に徳島県地域医療対策協議会が公立病院等の再編ネットワーク化検討報告書を作成し、公表をいたしました以降につまましては協議は行われていない状況でございます。この度徳島県が策定する予定であります地域医療再生計画に基づく事業を支援するための地域医療再生臨時特例交付金が先の国の補正予算で創出されたことにより、医療連携の下、病院の再編統合や機能分化が早急に検討される可能性がございます。それと町の方で現在南部圏域、阿南市との定住自立圏の中で特に医師確保について、医療連携を図ってまいりたいというふうに今考えておるところでございます。これは現在のところ具体的な状況というのではなくて、今後の共生ビジョンの中で、中に入れて検討して行く課題かなというふうに思っております。3つ目の公立病院改革に携わったことのある学識経験者を検討組織に加えることを検討していただけないのかというご質問でございますが、以前にもお話しを申し上げましたように、美波町の医療体制整備検討委員会が平成20年の1月に答申を出されておりますけれども、その時には専門性の高い学識経験者等を委員として、加えて答申をいただいております。そのようなこともございまして、今回のあり方検討委員会につ

いては今後の私達の、自分達の町の医療体制を検討することが目的でございますので、私達の町の住民の方に委員になっていただきまして、病院のあり方について住民の意見、自分達の町の病院をどうするかというようなことで、検討協議をしていただきまして、今後のよりよい医療体制の充実にしていきたいというようなことから、外部の委員を入れてないところでございます。ですが外部の委員を排除するというような考え方ではなくて、このあり方検討委員会の中で、例えば研修会がありますとか、先進地の視察でありますとか、そういったことをやりながら検討して行くというふうにもいたしておいでしますので、医療の専門家であったり、それから経営の専門家等を講師として呼びして、勉強会をするということも念頭にありますので、議員がご心配していただいていることにつきましては、そういうことでカバーをしてやっていけるんじゃないかというふうに考えております。次に医療体制の新たなパターンについてでございますが、ご提言をいただきましてありがとうございます。いずれのパターンにいたしましても、交通弱者の交通システムは欠かせないというふうに考えております。このいろんなパターンがございますけれども、このことにつきましては体制、あり方の検討委員会の中でも、具体的に検討をいたしておる訳ではございませんが、私共の事務方におきまして、いろんなパターンにおける運営上の財源等につきましては検討いたしておるところでございます。ですから形態につきましては、今後あり方検討委員会の中で、私共ともに検討させていただきまして、早い段階で案を皆様方にお示しをできるように努力したいというふうに考えております。次に最後の5点目でございますが、町民が求める地域医療について意識調査をする考えがあるかないかということでございますが、この意識調査につきましてはでございますが、以前に町の総合計画を立てますときに住民のアンケートをとっておりますけれども、医療の充実にしましては本当に低い充実度ということで、2割程度の方しか充実度を感じていない、残りの8割の方は医療に対して今の美波町では満足度が低いというような結果でございました。そういうこともありまして、医療を守る、いわゆる住民の安全安心を守るという町の立場から医療は重要だというふうに考えておりまして、これもあり方検討委員会の第1回目の町長挨拶の中で、両地域に医療機関が必要だというふうに、まず私自身が考えているので、そういったところを基本に検討にさせていただきたい

というふうにも申上げております。したがいまして、意識調査につきましてはどのような内容で行うかであるとか、どのような案ができたときに行うかというようなことで、いろんな場合とそれとタイミングがあろうかなと思えますけれども、この件につきましてはあり方検討委員会に一度諮ってみたいというふうに考えておるところであります。

以上答弁とさせていただきます。

議長
1 1 番 議員

長 寺下議員

自席から再問を失礼いたします。先ほど町長の方から、あり方検討委員会等と共々に考えていきたいということで、今のところ具体的パターン等の検討には入っていないということと、外部委員に関しては視察を行ったり、講演会等を行うことで特に今のところは考えていないというふうだったかと思えます。時期的なことからいうと、23年度中という後1年ぐらいいなんですけど、それに関して検討委員会の方にはだいたいのいつまでぐらいに答申を貰いたいということをお話されているのか、そのことをお聞きしたいのと、後委員の皆さんは病院会計の現状と診療体制の現況等を基準として町民の、自分達の町の病院の方向性を考えていくということで、今後の方向性を決めようとしているのか、あるいは全国的な医師不足の現実と、今あんまり町長の方から町の財政がかなり逼迫しているというようなことは聞かれなかったんですけども、そういう部分も踏まえて議論されているのかをお伺いします。それと先ほどの答弁を聞いていまして、私個人の意見としてはやはりその答申が町長とあり方検討委員会と共々であるといっても非常に大きな重みを持っていて、感情論であったりとか、利害関係であったりとか、そういうのを引き起こす可能性がゼロとはいえない町民の中から選ばれた委員さんにとっては、答申する重さっていうのもあるんじゃないかなというふうに感じました。でそういう部分においても今町長の方からは、町長の意見として両地域に医療機関は必要だというお考えが示されたんですけど、そういうのも含め検討委員会の中で諮られていくのか、お伺いしたいと思います。また先ほど言われました県の地域医療再生計画に関しても、実際3月1日にも新聞記事にあったんですが、本町に関しては南部地域においては、市内、徳島市内の、徳島とか国府の方の中心部の総合メディカルゾーンのサテライトとしての位置付けがあるだけで、具体的な指針も無く、先ほど町長も言われましたが、平成21年2月にあの時はかなり衝

撃が走ったんですが、まあ県がかってに打ち出したといっても言い過ぎではないぐらいの衝撃だった、新聞記事にもなった再編計画の美波町立病院の診療所化というのを振り返って考えてみても、いい方向に再編されるのではなく、縮小あるいは廃止の方向への転換へも想定されます。そういう部分を考えると、県からも離れてしまっているというような状況、そんな中で安心して暮せる町づくりができるのかどうかという部分には疑問を持ちます。この町を守るために美波町独自で、まずどうあるべきかを考える必要があり、これからの過疎高齢化をしっかりと調査分析し、自分達が安心して暮せる町をつくるにはどうすればいいのか、判断をすることが町民の期待する町の在り方なのではないのでしょうか。住民意識調査に関しても、満足度が低いというような部分で、意見の汲取りはされていると思うんですが、平成 21 年度からは町政懇談会も開かれて、それぞれの地区を回って対話する中で努力されているという部分もあると思います。財政状況的に考えれば、意識調査を行う時間の余裕はないように私は思うのですが、それでも町民の意識調査を行うことは町民自らにも問題意識を持ってもらう重要な手段です。地方自治の主役は住民です、だからこそ住民生活を左右する大きな問題は先延ばしではなく、真剣に取り組まなければならないと思います。まして相当な痛みを伴う改革であるならば早急に実施し、町民全体の問題として考えていきましょうと言う町長の目指す対話の町政そのものではないかと思います。私は病院はいらないと言っているのでは決してありません。過疎化の進む町だからこそ、町の元気な源を担う地域医療は絶対に必要です。しかし安心な暮らしが確保されない負担な状況では町民は加速度的に減るでしょう。地域コミュニティなんて吹っ飛ぶぐらいの過疎化が始まる可能性もあるのです。現に 5 年間で 1 千人近くの人口が減っています。毎日のように新聞のおくやみの欄に町民の名前が載る、その現実を直視しなければこの町の未来には限りがあるように思えてならないのです。それを認識した上で伺いますが、あり方検討委員会の答申を待ちながら並行して早急に意識調査をし、民意を聞いていただきたいのですが、いかがでしょうか。再度お伺いします。

議
町

長 町長

長 まず、一番最初と言いますか、冒頭申しておかなければいけないのは、この件いわゆる病院問題の件につきましては、私自身は先延ばしにするというような考えは毛頭ございません。

これははっきり申し上げたいと思います。それを申し上げた後で、以降の質問に答えたいと思うんですけれども、まずあり方検討委員会に期限をつけて諮問をしているかということですが、今のところ具体的な期限を申しはおりません。ただ提案説明の中でも申し上げましたように、遅くとも今年度中にはってというような思いがありまして、できるだけ早い時期にいわゆる形態の案を示せれたらとゆうふうに思っております。それはあり方検討委員会の中で検討していただいて、その案を出していただくというようなことでもございますが、それから2番目といたしまして医師の関係でもございますし、財政また財源的なことでもございますけれども、ちょっと質問から外れるかもわかりませんが、病院の医師につきましては、由岐病院が3名で現在のところ日和佐病院が2名、今申し上げましのは常勤でございますが、で今後お医者さんがトータルで5名ではございますけれども、1名につきましては徳島大学の医学部の方から派遣をしていただいておりますので、この4月からもしかすると1名減になるというような可能性も秘めておるところであります。そういった中で新たなあり方の形態を見ていきますと、自然とどのようなかたちがいいかというような面が見えてくる部分と、それともうひとつは病床の利用率が現在のところ両病院とも20名弱というようなことになっております。ですからベット数はトータルで80床でございますけれども、両病院合わせて40床弱の利用率というようになっております。この建て替えを行う場合にはそういった現実の利用率、利用者数も勘案して、規模は縮小されるっていうふうにもまあ想像できます。ほれはあり方委員会の中で図っていただくことなので、私はここで私の考え方といいますか、を具体的に言ってしまうとその委員会との関係もございまして、ていうこともございまして、今の流れ、それから状況、環境を見てみますと、その2点は言えるのかなというふうに思っております。それからもう1つは21年に出された検討委員会の答申のように、今後につきましては人口はますます減るであろうという中で、保健と医療とそれから福祉が一体となった包括ケアってというような考え方も必要になってくるであろうというふうにも想像をいたしております。で議員がおっしゃられた交通のシステムと言いますか、病院への自宅から病院に行く、いわゆる手段を確保でありましたり両病院、もし2病院が出来た場合ですね、両病院との連携を図る移動手段でありますとか、そういったものも必要になって

くのかなというふうにも考えておるところでございます、一方で今も病院経営をするためには病院だけの収益でなかなか賄っておれないことはご承知のとおりであります。で地方交付税等、病床数でありましたり、救急医療というようなことでいただいている交付税を一般会計から繰出しし、それでも足りない部分をいわゆる赤字補填として繰出すというようなこともありまして、その繰出しが大きいということも財政を圧迫する一要因でありますから、そのれをどないかできないかという考えの下で、今回過疎の計画の中でソフト事業として繰出金が幸いにも対象となるというようなことございまして、上限を81,000千円でございますけれども、その7割は交付金税で見えていただけるということで、町で現生負担するのはその3割というようなことで、そういったことも含めまして財源の確保といえますか、探しに努力もいたしておるところであります。それからもうひとつは改革プランの1年目が終わり2年目がもうすぐ終る訳ですけれども、その改革プランの結論が21年度分が出たときに両病院でこれではいけないというようなことで、今先生方に病院の経営について収入を増やす方法であるとか、支出を減らす方法を検討していただいて、少し上向きのようなほの収益が上がっている部分もございまして、3つ目といたしましての議員がご心配をいただいておりますあり方検討委員会の委員さんは住民であるから、それぞれの合併して両町にある病院のことを検討する中ではそれぞれ背負っているもんがあるから、その委員さんに負担が掛かるというふうなことをご心配されての、町が主導でやるべきでないかというふうに私は受け取っておりますけれども、できるだけ委員に負担の掛からないように、例えば答申というところすごく重たいイメージがあるますので、それを提言とかいうふうに町長に対してでありますね、町に対して提言とか言うように変えていただくとか、それから冒頭申しましたように委員さんに全て押しつけるんでなくて共に検討していきますけれども、最終結論・決断は町長がするのでまかしてくださいというか、あなた方にこの出たことについて結果を責任を押しつけるものではありませんというのは、会の中で再度申し上げたいなというふうにも思っております。で4番目といたしまして、再編の中で悪く考えれば美波町の病院を無くす方向で県なんかは進めるんでないかというような議員も危惧されていることございしますが、私自身はどのようになっていくかっていうのは県と協議をしていませんので、まだ分からないとこ

るではあるんですけれども、私共の医療を守る病院、住民の命を守る病院っていうのは私たち自身がそれは確保していかなければいけないというふうに思っておりまして、その考えっていうのは住民の方との地域懇談会等でお話しもいただきますと、やはり両病院ともそれぞれ歴史もありますし、35年と45年という歴史もあり、それぞれの住民の医療を担ってきたというようなこともございますから、住民に取りまして非常に大きな安心できる機関であると認識しております。そういうようなこともありましたから両地域に医療機関がいると、それは先ほど申しましたけれども、病院になるのか議員がおっしゃっていただいているような診療所になるのか、またはかたちが変わった保健センター的になっていうことで、医療の部分とそれと福祉の部分がへばり付いたような包括ケア的なものになるのかっていうのは、今後検討していかなくてはいいけませんけれども、日和佐地区に限っていえば民間の病院がございまして、病院もございまして、クリニックもございまして、診療所もございまして一般病床を持っているところはどこもありません。美波町で一般病床を持っているのが私達公立病院だけであります。公立病院は民間病院がなかなか算入できないところを担っているということも承知のところでございまして、それからまた一方で現在私共の両病院に入院されている患者さんの多くは年齢が高い方が多ございます。そういったことで医療のみならず社会的な入院の受け皿としても機能を担っているところがあります。したがって、そういったことも含めながら病院のあり方については検討を進めていきたいというふうに思っております。5点目のアンケートの民意を聞くというようにございまして、繰返しになりますけれども検討委員会の中で、実際私自身がそのアンケートをどのような項目でどのような感じで聞くのかっていうのが頭の中で現在イメージできているわけがありませんので、そういったことにつきまして検討をしていきたいなというふうに思っております。最終アンケートとか意識調査は別にいたしましても、町の方で形態をこのようにやりたいという案ができましたら、それは議会にもこのよな案でいきたいということ意見伺いますし、住民の方にもこのよな案でいきたいと思ってるっていうようなことで理由も付けてですね、それはお示しし、説明会等も必要かなというふうにも思っておりますので、そのようなかたちでは実施していきたいというふうに考えておるところであります。

議 長
1 1 番 議 員

以上です。

寺下議員

それぞれについて答弁をいただきましたが、これまでも私自身、私個人だけかもしれないんですけど、財政に関して危機感の温度差を感じます。私達議員は理事者側から出された資料に基づいて考え、チェックし判断します。情報源は限られていて、予算を作ることも執行することもできません。しかし、町長と議会は、住民の代表機関として対等な関係に立ちながら、相手の代表性の特徴を認め合い、それを生かし、あたかも車の両輪のように、自治体の運営を行っていかねばなりません。ゆえに、議員も町全体にとって必要な政策を自らで企画立案し、具体的なものとして提案する役割があります。だからこそ、限られた情報の中で、必要以上の危機感を持つことが私自身は重要であると思っています。先日美波町の平成 21 年度決算で社会保障に充てられたお金は全体の 4 割を超えたとお聞きしました。それらを少しでも下げて行くことが重要で、それを借金や税率アップという考えに即シフトしていくのは私自身は現国政の縮図のように思えてなりません。国政の報道を見て皆思うことはもっと他にすることがあるんじゃないかというようなことではないでしょうか。提案理由の説明でも言われたように、今は国に倣えではなく、地方は自らの責任と判断において自立した自治体経営を行って行く時代だと思います。そこで町民の命を守ることがこの町の使命であるとするなら、何よりも町民に必要なものを優先すべきだと思います。今後過疎化や交付税の減少による財政縮小が想定される現状で残り少ない基金を取り崩し、借金をどんどん増やし続けて行くのか、今の美波町に必要な住民サービスはどうあるべきなのか、それを考えることが大切なのではないのでしょうか。

小松島市議会が、議会の改革度全国 65 位になったのは、財政非常事態宣言を出すという、財政再建団体の一歩手前までいったからだという記事を読んだことがあります。そこまでいかないと、理事者も議会も気づかない。その最たる例が夕張でした。町民は知らないうちに破たんを知らされるかもしれない、そんな不安な日々を過ごさなければならぬのでしょうか。結果、その影響を一番受けるのは町民であり、それに限りなく近づきつつある本町は、何のために合併したのでしょうか。安心な暮らしがしたい、それを望んだからこそ、今がある。私はそう思います。もちろん、そう考えているにも関わらず、動き出せない

い私も大いに反省しなければなりません、だからこそ、この質問を機に本気で議論する、先ほど町長も言われましたが、意識調査の内容等も含め、そういうことを議論すること、そして早めに町民に対して説明する場が開かれることを、そういうきっかけにしたいと思っています。

病院問題は、雇用の問題、また方向性によっては位置の問題も絡んできますが、それを判断を下せない理由にせず、別の手法で解決する努力をすることが本筋だと思います。またあり方検討委員会は、答申ではなく提言という方向で考えられているなら、なおのこと期限を切って提言をもらうということが大事なのではないのでしょうか。それが委員さんの気持ちの負担を和らげて、委員さんのやる気に繋がるように思うのですが、そのあたりに関してはいかがでしょうか。

お願いします。

議
町

長 町長

長 まずはあのう財政的なことをご心配をいただいている点につきましてであります、財政につきましては私の基本方針といえますか、持続可能な町づくりっていう中で、私の頭の中には財政っていうのは非常に大きな部分でありまして、それはあのういつも頭の中におきながら町政を運営して行くというふうに思っておりますし、偉らそんなことは言えませんが、夕張のようにならないっていう自信っていいですか、そのようなことは決してならないようにやりたいというふうに考えてもおります。それからですね、委員に提言っていうようなことで期限を切ってということでございますが、それはあのうまた私の方から委員長、副町長でございますけれども、今後のスケジュール等についてあり方検討委員会の中で次回の会議等で今後の進め方等に付きましても、議論していただきまして、私自身できるだけ早い段階で出していただけたらなというふうにも思っておりますけれども、検討も十分していただきたいというふうなこともあります。ですから非常に大事な課題でもありますので、急ぎながら慎重にといいいますか、いかなくちゃいけないというジレンマ的なこともありますけれども、それプラス先ほど申上げました国の補正予算の中で出てきております再生の交付金関係で、それに乗るには県の方は5月というのが期限というふうにも聞いておりますので、そういった中のお話も議員の皆さま方ともいたしながら、あり方検討委員会の中でも第2回目で若干お話はしておりますけれども、そういったこともござい

ますので周りの環境変化とともに進捗度も変わってくるのかなというふうに思っておるところであります。

以上です。

議 長 寺下議員
1 1 番 議 員

今町長からは夕張にはならないという強い思いもいただきました。で以前町長は、一般会計から病院へ80,000千円の繰り入れなら、町民も理解してくれるのではないかと、個人的には考えていると答弁されました。町民1人当たり1万円の負担だと。それに関しては、それはきれいな割り振りに見えるんですけども、収入のない0歳の赤ちゃんから100歳を超える高齢者まで押し並べてトータル的に見ているように思います。現況は抜きにして。それって子どもの多い、それこそ町立病院にほとんど行く機会のない、子育て世代の負担が大きいということに他ならないような気がします。それさえも、机上の論理だと言われるかもしれませんが、毎年2億から3億を一般会計からの繰入れや過疎債を使って借金してまで継続することを町民は本当に望んでいるのでしょうか。また、そしてそれを後々返していくのは誰ですか、他の誰でもない自分達の子どもであり、孫達になると思います。まして、23年度の当初予算には国保会計に一般会計から80,000千円の繰り入れが予算化されています。少子化対策として今以上に、子育て世代が安心して暮らせる環境整備が求められるはずなのに、トータル的な負担の上乗せです。本来なら、それら一般会計のお金は、子育て世代が安心して暮らせる環境整備や過疎対策・高齢化対策に使われてもいいものでしょう。その上、毎年増える医療費の増加を考えたときに、国保の税率アップもそう遠くないのが厳しい現実だと思えます。どんどん所得が落ちているうえに、税金が上がる、借金が増える、そのような町は、安心して暮らすどころか、若者が住めない町になってしまいます。美波町で子育てをする、その魅力をどこに求めればいいのか。また、交付税を当てにするしかない財政で、もし当てが外れたら、病院はどうなるのでしょうか。そのことは町民も不安でたまらないと思います。今まで、この町の歴史を担ってこられた先輩方の苦労を思い、必死で生きてこられた高齢者にとって、安心して暮らせることが何よりも大切で、人と人との絆を大切にする高齢者も生活が苦しくなれば、支えあいや思いやる気持ちも無くなってしまわざるを得ない。地域力の壊れたその町のどこに魅力を求めればいいのか。町を潰さない、町民に負担を及ぼさないことを

第一に考えるとすれば、あり方検討委員会の提言も待ちながら、並行して新たな方法も考えていくことも重要なのではないかと思います。

美波町の人件費・職員・議員報酬合わせてすべて一律 25% カットしたら、3 億ぐらい出てくるように思います。そのぐらいの覚悟で病院問題考えていきませんか。そしたら、全職員・議員が真剣に考えるんじゃないですか。そのぐらい腹をくくってやっていくべき問題だと私は思っています。今、私たちが真剣に考えなければならないのは、現況で町立病院の利用度が高い、安心感を近くに求める高齢者に対応する医療施設です。それは、サテライト的な診療場所を地区公民館等も利用しながら配置したり、訪問診療・訪問看護等・診療方法を工夫することで、雇用などの課題解消はできるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

町長のお考えを最後にお伺いします。

議
町

長 町長

今議員から最後のご提言いただきました訪問看護・訪問診療の件ですけれども、医療を考えますとき在宅っていうのが最終、一番理想系であるというふうには理解をいたしておりますし、私共の町の保健師を含めそういったかたちで動いて行くのが望ましいというようなことでは認識は一致しております。ただ在宅が一番ふさわしい理想系だといいながら核家族化が進んでおり、独居老人であったり、それから老老介護というようなところで、手術を受けられて病院から帰られてきた人が自宅で現実にはなかなか難しい面がございます。で理想は理想としてそれを目指しながら訪問診療に付きましても、由岐病院・日和佐病院とも若干やっておるところでありますけれども、医師の数でありますとか、それにまわる余力といたしますか、そういったところがなかなかできてないのが現実であります。そういった中で病院と皆さま方の終末の医療でありますとか在宅の医療でありますとか、いう分をどうしていくかというような大きな問題もございましたけれども、根本的なところに医師不足っていうところがありまして、徳島県だけを考えれば日本では医師の多い県であります。それもまあ皆さま方もご存知の通りであります。その医師のほとんどが東部、いわゆる徳島市内に集中ということでこの南部に地域でありますとか西部の方は医師が非常に少ないっていうような現状がありまして、県立の海部病院でも医師が 9 名まで落ち込んで、いま寄付講座により二ヶ台を

確保したというような状況でありまして、私達の病院も非常に厳しい訳でございますけれども、そういった、今いて、そして頑張ってくださいしている医師の方々に感謝いたしながら、今後も頑張り続けていただきたいというふうな環境整備も合せまして、元に戻りますけれども今後の美波町にふさわしい医療体制がどんなものかというのをやっていきたいというふうに思っております。それと議員から再々おっしゃっていただいた財源の問題でありますとか、財政が厳しい中でそのように一般会計から繰入、悪い言い方をすればいつまで入れるのかというようなことになるのかしれませんけれども、私といたしましては国保も一緒ですけれども、じゃあ税率を足らん分全部上げますよと、ほれは理屈の上ではそういうようなが一番基本ではありませんけれども、それができないから苦労していくところでありまして、国保を守ることが住民を守ることに繋がるので、全体的な町財政の中からその分は負担すると、ですからある面そこに行くお金が他方ではしわ寄せがきていると、いうのは現実ですけど、それは言葉的には選択をしたのかなというふうに考えておるところでありますので、道路の維持補修が今まで毎年やっていたのを2年に1回、3年に1回としてでも国保を守る、医療を守るというような考えで今はいっているところがございます。で町財政を、決算が出ますと皆様方に決算報告で見ていただく訳ですけれども、そのような中で一般会計が傾きかけるというか、町財政に黄色信号なり赤信号がこうともりだすっていうような時にはですね、また政策を転換したりとかそういったことはしなくちゃいけないかなとは思いますが、合併後集中改革プランをやってきたおかげです。基本的な経常収支比率でありますとか、公債費比率、それから起債の現在高、借金の残高でありますとか、そういった基礎数値的なところは軒並みずいぶん改善してきまして、これは自負ではありませんけれども、本当に健全な財政になってきているんじゃないかというふうに思っております。ただベースとなりますのが、半分以上が地方交付税で賄われている依存財源で賄われている財政でありますから、その制度が大きく変わればひとたまりもないというような危険をひとたまりはらんでいるのはもちろん承知のうえです。日本全国の過疎町村はやはりそのようなかたちで、国からの再配分というかたちでの地方交付税をいただきながらしておりますけれども、町村会の主張によれば交付税は一旦は国に吸い上げられるけれども、自治体固有の財源であるという

ようなことで思っております。で仕組みとして法人税をはじめ、所得税をはじめ国の方へ一旦は行きますけれども、それを今後地域地方分権の中でどのように税源が移ってくるかというようなこともございますでしょうけれども、基本的には大きく財源調整機能が壊れることがないんじゃないかなというふうにも思っております。それはそれが壊れた時は日本が壊れるときかなというふうにも思いますので、そういったところで地方交付税っていうのはいつまでも安定してすごくあるとかというような話ではないですけれども、急激に変わるものではないのかなというふうに思っております。ですからそういったことも頭に置きながら何を選択するかということで、今は現在顕著になってきているのが国保の赤字か病院の赤字っていうのがこの町の大きな課題かなというふうに思っています。で最後に子育て世代等に付きましてご心配をいただいていることにつきましても、今年度中に子育て支援の方策っていうのを考えてみたいというふうに思っておりますので、答弁に代えさせていただきます。

議 長 以上で寺下議員の一般質問
寺下議員なにか

1 1 番 議 員 人件費の
議 長 答弁漏れ
町 長

長 人件費カットにつきましては、現在のところ特別職しか行っておりません。今議会で議会の皆様方の総意によりまして議員の皆さま方の歳費をカットするという話も伺っておりますが、議員が提案されました25%カットっていうことにつきましては、今現在そこまでは考えておりませんが、そのような議論になり、そのようにしようじゃないかというふうに意向になればですね、それは私自身はやぶさかではありませんが、職員を抱えておる身でございますから、職員の給与を25%カットするとか、今のところ1%でもですねカットするというような考えは私の中には今は持っていないところでありますので、その将来どれだけ厳しくなるかによりまして、意識の差もあるでしょうし、そういったことにも触れる時がくるのかなと想像はしますけれども、そういうことが来ないように頑張りたいというふうに思っております。

議

長 以上で寺下議員の一般質問は終了しました。
続いて6番丸龍議員の一般質問を許可致します。
丸龍議員

6 番 議 員

おはようございます。本日は2点質問をしたい思います。まず初めに1点目でございますが、思いやりのある町政づくりについてをお聞きしたいと思います。2点目でございますがコミュニティバス運営でございますが、これも一部思いやりのある町政づくりについてという中に入ると思いますが、本日は別として質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに1点目の思いやりのある町政についてであります。思いやりのある町政っていうのは、町長自身が町民の目線に立った町政作りをされているのかというのであります。先日の町長提案理由説明でも申されておりましたが、改めて再度本日お聞きしたいと思ひます。本町美波町は他町にもれず、大変な過疎地域であります。数多くの若者が流出し、高齢者が多くなりその結果、この美波町の活力が失われつつあるのも事実でございます。しかも何ら施策・方策も打ち出せていないのが現状であります。無為無策に過ごしては今以上に衰退、衰退を重ねて本町自体が無くなってしまふようなことも考えられる訳でございます。前任の藤井町政から影治町政に引継がれてまして、早1年8ヶ月の月日が過ぎようとしております。また三役も一新し、私自身どのような町政運営をして頂けるのか、また多くの町民がどのような影治カラーを出していただけるのか楽しみにしていたのも事実であります。

影治町長が平成21年9月議会に私も今回同様同じような質問をさせていただきました。その時に影治町長は、今回の町長提案説明と同じ対話の町政を基本姿勢とし、町自体の一体感の醸成に努め、住民と行政が協働あえる町づくりをしたいと答弁されました。また町長自身、住民の目線に立った政治、思いやりのある政治を行っていくと発言もされております。生活弱者又母子家庭への目配り、又高齢者の思いやり。現在その思いは変わっていないのか。また当面の課題である今回おっしゃられています医療体制のあり方、旧日和佐高校跡地の利用問題、幼保一体化の基本構想、子育て支援、交通弱者対策またイベントはこれにおいて、これも結構でございますが、その6本の柱立ては本当に着実に進めていかれるのか、よく飯泉知事がおっしゃられております、絵に描いたもちから、本当に食べられるもち

をしたいんだと、そのような案をまた方策を町長自身お持ちなの
のか 1 点目お聞きしたいと思います。

答弁よろしくお願ひ申し上げます。

長 町長

長 それでは丸龍議員のご質問にお答えしたいと思います。提案理由の所信の中で本年中に集中的に取り組む施策を述べさせていただいてあります。私が町政を担当させていただいてから 1 年半をも過ぎまして、議員おっしゃるように当初の町民の目線に立った政治を行っているのか、それからその思いは変わっていないのかというような基本であったかなと、質問であったかなというふうに思いますけれども、その思い、その考えていうのは私自身は変わったとは思ってはおりません。議員がおっしゃられるように、影治は町長になって、させていただいて 1 年半を過ぎたけども、何をやっているのか見えてこないというようなご指摘かなというふうに思いますけれども、箱物でありますとか、大きなプロジェクトでありますとか、そういったことを今現在やっているわけではございませんが、ハード事業の時代からいわゆる長寿命化といいますか、耐震をしたり、建物を長く使えるようなとかいうようなかたちで国の受給を得た交付金等も活用しながらやっているところであります。で提案の中で所信として平成 23 年度から取り組むといった今後の医療体制のあり方でありまして、それから旧日和佐高校跡地を分離活用した総合的な安全防災基地構想の推進、幼保一体化施設の建設に向けて、それから子育て支援対策の検討、交通弱者対策の推進というこの 5 本につきましては、議員からもおっしゃられていますように何か見えるかたちといたしますか、はっきりと議会の中でまた町民の前でこれをやるというようなことを発表するのがいいのかなというようなこともございまして、今回の提案説明の中にはこのようなかたちで提案説明の冒頭の所信を入れさせていただいたところであります。1 番目の医療体制のあり方につきましては、先ほどの寺下議員のご質問、それから今までの皆さま方からのご質問にお答えしてきたとおりでございますので、割愛させていただきまして、旧日和佐高校跡地の安全防災構想の推進でございますが、これは県からの譲渡のときの条件、契約等もございまして、現在のところ平成 26 年の 3 月末までに利活用計画を完成するというような契約になっております。そういった中で日和佐高校跡地をこの 3 月の補正予算と当初予算に一部計上させていただきまして、建物の解体とへ

リポートを建設するという予算を組まさせていただいておるところでございます。その後幼保一体化施設ということで、今現在保育園・幼稚園のある場所は津波が来たら一番高く水位が上がり、被害を受けると想定されるところでありますので、その先ほど申上げました26年の3月の末までにそれをやりあげたいというようなことで、今年23年度の途中で基本構想に関する予算を計上したいというふうに考えております。4番目の子育て支援対策でございますが、美波町の人口も国勢調査を見ますと7,765人ということで、前回の5年前に比べて961名減っております。そういった中で人口が減ると人口減少と、それと高齢化率は人口が減っている割には急激には上がっていないようで、実は就任させていただいた21年の8月の末現在で39.77という数字であったのが、今現在も40%にはのっておりませんで、39.9というような高齢化比率であります。ですから働き世代が少なくて、それは町内に企業等が無いというようなことで雇用の場が少ないということもございまして、お年寄り子ども、広くいえば今住んでおられる方が安心して住んでいっているようなことございまして、若い人が美波町で暮らしたい、暮らしやすいって思っただけのような施策を考えていきたいというふうに思っております。そういった意味で小さなお子さんをお持ちの家庭が生活しやすいような、なんか支援策を23年度中には考え、そして議会に予算を提案したいというふうに考えておるところであります。5番目の交通弱者の推進につきましては、後ほどご質問がでていられるようでございまして、そちらに移らせていただきたいと思います。で総括いたしまして、住民の方からお叱り、議員がおっしゃられるようになかなか施策が見えてこないというのは私の情報の発信の仕方っていうのが悪いのかなということもございまして、何か問題があるのかもしれないけれども、私といたしましては、昨年予算につきましても分かりやすい予算書っていうのを始めて作らさせていただきまして、全戸に配布させていただいたりというようなことございまして、それからホームページも新しくリニューアルもさせていただいたりというようなところがございまして、ただまだコンテンツと申しますが、町長室とかいうようなことで私が何かを書いたりとか、それから皆様方に伝えるようなこと等も今後考えていかなくてはいけないのかなというふうに思っております。ただ重ねて申しますけれども、所信は変わっておりませんので、初心を忘れることなく今後とも残さ

れた任期につきましては誠実に町政に務めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げますとさせていただきます。

議 員
6 番 議 員

長 丸龍議員

自席から質問いたします。今町長自身からご答弁をいただきました。誠実にですね、私がこの行って行くというふうな中でですね、ひとつ私が心配しておりますのは、町長の口からも答弁をいただかなかったんですが、やはり地元の産業の振興っていうのもですね、ひとつ課題に入れられてはどうかと、同僚議員も後とでこの一般質問にされるようですが、一次産業のやはり深刻とかというそういうふうな商業も含めてですね、細かい施策又そういうふうなものを決められたらいいんじゃないかというふうに思っております。また私ですね、町長がおっしゃられるとおり、全てを結果を私は求めるものではないと思うんです。私はこういうふうなことで進めて、一番にですね進めていきたい。またそういうふうなことで、町長共また副町長共々ですねやっていきたいというのがあればですね、再度お聞きをしたいと思っております。それと町長自身、地域懇談会ですかね、それを各地域で行っておりますが、やはりですね町長自身が町に出てですね、町民と対話してですね、また町民の声を本当に聞くというふうな、また町民の生活を見るというふうなことも大変大事でないと私自身思っておりますが、町長どうでしょうか。その一次産業また振興、また商業、また本当に歩いてみるというふうなことを行っていかれるかどうか。ちょっとその点お聞きしたいと思っております。

町 長

産業の振興につきましては、一次産業それから今おっしゃられた商工業も含めてでございますけれども、町の基幹産業というふうに位置付けておりますし、私自身も認識しておりますのでございます。でそんな中で、農業も水産業も林業もそうですけれども、非常に売上高また、水揚げ高等が落ちてきておまして、ご苦労をされているということも認識はいたしております。ただどのようなことをすればってというような施策のところ、今ちょっとうつってといいますか、今までどおりやっているまあ国の事業でありますとか県の事業でありますとか、そういったことはやらささせていただいておるんですけれども、町独自で何かできるものはとか、というようなことにつきましては、それぞれの例えば農業であれば農業者の方、漁業であれば漁業者の方等のご意見等もいただきまして、やっていきたいなとい

うふうに思っております。で私の方は門戸といいましか、扉は
ぜんぜん閉じとうつもりはございませんで、いつでもそういっ
た「町長こういうことできんかとか」とかというような話があり
ましたら議員はもちろんですけれども、町民の方にもそのよう
にこうしていただけたらなぁというふうに思っております、
で後段議員がおっしゃられました、町に出て町民の生の声を聞
いてはどうかということにつきましては、ぜひそのようにさせ
ていただきたいというふうに思っております。でどのようなか
たちで手法としてやるというか、いいのかなぁとかいうふう
には思っておりますけれども、最近まぁ心がけているのは、町内
に出るときはできるだけ徒歩もしくは自転車で出るようにして
おります、車には乗らないというようなことにいたしております。
そういったことで、時々ですね挨拶は交わしながら、止
まってお話をする機会も少しは増えてきたのかなというふうに
思っております、徐々ではありますけれども、そのようなか
たちで町中の方とは進めていけるのかなとは思いますが、ですが
この広範囲の美波町でございますから、その役場周辺で無い方
とどのようにというようなかたちにつきましては、今後またち
よっと考えてみたいなというふうにまた思っております。それ
と古くて新しいといえますか、手法かもわかりませんが、
町長への例えば手紙であるとか、それからインターネット上で
そういったポストを設けてご意見とかそれから提言をいただく
ようなことでもしてみようかなというふうに思っておりますの
で、またそのいろんな方法等が有効な方法等がございましたら、
また教えていただけたらなと言うふうに思います。

以上です。

議 長
6 番 議 員

丸龍議員

前向きな答弁をいただきました。町長自身そういうふうに町
民に生きた声を聞くというのも本当に大事かと思っております
ので、期待 執行しておりますので、よろしく願いいたしま
す。

以上で最初の1問目の質問を終わりと思えます。

次に2点目に移りたいと思えます。

議 長
6 番 議 員

丸龍議員

2点目の質問に移りたいと思えます。2点目でございますが私
は、コミュニティバス運行についてというふうな質問書ござい
ますが、これはコミュニティバスだけでなしにですね、弱者の交
通手段についてを私は聞いているところでございまして、そこ

のところをご理解いただきながら、ご答弁をいただきたいと思
います。この質問であります。町長自身、このまた町長提案
説明でも申されております。交通弱者対策の推進そのような中、
同僚議員もたしかに質問もされておりました。私も改めて町長
にお聞きしたいと思います。コミュニティバスといえ、路線バ
スが乗り入れてない地域に、住民の利便性を図るため運行され
るケースが多いと思いますが、商店で買物また病院など日常生
活が大変不便になっていると多くの町民からお聞きします。そ
こでシャトルバス運行は町民にとって大いに評価ができる問題
だと思っております。特に交通弱者、高齢者の方々、また免許
をもたないお一人暮らしの交通手段の無い方々には大変ありが
たいことだと思っております。私自身、基本的には路線の外に
循環型のバスルートを設定していただき、弱者・利用者の要請
に応じて自由に乗り降り出来るデマンドバスが最適でない
か、可能であれば財政が許す限りまた町長が英断があれば、導
入すべきと私自身考えております。まず地域の住民の要望に応
えて、病院・公民館・由岐支所・日和佐本所、また児童館、両町
の図書館、また体育館・商店など運行をしていただければ旧由岐
町民・旧日和佐町民との交流も図られ、時間に束縛されること
なく自由に交流が図れるのではないかと思っているところであ
ります。またメリットといたしましては、各商店街の活性化、
また観光客の方策にも繋がるのではないかと私自身思っており
ます。このようなコミュニティバス、交通弱者救済、また旧両町
民の交流を含めて、交通手段、いい案があるかまたそのような
案をお持ちなのか、町長また課長にお聞きしたいと思いま
す。

答弁よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 総務企画課長
総務企画課長

総務企画課長 ただ今のご質問に答弁させていただきます。旧由岐町と旧日
和佐町が合併いたしまして今年で5年となります。町の一体感
につきましては、まだまだ醸成されていないのが現実かと思っ
ております。町の一体感を醸成するには住民同士の交流が効果
的と考えております。スポーツでありますとか文化・各種サー
クルなどでコミニケーションを図り、情報交換を行うことによ
り町の一体感は深まるもと思っております。交流を図るにあた
ってはその移動手段が必要となつてまいりますが、運転免許を
持たれている方などは別にいたしまして、交通弱者の方々には
なかなかそこにも出る機会が少ないということで、必然と交流
の機会も少ないものと思っております。このような方々に交流

の機会を増やすという意味ではその移動手段では重要かと思いますが、由岐・日和佐間におきましては、JR牟岐線があり一定の交通弱者の方々の移動手段として活用されていると認識いたしております。各種イベント開催時などの特定の日にシャトルバスを運行するという考えられますけれども、現在のところまだ計画はいたしておりません。コミュニティバスの取組みにつきましては、議員おっしゃられましたように議会におきましても幾度かご質問があり、その対応を求められているところでございます。小さな町の限られた財政状況中ではありますけれども、費用対効果だけではなく、福祉面からも検討を行っていきたいとご説明をさせていただいております。また町長提案説明での所信にもありましたように、本年度の重点施策として交通弱者対策の推進について取り組むことといたしているところでございます。交通弱者につきましては、その移動を制約される人ということで、運転免許または車を持たれないまた持てないなど、高齢者・子ども・障害者・低所得者などが該当すると思われまますけれども、美波町においては少子高齢化が進む中、近年は毎年高齢化率が約1%上昇し、2月末現在では39.9%に達しております。このようなことから高齢者を対象とした交通手段の確保が求められているところであります。また一概にはいえませんが、県が本年度行った高齢化の進む農山漁村集落の維持存続に関する調査の公共交通に関する満足度が美波町で27%となっておりまして、那賀町及び海部郡3町の中では満足度が一番低いという結果がでております。これは前回平成19年の町の総合計画アンケートの約42%の満足度より低くなっておりまして、移動手段についての必要度が増しているものと考えられます。こういったことから、町ではデマンド型の乗り合いタクシーも検討いたしておりますけれども、特に日和佐地区におきましては地形が放射状に広がっており、その距離も長く循環型の乗り合いタクシーを走らせるには運行経路や運行時刻の設定が難しく、熟視いたしているところであります。そこで町では交通手段をもたない方が効率的に利用できるタクシー運賃助成制度を平成23年度において思考的に実施することを検討いたしております。タクシー助成制度につきましてはすでに三好市・神山町・佐那河内村でも施行を含めて取り組んでおり、その助成の仕組みについては助成金額でありますとか、対象者・対象距離など町それぞれで取り決められております。町といたしましても関係課などによるチームを編成し、その助成

内容等について検討し、美波町の地理条件にあった交通弱者対策として取組んでまいりますので、ご理解いただき、またご指導いただけたらと思っております。

なお助成制度の施行につきましては、早ければ6月議会にその予算を計上し、9月ごろから実施できればと考えております。

以上です。

議 員
6 番 議 員

長 丸龍議員

課長から答弁いただきました。まゝ一度もう少しですね具体的な案を明確に示していただいたら大変ありがたかったかなと、デマンドバスのタクシー、福祉タクシーですかね、そういうような運行かなと言うふうに思っております。まゝ現在ですね、各グループ本町では行事、またかめバスを利用されております。そのような中で、やはりデマンドバス、福祉、町がですねバスをもってやればまた色々な面でも、やはり有効利用ができるんじゃないかと思っております。やはり先ほども私言いましたが、住民参加型のやはり豊かな町づくりっていうのが不可欠ではないかと思っております。利便性を図るために、町政が一生懸命力を出していただいて、交流を図るというふうに務めていただきたいと思いますと思っておりますが、もう少し踏み込んでですね、福祉タクシーでなしに巡回型のものでですね、デマンドバスを出すんだというふうなちょっと意気込み、すぐに結果を私は求めませんがそういうふうなもし答弁がいただけるのであればお願いしたいと思います。

議 員
町 長

長 町長

今議員がご提言いただきましたデマンド型のバスと巡回バスというようなことをございましたけれども、地域公共交通の中でいわゆる有償のバスを走らせるということにつきましては、わりと手続等がございまして、そのことにつきましては検討をかさねていくということで、思っておりますが、できるだけ早くそして経費の面でも安くといえますか、経費がかからず本当に困っている病院から遠い高齢者の方というような方を救う道はないかということで昨年から検討をしてきていたところでもありますけれども、23年度には試行的に1度そういうようなかたちでタクシー会社に委託をするということを考えておりました、美波町には2つのタクシー会社がございますので、そのタクシー会社のご協力を得ながら、これはまだ両タクシー会社の方にはお話しはいたしてはおりませんけれども、そういったかたちで運賃の補助を町が行うというようなかたちを今のところ

想定しておりまして、議員がおっしゃっていただいているような本町・支所間、また病院とか買物とかというようなデマンド方のバスにつきましても今後とも検討は深めていきたいというふに、まあ思っておりますので、実施をするとかというようなことにつきまして今明言はできませんけれども、美波町の地域公共交通の会議の中でそのことについては検討していかさしていただきたいと思っております。

議
6 番 議 員

長 丸龍議員

もう最後でございますので、これは答弁いたしませんので、ちょっとお話しをしたいと思います。お年寄りや子ども達、そして生活弱者にやさしい思いやりのある政治が本当に求められております。また子ども達は国の宝であり、町の宝でもあります。将来、本町を支える立派な大人に成長してもらわなければ子ども達はなりません。しかし今の子ども達同志、また現在社会との関係など、大いに考えなおさなければ部分がたくさんあると思っております。特に人に対する思いやり又、人間愛といった心のふれあいがい失われつつあると思っております。社会自体が見失っている暖かい日本人のここを取り戻すためにはまずどうすればいいのか。それはやはり社会を築いてこられた今までの大先輩でもある、おじいちゃん・おばあちゃんにでなかるうかと私自身は思っております。インフラ整備も大変大事な課題だと私自身思っておりますが、やはり本町 20 年・30 年の先をしっかりと町長自身見据えながら、任期をまっとうしていただき、期待の、町長自身が町民の目線にあった、また本当に優しい思いやりのある町政また町づくりをしていただきたいと思っております。

ご期待をしておりますので、よろしくお願いを申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思っております。

議
長

以上で、丸龍議員の一般質問は終了しました。
小休をいたします。

(時に 10 時 30 分)

(小 休)

(時に 10 時 45 分)

議
長

休憩前に引続き再開します。
9 番岩瀬議員の一般質問を許可いたします。

岩瀬議員

9 番 議 員

私は 1 点質問させていただきます。日和佐保育園と日和佐幼稚園の移転の時期について質問します。

今後 30 年間に約 60% の確立で発生するであろうといわれて

いると東南海・南海地震に備え、さまざまなソフト・ハード対策に取り組んでおられますが、津波浸水による大きな被害が予想され、施設も老朽化している日和佐保育園と幼稚園については、日和佐高校跡地に幼保一体化施設の計画を持っていると前町長時代から何度も説明を受けていました。また昨年9月の議会の永本議員の質問にも日和佐高校跡地に計画しているという答弁がありました。合併前から懸案であった日和佐高校跡地の利用・活用について、校舎などの解体その後防災ヘリポートや避難場所などの整備をすることが確実となった今、速やかに幼保一体化施設を整備するべきと思いますが、具体的な見通しはあるのですか。子供たちの安全や安心はもちろんのこと、子育て世代や若い世代が安心して子育てが出来る環境をつくっていくことは、人口定住にも繋がると思います。

町長の明確な答弁をお願いします。

議
町

長 町長

長 それでは岩瀬議員のご質問にお答えさせていただきます。東南海・南海地震の発生確率が高くなってきており、地震が発生した際、徳島県が作成しております津波ハザードマップでは、本町の市街地の多くが浸水想定区域となっております。特に町の中心部は浸水想定区域が広く、町で一番被害を受けやすい状況となっており、大きな被害が懸念されております。日和佐幼稚園も日和佐保育園も浸水想定区域に含まれており、被害を受けることが予想されます。こうしたことから、旧日和佐高校跡地を複合多目的な総合的な防災基地の用地として利活用するという構想の中に、幼保一体化施設を整備することが含まれており、直近では議員申されておりましたように昨年9月議会の永本議員のご質問にもお答えするかたちで、旧日和佐高校跡地利用計画の中で取り組んでまいりますというふうに答弁をさせていただいているところであります。これまでは、校舎等の解体の財源にめどがたたなかったことから、永本議員のご質問には時期等を明確にご答弁できておりませんでした。校舎等の解体費を平成22年度3月補正予算に計上いたしておりますのと、財源が確保できましたので、日和佐幼稚園・日和佐保育園の移転につきましては提案理由の中でもご説明をさせていただきましたように、平成23年度の重点施策の取り組みの1つとして、当初予算には計上しておりませんが、幼保一体化施設の建設に向けての基本構想の策定に取り組んでいきたいと考えております。ただ施設の整備につきましては、現在の民主党政権が昨年子ども家庭省の創

設ということで、平成 25 年度からの導入を目指しておりました幼稚園と保育園の一体化施設でございまして、子ども園の全面移行でございましたけれども、今のところは見送られているというような状況もありますし、国の動きが不透明な状況もございます。でそのような状況でありますので、建物と中身というのは別々に考えておまして、幼稚園と保育園は一体した 1 つの建物で移転をしたいというふうに考えておりますけれども、その中身が今のところ幼稚園は文科省、保育園は厚労省というふうになっているのが、子ども家庭省というような案も出てきている中で、その方は国の動き等を注視しながら平成 26 年の 3 月というのが日和佐高校跡地を無償で譲渡したときの県と私共の町の条件的な期限でございますので、それをめどに子ども達の安全安心のための施設を早急に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、以上を持って答弁とさせていただきます。

議長 岩瀬議員

9 番 議員 自席から再問させていただきます。

ニュージーランドで起こった地震では、語学留学などで訪れていた、多くの日本の若い世代の人達が犠牲になっていきます。美波町を担う、美波町の未来を担う子ども達が安全安心のために、財政が厳しい中であると思いますが、工夫しながら速やかに整備をしてくれることをお願いして再問を終わります。

議長 以上で岩瀬議員の一般質問は終了しました。

続いて 12 番新開議員の一般質問を許可いたします。

新開議員

1 2 番 議員 おはようございます。議長の許しを得ましたので私から一般質問を指していただきます。

町長が就任して 1 年数ヶ月が過ぎました。就任にあたって町長は住民との対話を基本に地域での懇談会・意見交換を含め、数回地域を回り住民の意見を聞きながら行政に生かされてきたと思います。しかし私は町長としての姿勢を聞きたく、2 つ質問させていただきます。

まず 1 問目に町長の重点施策の成果について、就任時町長は 4 年間の基本姿勢として住民の対話、そして一体感のある町づくりの推進ということで 4 本の柱を掲げて、行政を進めていると思いますが、町長にお聞きします。今後地域懇談会を進めていかれるのか、参加者が少ない地域があると思いますが、同じ会を開くのであれば若者も参加でき、美波町にこれから背負っ

て立つ若者の意見を聞く魅力のある、特色のある会にして欲しいと思います。住民の中には町長を知らない人もおられると聞きます。またこの重点施策について、昨年9月議会で同僚議員の質問では町長の回答で町長公約については定期的に評価するつもりは今のところない、決算認定の機会を通じて行うと聞いていたのですが、1年1年状況も変わってきています。町村合併して5年が過ぎ、人口もその当時より約千人の人口減と少子高齢化の中で色々な問題が重点施策にも出てくると思います。またその1つに財政面でも、今後考えられる合併特例法が後数年で打ち切れ、また人口減による交付税の減少、これも1人あたり約15万で人口割りの場合、千人減れば1億5千万、特別会計の赤字による補てんを含め、数年後には美波町の財政が逼迫するのが目に見えています。こうした中で重点施策をどう進めていくのか、4つの重点施策の予算が約6億6千万、その内容も異なるが実行性の成果、今後の取組みについてお聞きします。

議
町

長 町長

長 それでは新開議員のご質問に答弁させていただきます。まず最初の地域懇談会の進め方についてでございますけれども、地域懇談会についてはまだ全部の地域を回れておるわけではございませんので、今後とも引続き町政懇談会を行わせていただき、議員からご提案のありました若い人たちとの懇談会っていうのは、それも同時にいわゆる地域懇談会っていうのは地域の懇談会ですけれども、若者は若者というようなかたちで進めさせていただきたいというふうに考えております。それから町長の重点施策の成果とそれから今後の取組みということでございますけれども、私が町長に就任させていただきましてから、1年半が経過いたしております。この間半世紀以上続いてきた自民党政権から民主党政権への政権交代でありますとか、100年に1度といわれる経済危機、世界同時不況、円高、デフレ、雇用情勢の悪化等、日本社会全体に閉塞感・不透明感が漂い、現在国政も混迷を極め、政策も安定せず、日本社会全体に閉塞感と将来への不安感が漂う先の見えない状況の1年半であったかなと感じておるところであります。こうした中で、住んで良かったと実感できる町を実現していくために、対話の町政を基本姿勢といたしまして、4本の町づくりに取り組んできたところであります。で成果につきましてでありますけれども、まず1番目の産業振興の町づくりにおきましては、主に農林水産業・商工業・観光の振興に取り組まさせていただきました。農林水産業では、

有害鳥獣対策、製品のブランド化、農産漁村地域の伝統文化の伝承、都市と漁村との交流促進、森林の保全や整備、海や海岸の環境保全、種苗・アワビ・ひらめ等の生産放流への支援等を行ってまいっています。商工業の振興では商工会の育成と活動の支援でありますとか、農林水産業などの連携活動への支援、また各種イベントの支援等がございます。観光振興ではウエルかめミュージアムを始めとするウエルかめ関連事業の推進でありますとか、体験型観光の推進に予算を計上をいたしおるところであります。また不況下における 形態の底上げに寄与するため、公共物品の町内事業所での購入の徹底でありますとか、町発注工事の最低制限価格の引き上げなどを取組んだところがあります。安全安心町づくりでございますが、住民の誰もが安全で安心して住み続けられる町であるために、道路・交通網や情報通信などの基盤整備、快適な生活環境作り、保健・福祉・医療の提供、公共建築物の耐震診断・耐震改修はもとより、個人住宅の耐震診断・耐震改修への助成など、安全で災害に強い町づくりに取組んだところがあります。特に新型インフルエンザ対策では、町民の皆様の費用負担軽減を図るため、議会のご理解も得て、町独自の上乗せ助成を実施いたしましたし、助ける命は助けるとの思いから、子宮頸がん予防ワクチン接種についても国に先駆け助成制度を行ったところがあります。また昨年4月の集中豪雨による災害につきましては、一日も早い復旧を目指し町を上げて、全力で取組むと共に、徳島県知事に直接陳情を行い、結果積極的なご支援をいただき、災害復旧事業に取組むこともできたところがあります。また環境に優しい町づくりの推進として、公共下水道及び志和岐地区の漁業集落排水がまもなく完成、また供用するところがあります。3つ目の未来をつくる人づくりであります。町づくりの基本は人づくりにあるという理念でございます。町の未来を担う子ども達の多様な環境条件の整備として、日和佐小学校が改築いたしましたし、住民の学習意欲や各種の活動への参加を高めるため、各種講座・学級を開催し、生涯に渡りいつでも自主的に学べる機会の提供にも取組んだところがございます。以前にも申し上げたことがございますが、私には町の宝である子ども達が成人したとき、自分が生まれ育った町・地域を語れる人に育ててもらいたいとの思いがあります。これは郷土との繋がり、愛着を持つことにより、将来環境が整えればふるさと美波町に帰り、故郷に貢献したいという人づくりに寄与するのではないかという考え

でございます、教育委員会の園校長会で校長先生方をお願いを申上げたところでございます。そのような中で、昨年11月に開催されました中学生議会は意義深いものがあったと感じています。中学生議会は、近年国民の政治離れが進んでいることに鑑み、中学生の内から政治に関心を持っていただくことにより、将来国づくり・町づくりへの意識関心が高まることを期待して開催いたしましたものでございますが、中学生の視点で特に町への提言という方針で質問がなされたことには大変ありがたく感じております。またこのときの提言、いわば中学生のご要望に1つでも多くお応えしたいとの思いから、合併5周年記念として日和佐道路全線開通記念イベントの開催に向けて現在、鋭意関係機関と交渉を続けているところであります。最後になりますが4つ目の持続可能な町づくりの推進でございますけれども、社会経済情勢の変化にも対応し、将来に渡って持続可能な町づくりであるためには、時代を先読みした政策の選択と集中。住民と行政との協働による一体感の醸成が必要との観点から、住民と行政が情報を共有するという観点を軸として、将来をしっかりと見据えた効率的な行政運営・健全な財政運営を推進してきたところであります。まず情報の共有の観点からでございますが、初めての試みとして、美波町の分かりやすい予算書を作成いたしまして、全戸に配布させていただきました。予算や財政状況につきましては、法律に基づいて作製され、広報紙等で住民に公表しておりますけれども、内容も言葉も難しく、理解しにくいのが現状であります。住民の目線でもっと簡易に分かりやすい予算や財政状況を住民向けに作成し、町のことをもっともっとよく知ってもらうためのもので、今後も続けてまいりたいと考えております。2番目は町政懇談会の実施でありまして、先ほど申し上げましたように、続けてまいりたいというふうに考えております。3つ目はホームページのリニューアルでございます、分かりやすさをテーマにホームページをリニューアルし情報等を積極的に提供いたしております。4番目に町政要覧の作成でございます、まもなく印刷ができあがりまして、議員また住民の方々にお渡しできるかなというふうに考えております。2番目といたしましての効率的な行政運営・健全な財政運営でございますが、職員の意識改革ということで組織を構成するのは人でございまして、職員一人一人が頑張らなければどんなプランも絵に書いたもちに終わります。持続可能な行財政を推進して行く上で、まず必要なこと

は、職員と私が危機意識を共有することが必要だと考えています。自分達が頑張らなければこの町は良くなるという、共通の意識をさらに深めて行くために、次の3つの項目に取り組んだところであります。1つ目は職員との対話の実施、意識を共有し、資質と意欲をさらに高めるため、職員との懇談会をさしていただきまして、1組1時間の割合で28組、延べ143名と意見交換をいたしました。2番目には自己申告制による職員研修奨励事業というのを立ち上げております。3つ目といたしましては、職員政策提案制度の創設でございまして、職員政策提案制度は実績といたしまして、現在まで17件の提案がなされております。今後とも元気な役場、明るい役場を目指して推進をしていきたいと思っております。効率的な行財政運営につきましては、地方分権型社会が進んで行く中で、これに対応するために、時代の変化に対応した組織機構の改革を昨年10月に実施いたしました。今後とも事務事業の見直しを含め、効率的な行政運営の確立に努めていく所存であります。又今後、病院事業への繰出し、国保会計への繰出し等財政状況がますます厳しくなることが予測される中、中長期的な視点にたった収支バランスも視野に入れながら財政の健全化に努めていきたいと思っております。地域づくり活動の支援でございますが、地域をつくるのは地域の住民であるとの観点から、活力ある地域づくりを目指し、住民と行政の協働による町づくりを推進していくため、地域において住民が自主的で主体的に行う地域づくり活動を支援いたしました。

以上主だった実施施策を申し上げさせていただきました。これからはハード整備の時代でなく、しばらくは長寿命化の時代かなというふうにも感じておるところでありまして、今後とも美波町の総合計画を踏まえながら、総合的な町づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

次に今後の取組みにつきましては、本会議開会日の提案説明で申し上げたとおりでございまして、23年度につきましては5本柱、重ねて申し上げますと、医療体制の在り方の検討・旧日和佐高校跡地を利活用した総合的な安全防災基地構想の推進、幼保一体化施設建設に向けての基本構想の策定、子育て支援対策の検討、交通弱者対策の推進など、町民生活の安全安心を確保した、優先課題とした施策に取り組めることから着実に進めてまいり所存でございますので、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議 長 新開議員

1 2 番 議員 それでは議席から再質問をさせていただきます。今町長から答弁をいただきましたが、まず1つに町づくりを進めていく中で、人口減と高齢者が増えて若い人が少なくなり、町に活気がない状況で、重点施策の1つである、例をとれば産業振興の町づくり、これは美波町の基幹産業である農林水産業の振興をどう進めていくか、各漁業農家では生産意欲が無くなっております。今30代40代50代の方が、第1次産業に従事しているのは果たして本当におるのでしょうか。10年20年後先が非常に不安になってきます。あのう蓋を開ければ町全体が消えておると、というような状況になるのではないかと、また山間地域の高齢者の生活の足はどう確保するのか、これは私この間牟岐の警察署で会がございました。牟岐所長の話では、今国道を90歳の方が現役で運転しておるということでございます。安心、安全安心からすれば高齢者の足を確保するのも行政の責任でないかと私は思います。美波町は集落が点在していてそれぞれの集落での課題があり、町づくりの難しさはあると思いますが、今町長から他の面での話がございました。これによっては、一応安心しましたが、集落によれば変化のスピードが速く進んでおり、町づくりの事業成果の検証評価もすることも大切だと思います。町長のいわれる住民との対話を含め、町づくりの成果・評価もお願いいたします。

議 長 町長

町 長 失礼しました。答弁させていただきます。まず山間地の高齢者の足の確保につきましては、先般の質問で申し上げましたとおりでございます。今年、早い段階で施行を行っていききたいというふうに思っております。え、施行を行いながらよりよいそういった交通弱者に対する足の確保を模索していききたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただけたらと思います。で冒頭ありました人口減少が進むなかで、高齢者が増えるというよなことで、町に活気がない段階で町の基幹産業である農林水産業をどうするかというような話でございますけれども、本当になかなか難しい問題でございます。農林水産業につきましては漁業につきましては水揚げが非常に落ちております。農業につきましてもその出荷高も落ちておりますし、林業につきましても木材価格の低迷等もございまして放棄林といえますか、手入れのできていない森が多いというようなことで、そのことにつきましては県と協同しながら森林につきましても林業

の活性化ということで、県が基金が利用しまして、間伐を行うというようなことでやっていただいておりますけれども、漁業にいたしましても農業にいたしましても、漁獲高の減少はもちろん漁価の低迷等もございまして、今のままでは中々難しいというようなことを7漁協の組合長からは同じように言われております。ではどうすればいいかというようなことに対しての明確な施策が打ち出せないというところがございまして、魚が減っている現状でありますとか、磯の環境が悪いとかいうことにつきましては、県の水産研究所等のお力も得ながら研究も進めておりますけれども、地球温暖化等もございまして、影響もございまして、海水温の高くなるというようなことで、熱帯にいた魚がもうこの辺の近辺まできているということで、磯やけ等も起こっているというようなこともございます。ですから根本的な対策、今後どうしたらいいかというようなことにつきましては、前の議員の一般質問にも答弁さしていただきましたように、供に知恵を絞りながらやっていくという基本姿勢の元で、また考え方を少しは変えながら、例えば国の方で法律が制定した独自産業化でありますとか、都市との交流であるとかそういった今の今までの発想とは少し変わった発想もしながら、やっていくことが大事なんかなとは思いますが、では具体的にどうっていうところまで私の方で明確に答弁できるものを持っておりませんので、まあお許しをいただきたいなと思っております。それから町づくりの成果・評価についてでございますけれども、町の施策全般につきましては毎年度決算が終了したら成果報告にて議員に決算認定に賦しておるところでございまして、行政評価なり事業評価なりのことと言うのは制度的には、大きい町では市とかでは、進んでおるところではございませぬけれども、町村ではなかなかそこまでいけてないと、言うのが現実でございまして、できるだけ自己評価的なことにつきましては、独自の中でやっていくというようなことではやっていきたいなとは思っておりますけれども、きちとした要綱、それからまた条例等を制定して、評価をやっていくというような考えは今のところは持ち合わせてはおりません。

以上です。

議長
12番議員

新開議員
再々質問いたします。

財政も厳しくなることも予想されますし、元気のない第1次産業、生産意欲のな無くなっている状態で町づくりをするにあ

たり、住民との対話から元気のある成果の上がる町づくりをお願いして、私からの第1問目の質問を終わります。

議 長 新開議員
1 2 番 議員

それでは2問目の質問をさせていただきます。病院改革プラン、計画期間と病院事業のあり方検討委員会の会議の評価についてということで、病院問題のこの問題は数年前から先輩・同僚議員から何回となく一般質問をされており、現在にいたっておる状況でございます。病院問題で平成21年3月に出された改革プランで3カ年計画、平成21年から23年度とするプランで進捗及び達成状況について速やかに町民に公表するとなっております。今年は23年度で9月にならなければ決算状況がでないと思いますが、改革プランに出された当時、由岐町民を集め大勢の住民の前で経営収支比率・職員給与比率・病床利用率・医療収支比率・外来患者数をパーセントはいえませんが、23年度までに達成するといわれました。町長にお聞きします。どのように行政として努力をしているのか、今現在分かる範囲で達成内容をお聞かせください。また22年11月に新しく病院のあり方検討委員会で2回を会議を開催されており、会議録を見ると各委員からはさまざまな適切な意見がだされておりますが、スタッフの病院の形態の内容を含め、その方向性をいつまでに出すのか、町長のお考えをお聞かせください。

議 長 町長
町

それでは病院改革プランの計画期間と病院事業のあり方検討委員会の会議評価について、ご答弁をさせていただきます。まずはじめに平成23年度とする3カ年の計画のプランの進捗・達成状況につきましてでございますが、大きく努力している点ですので、私の方で把握している点は、特に去年の経営状況が悪かった日和佐病院につきましては、11月から救急指定の救急告示を受けまして、救急病院を行っておるところであります。そういったことから今年の収支につきましては、昨年よりも少しいいというふうに今現在伺っている所でありまして、細かい数字につきましては、今から申上げる程度でございますけれども、まず両病院の平成22年4月から平成23年2月までの入院・外来患者数の状況についてご説明をさせていただきます。まず入院・外来患者数でございますが、日和佐病院では入院患者数が6,055人でありまして、1日平均入院患者数は18.1人でございます。外来患者数は17,417人で1日平均の外来患者数は78.8人となっております。由岐病院の方でございますが、

入院患者数は 6,307 人、1 日平均の入院患者数は 18.9 人でございます。外来患者数は 25,963 人でございます。1 日平均の外来患者数は約 118 人であります。次に両病院の経営状況についてご説明をいたしますが、昨年 12 月に両病院で出した見込み数値でご説明させていただきますので、3 月末までの入院外来患者数の状況によりこの数値が変動する事がありますことをご了承いただきたいと思います。日和佐病院の経常収益の見込みにつきましては、前年度に日和佐病院が資金不足のため由岐病院から借りていた 134,000 千円を返済するために、本年度 9 月議会におきまして一般会計から繰入をしたところでございますが、この金額が会計上収益に反映されますので、この額を差引いた数値でご説明をさせていただきますと、経常収益は 269,873 千円で経常費用は 403,889 千円、差引計上損式は 134,016 千円の見込みとなっております。昨年 12 月時点での一借の見込み額は 180,000 千円といたしておりますが、現時点で資金不足により、一借りをしている額は 139,000 千円ということであります。由岐病院の経常収益は 508,936 千円、経常費用は 535,676 千円で、差引経常損失は 26,740 千円の見込みであります。両病院とも改革プランに掲げた経営指標に係る数値目標の達成に向けて努力はいたしておるもの大変厳しい状況が続いておると言うところであります。続きまして、病院事業のあり方検討委員会の評価と方向性についてでございますが、評価について私が評価するのも変かなというふうに思いますので、評価につきましては割愛させていただきます。病院事業のあり方検討委員会につきましては、先の寺下議員の一般質問にも詳しく答弁をさせていただいておりますけれども、第 1 回目の会議を昨年 11 月 12 日に開催し、今後病院事業のあり方について検討をしていただくことといたしました。第 1 回目の会議では私の基本的な考え方、すなわち由岐・日和佐両地区に医療体制は必要と考えているというようなことで申し上げまして、両地域に必要な医療が提供する提供できる体制についてどのようなかたちが望ましいのか検討をしていただきたいと思いますというふうをお願いをいたしておるところであります。その際に美波町の将来人口等も考慮しながら議論が必要であるとの意見を頂戴し、1 月 27 日に開催した第 2 回目の会議で資料を提示、協議をさせていただいたところであります。先の国勢調査結果の速報や総合計画で予測している人口推計なども視野に入れまして、十数年後の医療のあり方等も踏まえて議論をさせていただいております。そ

の中で病院問題だけでなく、交通弱者の問題とか医療機関と福祉機関との連携などさまざまな意見を頂戴しております。今後は他の町村の病院や診療所等の現場を視察することにより、これからの美波町にとってどのような医療体制が必要なのか、またふさわしいのかを考える参考にしたいとの思いもあり、視察先を現在探しているところでございます。病院問題は美波町にとって最重要課題であるという考えであり、早く方向性を出す必要性も感じておるところでございまして、病院改革プランに基づく計画の達成に向けた努力も並行して行いながらやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜ればと思います。

以上答弁とさせていただきます。

議長
1 2 番 議員

新開議員

自席から再質問させていただきます。

今町長から改革プランの努力・達成内容について説明をいただきましたが、私はこの改革プランの診療体制について、由岐・日和佐病院共に入院収益の増収を目指しますと、努力目標を掲げています。また経営形態を見直しに係る計画では今後の経営形態の見直しについては、平成 23 年度の数値目標である資金収支の均衡が困難と認められる場合は、経営形態の見直しを行うと言うことで、見直しの方向としては地方公営企業法全部適用、地方独立行政法人、指定管理者の制度、民間に譲渡また診療所化や介護老人施設への移行も検討するとなっております。このようなプランの文面を町民に提示された以上、1 町に 2 つある病院の方向性を早急に決めて欲しい、また先般議会の全員協議会の資料にも近い将来は美波町の人口は 5 千人台に入ると推測されています。財政も厳しくなる人口も少なくなる、こうした中病院改革委員会、病院事業あり方検討委員会もそれぞれの会で病院問題を考えていると思いますが、早く結論をだしてほしい、町長の考えをお聞かせください。

議長
町
議長
1 2 番 議員

町長

できるだけ早く、皆様方に案を示せれるように努力したいと思います。

新開議員

再々質問をいたします。病院問題はこの美波町では大きな課題であると思います。2 つの現病院は大きな手術は町外へ搬送しているし、住民の利用度も考え、内容的には財政を考えて、早く方向を出して欲しいと思います。以上です。

議 長 以上で、新開議員の一般質問は終了しました。
昼食とします。小休の小休。

(時に 11時30分)

(小 休)

(時に 13時00分)

議 長 休憩前に引続き、再開します。
2番江本議員の一般質問を許可いたします。
江本議員

2 番 議 員 3点について一般質問をさせていただきたいと思います。午前中に同僚の議員からの質問が重複した部分もありますので、1点目の1次産業の振興については簡単に質問したいと思います。

地場産業で一番重要な産業であると思われる農林水産業、現在のどのよう認識しているのかをお聞きしたいと思います。ただ今、大変厳しい状況にあると思われ、農業・林業・水産業、とりわけ従事者の高齢化ということが大変大きな問題となってきたおのかなかろうかと思われ、農業では十分な労働力ってということが伴わず、田畑を手放し、十分な耕作ができない、また林業では山・木の手入れ等が充分行えない、また山・木にしても価格の暴落等の状況に置かれて、ますます困難な状況になってきております。漁業に置かれましても、だんだんと高齢化人口が、おける割合が大きくなり沖に出る人も少なくなり、他でやむなく仕事をするというような状況が続いてきております。こういうふうな中に置かれて、専業に帰ってきて仕事をする、担い手を目指す若い者にとっても十分な収入が見込めないってというような状況であります。このような状況がここ数年続いてきております。こういうふうな中で労働人口が減ってきて、ますます人口減少に拍車をかけ、これからも限界集落といわれるような形態の集落が増えていくのではなかろうかと思っております。このような状況を昨年の国勢調査の結果等を踏まえまして、町はどのように把握しておられるのか、そこを1点お聞かせ願いたいと思います。また、TPP環太平洋連携協定、こういう協定に参加することによりまして、農林水産業への影響、ただ自由化とういうことで農林水産業への影響ははかるとも大きな影響が出てくるのではないかと考えられます。また、県内に置かれましても農林水産物の産出額、その参加により約330億円というようなお金の減少が試算されています。これは町内にもおのずと影響は及ぼしているもんだと考えられま

すが、この点につきましても、これに対する T P P だけじゃなし、これからの農林水産業を活力ある産業にもするために、先ほど町長が同僚議員の答弁の中にもありましたように、農業・漁業、その他に有数の各施策を行ってきておるようでございますが、大まかな人的育成、財政的な支援のみならず、包括的なといいますか、ほの視察的ないろいろな交流をもった活力ある産業形成、そういうもの取組みは考えておられないのか、その点につきまして、答弁をお願いしたいと思います。

議長 長 産業振興課長

産業振興課長

ご答弁させていただきます。農林水産業の現状であります。農業は、耕地面積 306ha、農家戸数 499 戸であり、営農類型は、水稲単作形と、水稲と露地野菜・施設野菜・花卉あるいは畜産等を組み合わせた複合型に大別され、水稲については高付加価値商品として、乙姫米の栽培を推進し、野菜については、菜の花・オクラ・ほうれん草などの栽培面積拡大に取り組んでいます。農業従事者の高齢化が著しく、担い手不足が深刻な状況にあり、従事者の多くは 65 歳以上という状況であり高齢化の進行とともに、山間部を中心に耕作放棄による農地の荒廃化が進んでいます。林業については、森林面積は、約 12,600ha で本町の全面積の 90% を占めております。森林面積のうち民有林がほとんどを占め、民有林における人工林率は 60% であります。人工林は 35 年生以下のスギ・ヒノキが 60% と多く、良質材の生産に欠かせない下刈り・枝打ち・除間伐などの森林施業を進める必要がある。しかし、近年の林業を取り巻く状況は、外材との競合、木材需要の変化などにより、木材価格の長期にわたる低迷、木産材の伸び悩みなどで採算性は著しく低下し、林業従事者も減少、高齢化するなどの要因により、林業施業あるいは林内路網の整備が遅れがちな傾向にあります。

漁業は、自営型漁船による沿岸・沖合漁業が主体となっております。漁協は 7 漁協あり経営は小規模であることから、漁獲の変動は大きく不安定になっております。毎年、ヒラメ等の稚魚や、アワビの稚貝の放流事業、あるいはアオリイカの産卵場の設置などに取り組んでおりますが、水揚量はこの 10 年間で大幅に減少しており、魚価も景気の低迷や、水産物の輸入などの要因により低下するなど、漁業を取り巻く状況は一段と厳しくなっております。

活力ある産業への取組みでございますが、現在実施している事業としては、農業におきましては、中山間地域直接支払交付

事業、農地・水環境保全向上対策事業、農業者戸別所得補償制度等を行っております。林業につきましては、森林整備地域活動支援事業、森林整備事業、森林病虫害防除事業などを行っており、漁業につきましては、増養殖場造成事業、漁場改良保全事業、種苗放流事業、漁業共済事業補助金等を実施しています。活力ある産業への取組みといたしますと平成 20 年度からすじ青海苔の陸上養殖また、クエの養殖など現在実施している事業を継続的に実施し、また国県の事業等研究し、実施可能な事業を積極的に取組み活力ある産業への取組みになるよう努力いたします。

議長
2 番 議員

長 江本議員

自席からお願いいたします。今、課長の方から色々と概要、施策についても様々な点から報告いただきました。ほの点につきまして、各部門に関して、一生懸命ほの点につきまして重点的に行われてってということが私も承知しておるところでございます。しかしこういうふうな小さな、小さな施策 1 つにとりましても、充分に対応できるかという環境、環境作りが大事でなかるうかと思えます。たしかにひとつひとつの施策ということは、それに対する援助また資金援助等の観点からも大事であります。ここ 2・3 年の間に行われております。色々のソフト事業の中でもこういうふうな地域づくりおきましては、学生が地域にとけ込んで色々その地域の情勢をまとめ報告したとか、そういうふうな町におきましても地域協力隊といったような方の導入ってということで、外部からの人の見る目、又それに対する、地域に対する感覚等の話が入ってきておると思えます。ほういうような報告 等も何回も行われてきとうと思われまので、そういふうな観点を色々考慮してこれからの施策に活かせるっていうような、ほういうふうなところの、これからの取組みについてはどのように考えておられるのか、そここのところをもう一回お聞かせ願いたちと思えます。

議長
町

長 町長

ただ今のご質問の件ですけれども、担い手対策であるとか、後継者対策、そして一次産業の振興というようなことでございまして、合併いたしましてから学生を初め、アドバイザーの招聘でありますとか、それから今議員がおっしゃっていただいた地域おこし協力隊は昨年度やらしていただいて、色々課題であるとかそういったものも浮かび上がってきたところではありますが、まあ例えばですね一次産業の中で漁業であれば、漁業に限

らずですけれども、規制が行われている部分がまあ多数ございます。で新規漁業者が漁業をしたいといってもなかなかすぐにそこにこう入れないってというようなこともあるのかなと、それから農業にいたしましても農地法関係がございまして、ある一定の土地を持たないとなかなか難しいというような就業が難しいような規制もございます。そんな中で漁業につきましては、私共の町の中では伊座利地区のように本気で漁業をやられる、やりたいって方に対して漁業をするために来られた、ある意味その日からでも漁業ができるというような仕組みがあります。ただ他の6漁協について、そういうようなことがコンセンサスが得られて、他の組合員とのかたちでできるかどうかとか、そんなところもあるのかなというふうに思っております。で非常に難しい問題でございますので、例えばですね漁業者の方が今後私達の漁業をどうするのかというようなことで、他の団体、他の地域との取組み等を視察なり勉強に行きたいという場合には、そういった研修制度に対しての補助なんかも制度上も受けておりますのでご利用いただいたらとも思いますし、先ほど申しました地域おこしといいますか、アドバイザー制度もございますので、そういった要望がございましたらおっしゃっていただいたら、またそのような講師の派遣等についきまして、私共の方でまあ取組みさしていただきたいというふうに思っております。で林業関係でしたら、今流れといたしましては林業後継者も少ないことから建設業者への林業への算入というのも県下で行われているところもありまして、隣の那賀町辺りでも、なかなか森林組合だけでは追いつかないところを、建設業者の方に依頼をしてやっているというような事例もあるというふうに伺っております。そういったことで町の方では直接本当にこうしたらこうなるってというようなことが、なかなか申上げにくいところがございますけれども、それぞれ携わっておられます業種の、いわゆる業を専門とされている方のご意見等もいただきまして、町も共に支援、協働でやっていけたらなというふうも思っておりますので、なんなりとお申し付けいただけたらというふうに思います。

議長
2 番 議員

長 江本議員

町長の方からいろいろと各種施策について、ほういうふうな方向もありますよって話でございます。実は現場として、我々も皆同じだと思んですが、なかなかほういうふうな制度っていうことがちょっとうといっているところもありますので、そ

こんところを充分地域の方、各種団体の方と交流していただいて、色々こういうふうなことの説明って充分利用できるような話合いの場を設けていただきたいと思います。これは将来の人口目標にあります、その中で将来的なうち美波町の人口統計っていうものがありますので、その中でもやはり5年単位10年単位で今からの人口減少っていうことになっていくようでございます。この中で一番気掛かりな点は、生産年齢の人口ですね、15歳から64歳までの方がだんだんともう減少して行く。またそれについても高齢者の方の人口は少し増えて行くと、というような現状でありますので、こういうふうなかたにならないように止める手立てをやっぱり第1産業、大変厳しいと思いますが、そういうところで充分配慮していただきたいと思いますので。これはこれからの課題としてお願いいたしておきますので、よろしく願いしたいと思います。

議長
2番議員

長 江本議員

次にですが、日和佐高校の跡地利用に付きまして1つ。先日、全員協議会でおかれまして説明の中でありました利活用、防災ヘリポートを含む総合的な安全基地構想ということでありました。この防災というのは基地構想という計画、どのような観点から考えてこられたのか、説明の中でもございましたが、用地につきましては県からの払い下げの時に色々お話はあったようでございます。その点につきまして具体的にどのようなかたちの払い下げ状況だったのか、それを基にこういうふうな防災基地ってというようなかたちの構想を立てている等のように感じておるのでございますが、ほれについてどのようになっておるのか、その経過につきまして、お教え願いたいと思います。また跡地計画でございますが、このように図面をいただきました。ほの中で校舎の解体、それによりましてヘリポートの設置ですかね、そういうふうな予算組みということで書かれております。後、この用地にしてもかなり広い用地があると思います。これを全部防災用だけに限定して利用するのか、またその利用に関して、中には幼保施設っていう話もあったようでございます。そういうふうな、これからの事業の進め方、これにつきまして、どのように考えておられるのか、また一般の町民の方々の意見も取りいれて、また町民の方々の安心した利用できるような方向性を考えておられるのかについてもお聞きしたいと思います。

次に旧の老人ホームの運営についてお伺いします。旧の県立老人ホーム跡地の改修もだんだんと進んで、もう終盤になって

いるのではなからうかと思えます。前町長の時にそういふうなお話の元に払い下げを受けたと思えますが、当初芸術的な方のその卵、芸術家の卵っていう方をここに来てもらって、その施設を利用して、倉庫等色々のかたちを利用を促進するというように聞いておりました。そういうふうなかたちでやっていかれるのか、今の現状はどうか、ひとつお答え願いたいと思えます。またこれから施設の運営等についてどのようなかたちの運営を行っていくのか、案を含めてお伺いしたいと思えます。

最後のこの点につきまして、最後水産高校、また水産高校も科学技術高校もまだ一部実習等を利用して、まだ現在使われております。これもいつまでっていうなにかあるとも限りませんが、またいつ取り止めてことも考えられないと思えます。この状況を県はどのように考えているのか、町の方から今の現状についての問合せ等を行ってはいないのかをお伺いいたします。またその時に、わが町に有利になるようなそういうような使い方、またほういうふうな点につきまして、これからも検討していくつもりがあるのか、またあるとしたら県にどのような対応を取って行くのかをつきましてもお伺いしたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

議 長 総務企画課長
総務企画課長

総務企画課長

お答えいたします。1点目の旧日和佐高校跡地利用の件でございますけれども、旧日和佐高校跡地利用に付きましては、3月1日の全員協議会でもご説明させていただいておりますけれども、複合多目的な総合的な安全防災基地として利活用しようとするもでございます。この事業につきましては、県及び県教育委員会との話し合いを重ねまして、また町と議会との要望活動を行うなどの経過を経まして、平成20年3月31日付けで校舎等の建物、学校用地を一括して美波町に譲与するという契約が徳島県との間に交わされたことによって進められております事業でございます。県との協定内容につきましては、平成20年4月1日から平成22年3月31日の間は日和佐小学校の仮校舎として活用、その後校舎等を解体し、複合多目的な用地として防災ヘリポート、併設の保健医療提供する用地、防災資機材庫や災害時の飲料水・食糧等も確保が出来る危機管理用地、津波・浸水による被害対策としての幼保一元施設用地、また平常日はアメニティーにとんだ公園風に整備し、ふれあいの場としても利活用することが条件となっております。また履行機関は平成24年3月31日となっておりますが、ウェルかめミュージアムの設置

により、その期間を2年間延長し、平成26年3月までといたしているところであります。また校舎等の建物は、小学校の仮校舎として利用を終えた後は、町が町の費用で取り壊し撤去しなければならないこととなっております。また違約金も規定しておりまして、指定期日までに指定の用途に使わなかった場合は約106,000千円、指定用途以外に使ったときには約319,000千円の違約金を支払わなければならないこととなっております。このようなことからこの契約に基づき事業を進めているところであります。今回全員協議会でご説明しました内容が一部新聞報道されまして、住民の方々から説明がなかった等のお叱り等をいただきました。町といたしましては議会説明後において住民説明会を説明予定いたしておりましたので、その旨ご説明しお詫び申上げているところであります。今後の取組みと進め方につきましては、議会終了後早いうちに、住民説明会を行い、地域の方々や関係者の方々にご理解をいただくことといたしております。住民の方々にご理解いただいた上で、設計の出来上がりにもよりますが、9月ごろまでには校舎等の解体工事を発注し、年度内には取り壊しを完了できればと考えております。取り壊した後は平成24年度から防災ヘリポートや避難広場の整備を始め、その他の用地の利活用についても順次進めてまいることといたしております。この旧日和佐高校跡地の利活用については、平成18年の議会から幾度となく議会にもご説明させていただいておりましたが、まだまだ住民の方々にご理解いただけてないことが多いことから、今後充分説明させていただき、住民の方々のコンセンサスを得ながら進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご理解ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

次に2点めの旧老人ホームの運営につきましてでございますけれども、平成19年4月に廃止されました県立日和佐老人ホーム施設につきましては、芸術家の活動の場所として、滞在が可能な施設、また移住交流の滞在施設も併用する利用計画の下、平成21年に徳島県から無償譲渡を受けている施設であります。このことから本年度において宝くじの助成を受け、施設の改修を行っているところであり、この議会においてその設置及び運営管理に関する条例の制定議案を上程させていただいているところでもあります。この条例にもありますけれども、この施設の管理運営については基本としては指定管理者を指定して、その業務を行わせることといたしておりますけれども、指定管理

者がいない場合は町が管理運営できることといたしております。この施設の主な利用方法となる芸術家や移住交流の滞在施設については、平成 23 年度については町でその運営に必要な備品等の購入も含め、問題点の検証などを行い、それを踏まえまして指定管理者を公募し、民間団体などによる施設管理運営ができればと思っております。

次に 3 点目の旧水産高校の件でございますけれども、ご承知のとおり県立水産高校跡地につきましては、平成 21 年度からその一部については徳島科学技術高校のマリンキャンパスとして利用されております。利用されていない施設の用途でございますが、グラウンドにつきましては平成 22 年度の本年度の 3 月 31 日までの間は運動場として、無償で町に貸与いただいております。また南側校舎の 2 階にあります食物実習室についても昨年 2 月 1 日から本年、平成 23 年 3 月 31 日までの間は無償で貸与いただいております。この食物実習室は町内の婦人ボランティアグループによる配食サービスの調理室として、昨年 10 月から活用されております。次に平成 23 年度以降の取扱いでございますが、配食サービスで使用している校舎の食物実習室については引続き 1 年間無償貸与いただくこととなっておりますけれども、グラウンド部分につきましては常時使用していないこと、また県では民間への売却ということも視野に入れて検討していることから、平成 23 年度は貸与というかたちではなく、必要な時だけに県からお借りするといったことにいたしております。なお水産高校後の利活用につきましては、水産高校が統合される前からその活用方法について県教育委員会、県の南部総合県民局ともに協議を重ねているところでございまして、今後その活用方法については協議いただくことといたしております。

説明を終わります。

議長
2 番 議員

江本議員
自席からお願いいたします。日和佐高校の跡地につきましては、色々かなり厳しい内容の協定があるようにお聞きを受けました。実はこの中でグラウンド等、こういうふうなまだ具体的な計画に入っておりますのは防災ヘリポートのみであろうと思われま。また後グラウンド関係に置きましても災害時に活動できる基地、避難広場というような形式になっておりますが、こういうふうなところでもどのような形態になるのか、まあ計り知れませんが、やっぱりこういうような区画整理って

うことになるので、やっぱりグラウンドっていうと普通のグラウンドの併用っていうことにはこれは向いていないんだろか。やっぱりこういうふうな境界っていうのは必要なんだろか。かっという点につきまして、できれば自由に扱える用地っていうかたちであれば、こういうふうな区域っていうものも定めなくてもいけるのではなからうかという感じがいたしますので、そこんところは、またこういう話に付きましても充分町民の方と意見交換していただきたいと思います。

次に老人ホームにつきましても、確かに人口減少とかいろいろな過疎化問題等を抱える中で、いろんなかたちの都会からこういうふうな施設を利用しようというような方が増えて、多くの方が交流していただけるっていうところから、発想であると思われま。またそういうことに付きましても、色々問題点が出てきた時にもいろんな付近町民の方、またそれぞれ問題が起きないように運営の仕方、またそういう点につきましても充分配慮していただきたいと思います。

それと第3点、水産高校におきましても、私母校でありまして、まだ敷地内に水産のモニュメントみたいなをまだ残っております。またそれも私達の方から要望として、ほういうふうなここに学校があったんやというような、ほういうふうなちゃんとした記念碑ですかね、やっぱりそういうふうな土地の確保をお願いしたいと、これは私個人の要望でもありますが、ほういうふうな学校の先にもこういうふうなところがあったんですよっていうような、記念に残るようなところは充分町としても配慮して、そういうふうなもし用地の民間委譲というようなかたちになりましても、そういうふうな形式だけは残しておいていただきたいと思いますので、ほういう点につきまして、答弁できるところ、またできたらお願いしたと思います。

議
町

長 町長

長 まず日和佐高校の計画に無いところについて、端的に言えばグラウンドをそのままグラウンドとして使えるかというようなご質問でよろしいんですかね。

先ほど総務企画課長がご説明いたしましたように、県との契約の中には4項目を平成26年の3月までにやりますと、いうように書いてはございます。その中の1つが今回やらさせていただくヘリポートでもう1つが幼保の一体化施設っていうことで、後は平時は公園風のふれいあいの場というようなことありますので、日和佐高校のグラウンド自体は公式野球をやって

いた関係で、非常に野球をやられている方からは非常にいいグラウンドだと伺っております、できるだけ長い期間使えるように配慮願いたいというような申出もございます。でこの県との契約を進めていく上で支障にならない限り使っていただけるような最大限の配慮はいたしますというようにも答弁といたしますか、お答えもしてありますので、そのようにさせていただこうかなと、たちまち平成 23 年度に付きましては、先ほど申し上げましたように 9 月以降から解体はするもののグラウンドは使えるようにして、いわゆる区画をしてフェンス等で囲って解体をするものとし、グラウンドは使えるようにしたいというふうに思っております。その後で平成 24 年、それから平成 25 年にかけて幼保の一体化施設に取り組んでいこうと予定しておりますけれども、その時に幼保の施設がどこに行くかによっては、グラウンドに影響をあたえるかもしれないけれども、例えば今のテニスコート跡地あたりに配置するとすればグラウンド自体はその建設期間中も使えるかもしれないということで、グラウンドを使用されている方とは先日お話しをいたしまして、確約は来年の 3 月 31 日までは使えるように確約しますけれども、それ以後についてはこの敷地の利用計画によっては使えなくなる場合もございますというように、まあ慎重な答弁はさせていただいております。ただ基本は使える限り使っていただけたらなというふうに思っております。

2 点目の老人ホームの跡地ってということで、近隣を含め問題が起こらないようにというようなことでございますので、どのようなかちで進めて行くかっていうことに付きましては、田井の地域の皆さま方とも事前にお話等をさせていただいて、トラブルが怒らないように配慮していきたいというふうに思っております。

3 点目の水産高校跡地につきましては、県の教育委員会の方で県の施設・県の土地ということで、県自体も有効利用を図りたいというような思いの中から売却を視野に入れているというお話しは伺っております。で議員の方からご提言ありました、水産高校の高校跡地だというようなモニメント、記念碑を作ることについては、建物も土地もまあ県有財産であることから、私共の方からその旨を県の方に強く要望はいたしておきますし、またほの作るようになった場合には場所等につきましては、同窓生の方、OBの方とまた相談をされて、県との交渉でありますとか、町も入った三者のというようなかたちで、そのよう

なものが作るに向けてうまく運んでいければいいかなというふうに思いますので、それは最大限町のほうも努力いたしたいと思います。

議

2 番 議

長 江本議員

最後になりましたが、日和佐道路について少し聞きたいと思います。自動車専用道路として日和佐道路がもうすぐ開通というような話も聞いております。先日の新聞の見出しに、国土交通省の方が直轄事業の再点検と言う事で日和佐道路の費用対効果について問題点があるというような指摘をされ、色々物議をだしたところを示したところでございますが、方針としては総事業費の 494 億円の内 99% 以上、もうほとんどの予算が執行されていることから継続という方向であると思われま。となればもうすぐ開通が近いのではないかと思われま。この開通の予定はいつ頃になるのか、まあできる範囲でお教え願いたいと思います。また町長提案理由の説明の中にありましたように、美波町として 5 周年記念、これにあわせたイベントを高規格道路の供用に関して考えておられようでございます。今の現状の 55 号線ではかなりカーブが多く、観光バス等の旅行者の方にとってはかなり車酔いとか、様々面で大変不便ていうようなお話も聞いております。このようなことが解消されるということで、美波町のイメージアップ、そういうふうなことになるように大々的な計画イベントになるようにどのような、期待をしておりますので、どのような計画があるのかお示しをいただければと思いますのでよろしく願いたいします。

議

建 設 課

長 建設課長

まず 1 点目の開通予定はいつかについてでございますが、日和佐道路の残る 3.1km 区間の開通時期については、町長より機会あるごとに国に対し出来る限り早い完成を訴えてきたところでありま。昨年 9 月に予備費から 4 億円の予算付けがあり、これにより本線供用までの予算が確保されましたので、全線の舗装・安全施設・情報板が 11 月に発注され、平成 23 年のできるだけ早い時期の全線開通を目指し工事が進められていると聞いております。

2 点めの開通時にイベント等の計画はについてでございますが、開通式 1 週間前のプレイベントでは、昨年の中学生議会で提案がありました、日和佐道路全線を襷でつなぐ駅伝大会を、合併 5 周年記念行事として、阿南市との共同開催で計画しています。30 組が由岐 IC をスタートして福井 IC へ福井 IC から北

河内 IC まで走って由岐 IC にゴールする 5 区間 18.6km のコースを想定しています。徳島県は自転車によるロードライドイベントを計画していると聞いています。

開通式及び当日イベントでは国県市町で協議を始めたところであり、今後調整を図りながら詳細を決めて参ります。

以上でございます。

議長
2 番 議員

長 江本議員

なかなか国のことでもありますだろうに、はっきりした日にち等はなかなか明かしてもらえないとは思いますが、まあできるだけこういうふうな滅多にないイメージアップをして、全国的に売り出すということも必要であろうと思っておりますので、できる限り各種団体等を考慮したイベントにさせていただきたいと、これは要望としてお願いして、私の一般質問を終わります。

議長

長 以上で江本議員の一般質問は終了しました。

続いて 5 番永本議員の一般質問を許可いたします。

永本議員

5 番 議員

3 点についておき聞いしたいと思っておりますが、1 点目の日和佐保育園・幼稚園の移転改築、2 点目の町立病院改革について、午前中に同僚議員から詳しく質問がありました。また町長から答弁もありましたので、質問はいたしません、1 点だけ要望を申し上げておきたいと思っております。

私共も、町長も共に特別職は選挙によりまして、4 年の任期があたえられているわけでありまして、町長の答弁を聞きながらその点がすこし気にかかっております。町長の場合に任期半ばでございます。問題の先送りはしないといわれますが、病院改革の場合、今方向性を打ち出さなければ、平成 25 年 9 月の任期までには事業が実行できないのではないのかと思っております。日和佐幼稚園・保育園移転についても平成 25 年夏までには完了していただかないと、次の選挙はどうなるか分からないのが私共特別職の宿命であります。常に緊張感を持って取組みいただきますように要望いたしておきます。したがって答弁も不要でございます。

3 点目の役場庁舎前面のコンクリート構造物については私も建設当時日和佐町議会に所属しておりましたが、建設当初からあまり利便をもたなかつたものと思っております。たとへ先人が建設されたものでありまして、時代と共に改善して行くのが町民の皆様に対する私どもの政治ではなかるうかと思っております。庁舎安泰に、強度に影響を及ぼさないように撤去する

のが駐車場不足、あるいはまた交通安全の立場からも安全安心の町づくりに資するのではないかと考えます。町長の見解を求めます。

よろしく申し上げます。

議
町

長 町長

長 それでは永本議員の役場庁舎までのコンクリート建造物の撤去に付きましてご答弁をさせていただきたいと思えます。この役場庁舎につきましては平成元年に総工事費 532,000 千円をかけて建設されたものであります。このコンクリート建造物につきましては、建設時の設計コンペによりまして、庁舎全体のデザインとして選ばれ、建築されたものでありまして、役場正面にあります建造物につきましては、庁舎建物と地中及び空中でも繋がり、一体的構造となっております。しかし役場西側の入口の建造物については空中では別に別れた構造となっております、地中では繋がっていると思われれます。取壊しに当たっては、庁舎などのへの影響も考えられることから、今まで撤去は考えてはおりませんでした。しかし議員ご指摘のとおり見通しが悪い場所であることからできる範囲内の安全対策について、今後検討させていただければというふうに思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いを申し上げます。ちなみにご質問をうけまして、一番西側に離れてある建造物だけの取り壊し撤去費用について試算をしてみたところ、機械による場合で 40 万円程度、人力でやる場合には 70 万円程度かかるというふうになっております。

以上で答弁としてさせていただきます。

議
5 番 議

長 永本議員

議員 自席からお願いいたします。町長が申されましたように、西側の駐車場から車が出る場合にですね、小学生がわいわいいいながら東の方からすっとう走ってくる場合があります、あっと思うようなことがあります。ですからたちまち西側の分だけでもですね、撤去していただけたらありがたいなと思っております。よろしくご要望申上げまして、私の質問を終わります。

議

長 以上で永本議員の一般質問は終了しました。

続いて 14 番山本議員の一般質問を許可いたします。

山本議員

1 4 番 議 員

議員 光陰矢のごとし今年もはや 3 月、出会いと別れの季節になりました。大きく分けて 2 点質したいと思えます。

まず初めに防災対策について、昨日も三陸沖で震度 5 弱の地

震が発生されております。まさに災害は忘れた頃にやってくるといわれております。防災対策については、喫緊の課題として、今後 30 年以内に 60% の確立で発生されると予想されており、徳島県は関西広域連合でも最優先課題としてとらえ、ドクターヘリの広域的な取組みも考えられております。本町におきましても、ルーツをたどると半世時代西暦 1854 年、安政南海地震から昭和南海地震 1946 年昭和 21 年までの 100 年さらにさかのぼり、安政南海地震前の約 100 年前に宝永地震の 1707 年宝永 4 年に室戸の五剣山の山が一山が崩壊するというような M8.4、津波 1.8m といわれており、約 100 年周期で地震が起きておることは事実です。ある防災関係者は 2030 年頃は 100 年周期にあたるといわれておりますが、本町においても昭和南海地震でも甚大な被害を受けており、災害に強い町・防災の町としても今回も県南海部郡で随一防災基地として旧日和佐高校跡地にヘリポートととして、利用されるとのことではあるが、最近では地震・津波はもとより、ゲリラ豪雨というわれる大雨もあり、時間雨量 100 ミリを越すことも多々あり、大雨・洪水時も含めて災害が発生、あるいは発生のある場合に住民に避難を促す目的で、避難勧告またより緊急度が高い場合、避難指示になると思いますが、また高齢者等避難に時間を要するいわゆる災害弱者に避難を促す、避難準備情報のマニュアル化・基準化を策定、防災計画の中でも地域に沿った計画を策定すべきではないのか。以前のチリ津波の教訓も活かし、このことにつきましてもはあくまでも住民の意思によるものは言うまでもないと思いますが、どのように考えておるかお伺いしたいと思っております。

次に阿南市との定住自立圏構想協定の中で大規模災害時に総合応援協定も謳われておりますが、大いに結構と思っておりますが、今後の取組みとして、さらに阿南市であれば海岸線に沿っており、美波町とも地形的にも似かよっており、災害時に阿南側も対応しきれない面も考えられるので、地形の異なっている自治体との連携も必要と思われませんが、どのように考えるか、このことについては連携先の意向もあろうかと思っておりますが、お伺いいたします。

最後に前段にも申し上げましたが、旧日和佐高校跡地を防災基地機能として位置付けられておりますが、11 年度中に解体することではございますが、立地的にはベターとは思いますが、懸念されるのは低地、いわゆる土地が低く災害時に排水門もあり、浸水等も予想されるが、避難所機能として、どのような対

議 長
消防防災課長

策を考えておるのかお伺いたします。

消防防災課長

それでは私の方からただ今の防災対策についてお答えいたします。

まず第1点目の美波町における災害時の避難基準マニュアルは避難準備情報から避難勧告、避難指示までの基準を策定すべきではないかというご質問でございますが、美波町における災害時の避難基準マニュアルとしましては、美波町地域防災計画のなかで一般災害対策編と震災対策編のそれぞれの避難計画で、避難準備情報、避難勧告、避難指示の実施の基準を示しております。避難準備情報は、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。また避難勧告は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。避難指示は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるときとなっております。土砂災害に対する避難勧告等の判断基準では、避難準備情報、避難勧告、避難指示区分で、それぞれ住民に求める行動、発令時の状況、判断基準、対象地域を示しています。そのなかでは、避難準備情報を発令する判断基準としては、1.大雨警報発令、2.時間雨量190mm以上の観測、3.今後も継続・増加する見込み、の今いいました1.2.3.全てに該当する場合に土砂災害危険箇所のある地域を対象として発令する。避難勧告の発令の判断基準は、1.土砂災害警戒情報の発表、2.今後も大雨が継続・増加する見込み、今の1.2.の両方に該当する場合、また避難指示の発令の判断基準は、1.前兆現象の発生、2.土砂災害の発生、3.その他危険性が非常に高まった場合となっております。また、避難勧告等の発令は、気象情報や降雨情報、またパトロール等による状況、近隣地域の情報等の幅広い情報を把握し、総合的に判断するとしております。以上のように避難基準は示しておりますが、現実的には今後の自然現象を的確に予測することが困難であり、また最近の異常気象等により想定以上また想定外の事体も発生しうることがありますので、町としましては、今後も、適切なタイミングで対象地域に対して避難勧告等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現できるような体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、2番の定住自立圏協定で阿南市との大規模災害

時に、相互応援を提携するとなっているが、津波災害時の対策として地形の異なる自治体との連携も必要ではないかというご質問についてお答えさせていただきます。阿南市との定住自立圏協定で、大規模災害時には相互応援できる体制づくりに取り組んでいくこととしておりますが、先ほど山本議員さんもおっしゃいましたように、阿南市も美波町も地形的に海に面しており、南海地震等により津波が発生した場合、沿岸地域では同じような被害が起こることが考えられ、相互応援ということができない可能性があると思われまます。先ほど山本議員が言われますように、津波災害時の対策としては、津波被害の受けない地形の異なる自治体との連携も必要と考えられます。また、できれば近隣の自治体との連携が望ましいとも考えられます。しかし津波が発生するということは、その前には地震が発生しますので、海岸に面していない津波の被害を受けない自治体でも、近隣の自治体であれば地震による被害災害は想定され、現実的には相互応援はむずかしいと思われまます。そうなりますと、同じような被害を受ける可能性の低い地域の自治体、地理的に少し離れた自治体との連携が考えられます。徳島県では鳥取県との間で、平成 20 年 9 月 1 日に、危機事象発生時における徳島県・鳥取県相互応援協定を締結しております。この協定では、いずれかの県域において、自然災害はもとより、県民の生命身体及び財産に重大な被害をもたらす又はもたらすおそれがある危機事象が発生したときにおいて、危機事象が発生した県で効果的な救援活動が行われるよう連携を密にするため相互応援について定めており、災害ボランティアに対する支援や備蓄物資の提供等を応援の基本的内容としております。また徳島県は同じような協定内容で、他にも四国 4 県広域応援に関する基本協定や中国四国地方 9 県での災害時相互応援に関する協定書も締結しております。以上このようなことから、美波町としましては、現在のところは、単独での相互応援を結ぶことは考えておりません。

続きまして最後の 3 つ目の、日和佐高校跡地のを防災基地といわれているが、低地であり津波時の浸水も想定されるが、どのような対策を考えているか、というご質問でございますが、日和佐高校跡地につきましては、平成 15 年度徳島県津波浸水予測調査をもとに徳島県が発表しています津波浸水予測図、そういうのがございます。その予想図では、津波浸水予測区域としては想定されておりません。従いまして日和佐高校跡地を防災

基地として整備するにあたり、津波浸水に対する対策は現在は考えておりません。

以上でございます。

議

長

山本議員

1 4 番 議 員

自席から失礼いたします。今後県も災害時に被災情報、県・市町村とか病院とかいうように取組んでると、情報を共有システムといよように取組んで行くと言われておりますが、結論からいって津波等であれば一応県南部でよく似た潮位ということも示されると思いますが、先ほどほういうように避難勧告とかいうようになにはできておるといわれておりますが、具体的にほのゲリラ豪雨とかいうときに、各河川の水位がこんなけ上がった時にはほのいよった情報を、避難準備情報とかいうように、具体的に水位を示しといたほうがより分かりやすくなるのではないかと、以前にチリ津波沖地震のときにも、避難者が少なかったといかいろいろ懸念する面もありましたんで、ほういうところもう少し具体的にしといたらはっきりするのではないかという点と、その災害時の職員の非常時の態勢というようなことはどういようになっておるのか、ほれと3点目の避難所としての機能で、この日和佐高校跡地はそのまんまいくといわれておりますが、先ほどもいいましたように水路もあり、防災マップでは浸水地域になっていないといわれておりますが、現に以前にも一般質問したことがあるんですが、日和佐病院の手前にある水門からいろいろ水も入って西町の人が床下浸水したというような事実もでございます。そんでヘリポートの分はとにかくとしても、ほういう避難所の部分だけでも上げるとか、上げないのであればもう少し高台、金毘羅さんの辺りに避難所を設けるとかいう方法を考えていかなくは、ただ避難所いよてもただに機能せんと思うんですね。ヘリコプター基地といようのも分かれば分かりますが、これ他の町にもなるんですけど、隣町あたりではきっちりとそういういように高台に避難所といようのはできております。この日和佐地域はやっぱり前にいよったいように、日和佐高校を避難所にするするいうて、実際問題住民としてはあっこい行かないと思います。ヘリポートに関してはほらいよったいようにベストではないけど、ベターと思ってるね。まあほこのところもう1回、町長にお聞きします。

議

長

町長

町

長 日和佐高校跡地の適地かどうかというような、ご心配の件ですけれども、津波対策としては今消防防災課長が応えたとおりでございます。ただ豪雨とかの場合に現実に水門からなかなか水がはけずにですね、床下浸水であったりとか、いうのがあったというのは現実でございますので、その例えばポンプアップであるとか、そういった水処理の関係はこの防災基地構想の中で検討して行くというようにいたしておりますので、そのなかで検討さしていただけたらなというふうに考えております。

後職員の動員計画でありますとか、その残余の質問については、消防防災課長の方から答弁をさせていただきます。

議

長 防災課長

消防防災課長

それでは山本議員さんが先ほどおっしゃられました、例えば川の水位の基準とかそういうものも必要ではないかということでございますが、先ほど申しました美波町地域防災計画の中にも、災害予防計画で水害予防計画というところに、避難体制の整備というところがございます。例えば先ほどは土砂災害のところを申しましたが、避難準備情報でしたら、日和佐川の水位が避難判定水位 4m を超え、避難判断水位情報が公表されたときには避難準備予報を出すとか、避難勧告でしたら、日和佐川の水位が特別警戒水位を超えた場合とかいうのも、一応示してはあります。それはありますけれども、先ほどもいいましたように 1 年前のチリ地震の時でも津波警報がでまして、住民に避難勧告した場合でも、全国的にもそうでしたが、少なかったというようなこともありますので、もちろんこういう基準は必要ですが、いかにそれを後住民のほうに伝えて、後本当に避難していただけるか、ということがまた大事になると思いますので、そちらのほうももう少し検討したいと思います。

それと先ほどいいました、職員の避難、災害時の体制でございますが、これも一応これも議会で応えたことあると思うですけれども、動員体制というのを地域防災計画の方に示しております。準備態勢 1 号配備とか、厳戒態勢 2 号配備、災害対策本部の 3 号配備というように、風水害と地震災害というように分けておまして、例えば地震でしたら、もう震度 3 以上が発生した時は、例えば 本町でしたら、消防防災課全員とか、支所でしたら支所長を初め住民室長とかそういうふうに人員は指定して決めております。そしてこれも支所の方が人員的に少ないことがありますので、支所の方では職員の名前まで指定してしております。それと後先ほどあのういいました日和佐

高校跡地の県が示しておる防災マップ、ハザードマップでは浸水しないということ、浸水想定区域ではないということですが、これも一応県の方はこの浸水予想図を作るに対しまして、一応過去の津波被害等、津波のシュミレーションというのを行ってございまして、その津波のシュミレーションというのは南海・東南海地震が同時に発生した場合、それと先ほど山本議員さんもいってございました 1850 年の安政南海地震、それと満潮時の時とか、それと基本的に防潮堤とか河川の堤防が地震のゆれや、液状化によって被害を受けてすべて機能しないというようなところ、一定の条件にこういう条件をして示してあります。しかし、先ほどもいいましたように反対に川からとか津波だけでなしに、川の方の浸水とかですね、ほれもある程度一定の条件の元に測定してありますので、もちろん先ほどもいいましたように、最近では想定外、想定以上のことが異常気象で起きておりますので、この浸水予想区域になていなくても浸水する可能性というのはあるとは思われます。

以上です。

議長 山本議員
14 番 議員

次大きく分けて 2 点めに、公有財産不用備品について。このことについては、結論から先にいって、町の施設、町有地の有効利用はできておるのか、もちろん本町・支所等管内含めて遊休施設・遊休地等はないのか、町長提案説明でも報告されておりましたが、PT いわゆるプロジェクトチームを立ち上げているといわれておりますが、このことについては職員も危機を感じておるという点は評価できるのではないかと思います。本庁も借地料として年間出費しており、一方では町有地を遊ばせておるというようなあれば、なにか対策を考えなければ自主財源が少ない中でいかに夷を制するかということではないかと思います。どうしても必要不可欠なものにはいるのですから、PT を立ち上げてから時間もたっていないが、どのような取り組みをなされておるのかお伺いいたします。

次ぎに 2 点めの町の不用備品類の処理はどのように行われておるのか、公有物であるということで倉庫に眠っておるのではないのか、今後の取組みとして他の自治体も取り組んでいるよう、町民向けの公売あるいはネット公売でも良し、どのような取り組みを考えておられるのかお聞きいたします。

議長 総務企画課長
総務企画課長

総務企画課長

山本議員のご質問に答弁させていただきます。町有施設及び

町有地の有効活用についてでございますけれども、町有施設につきましてはうみがめ荘、それから日和佐城、青少年キャンプ場、サンラインモビレジなど民間が管理運営する方が民間のノウハウで利用が促進され、あるいは行政が直接行うより効率的であると判断した施設については、運営委託または指定管理を行い有効活用いたしているところでございます。現在の遊休施設関係では主に赤松小学校の校舎・教員住宅や阿部校についてもまゝ 23 年度から休校となりますので、使われなくなりますけれども、これら学校施設につきましては地元において有効活用の方策の検討を行っていただいているところでございます。

次に遊休地についてでございますけれども、町にあります遊休地に付きましては大きな面積のところであれば、恵比須浜田井のたくみの土地 8,500 平方メートルそれから由岐小学校グラウンドの土地約 2,800 平方メートル、外磯町の団地手前の土地であります約 2,400 平方メートルなどが現在利用計画がないといったような土地でございます。そこで現在町では先ほども議員おっしゃられたように、職員の政策提案によりまして、資産有効活用方策検討プロジェクトを設置いたしまして、現在検討を進めているところでございます。検討内容は町保有の未利用資産、低利用資産の売却、あるいは賃貸の推進、資産の目的外使用による有効活用、指定管理者制度の一層の活用などあります。有効活用を図ることにより、町財政負担の軽減と地域活性化に繋がるものと思っております。

次に町の不用備品類の処分でございますけれども、町の古くなって壊れて不要となった備品類や古くなったり壊れて不要となった備品の処理方法についてでございますけれども、最近ではパソコンとかテレビの買い替えなどにより大量に不用備品がでたところではございますけれども、全て購入業者に廃棄処分することとして、契約を結んで処分をいただいております。特にパソコンにつきましては内容を消しても情報が残っているため、個人などに売却する事などは他の団体においても基本的には行っていないようであります。ただし近年行財政改革が進められる中、インターネットの普及により公用備品は公有財産をインターネットにより売却される団体が増えてきております。官公庁オークションにつきましては、平成 19 年から始まっておりますが、現在まで全国で 254 団体が参加し、平成 21 年度の落札総額は 33 億円に上がっておりまして聞いております。インターネット公売につきましては広く情報を流すことにより、高値で落

札されることや、事務の省力化にも事務の省力化が図られるため、有効な方法であると考えております。

先ほどもご説明させていただきましたけれども、現在町では資産の有効活用方策検討プロジェクトを設置いたしております、このような不要備品の売却についても検討いたしているところでありまして、議員からのご提言でもあることから早期の実現に向けて取組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議 長
1 4 番 議 員

山本議員

自席から失礼します。町有施設については旧の日和佐浦地区にある日和佐病院の先生の官舎いうん、あれどないなっとな。あれは現在だれかが利用しよんですか。ほれと総合体育館の近くにあります外磯、先ほども課長いってありましたが駐車場としての、総合体育館の駐車場として位置付けておると思いますが、これ実際体育館自身もほない使う大きくイベント的に使う、個々を駐車場にして使うということもあまりないんですが、これ土地の価格も下降一途にありなかなか利用方法も難しいと思えますが、まだPTの中ではなかなかほういう話まではいってないと思えますが、今後も含めてこれ何かどないぞええ方法、利用方法も考えていかななくてはならないのではないかとこの点と、ほの備品類について、この税金未納者・滞納者に対する差押さえとかいうような分はこの美波町ではないんですね。ほの点をお聞きしときます。

議 長
総務企画課長

総務課長

まず初めに、日和佐浦の旧病院の官舎跡についてでございますけれども、この施設につきましては現在うみがめ博物館の嘱託員の宿泊施設として活用いたしております。でありますので、遊休施設ではないということになります。次に体育館の駐車場としてまあ大きなイベント時においてはその土地を利用している訳でございますけれども、議員がおっしゃられますように機会はほとんどないといえますか、少ない状態でございます。でありますから、先ほども申し上げましたけれども、そういった検討の中です、売却なりまたどういった活用方法があるかっていうのは十分検討させていただきます、活用を図りたいとおもいますのでまた、ご指導いただけたらと思えます。

私からは以上でございます。

議 長
副 町 長

山路副町長

今山本議員の中にありました税金等の差押さえに伴う公売で

ございますけども、町が単独で今のところ差押さえまで行うことが出来ておりません。しかしながら以前にも私担当課長時分に申し上げたとおり、徳島滞納整理機構あるいは今年は初めて徳島県へ個人住民税等の徴収事務を移管したというところでございます。そこでは当然差押さえもして公売等を行っております。ただ不動産についてはまだ行っておりませんで、1件徳島の滞納整理機構で移管しとる時分にですね、自動車をネットで公売したということがございます。したがって今後当然滞納対策を進めていく上で、その差押さえ等も行っていくというようなことと考えておりますので、そのネットのオークションあるいは通常の公売手続等は有効な手段と考えておりますので、そういうことができるような体制づくりを進めていきたいなというふうには考えております。

議 長 山本議員

1 4 番 議員 先ほど総務課長がいわれておりました総合体育館の駐車場の件について、売却とかいうようなことも言われておりますが、これ実際今の時点だったら買収した時点よりおそらくもう土地の価格も下がると思うんよ、ほこのところまあ慎重に取組んでもらいたいという点を要望しておきます。

以上です。

議 長 以上で山本議員の一般質問は終了しました。

小休します

(時に 14 時 25 分)

(小 休)

(時に 14 時 45 分)

議 長 休憩前に引続きまして再開します。

北山議員の一般質問を許可します。

北山議員

7 番 議員 議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

今回の質問は大きく3点についてお聞きします。

質問事項第1点目は、農業・漁業振興・後継者問題解決について、現在までに講じた施策とその成果ならびに今後実施しようとしている対策を挙げてください。一次産業の後継者不足が問題になって相当な年月がたちました。もちろんこの問題は先ほどの議論でもありましたように、町だけではどうすることもできないと思いますが、一面町でなければできないこと、当然町がやるべきこともたくさんあると思います。そこで1.合併以降この問題で町が取組み実施してきた事業とその成果を挙げて

ください。2.今後実施しようとしている事業を説明してください。また不明な点や詳しい事は質問しますので、事業と町としてとらえているその成果を端的に挙げてください。

議 長 産業振興課長
産業振興課長

産業振興課長

お答えいたします。後継者問題とは、後継者不足という農業・漁業の状況において、農漁業の後継者を如何に確保し、さらには育成していくのか、という問題であります。後継者確保は、農業・漁業の生産の維持と発展にとって、基本的条件であります。また、農漁業の将来の発展いかんは、将来の中心的担い手たる後継者の寄与することが大であり、後継者の育成が重要であると考えます。よって、本町の計画の一つとして「1次産業見習い従事者募集事業」があります。これは、後継者不足から、高齢化の進む第1次産業に広く従事者を募集し、見習い、体験を通じて後継者作りを行う。詳細についてはまだ決まっていますが、例えば、1次産業へのチャレンジを希望する青年を、最低限の生活維持費を支給しながら一定期間地域内の空き家等に移住させ当該地域内で経験可能な1次産業の各種作業に従事する。受け入れ側は、体制を含む様々な条件整備を図る。これを行うには、各町内会、地域の自主的協力及び地域のまとまりが絶対必要であります。幸い本町には、伊座利地域という良い成功例がございます。この地域は、地域全体で漁業がしたいという希望者を受け入れ育てており、元気やる気のある若者を後継者として3名育成しています。その他の地域におかれましても、後継者育成に努められるようお願いいたします。町としましても、出来るだけの協力支援は行って参りたいと思います。

議 長

小休します

(小休)

議 長

再開します。

北山議員

7 番 議 員

自席から質問をしたいと思います。今答弁、1番の答弁がなかったようなのですが、合併以後この問題で町が取組んできた、取組み実施してきた事業、それと成果っていうのは無いと理解していいんですか。今の答弁は2番の今後、まだ決まっていないうような答弁があったんですが、今後のことのように思ったんですが、これは2として捉えていいんですか。まあほういうことで捉えたいと思いますので、再度再問をしたいと思

います。
1次産業見習い従事者事業、この内容はまだ具体的に決まっ

てないというような答弁ですが、これをやって行くには町内会などのまとまりが重要というような、そういうような答弁があって、3名を育成しているって言われましたが、もうやられとんですかね。やられとんであればどこでやっているのか、もう少しわかりやすく説明願いたいと思います。

議長
産業振興課長

産業振興課長

まず3名と言うんは伊座利地域でやって3名の成果が得られとうとすることでございます。それと町内会のまとまり等と協力ということなんですが、今詳細は先ほど言いましたように、決まってませんが、今町が考えとんはそういう全国から募集して、地域とかそういう方で指導していただける方を募集しまして、そこにまあ指導費とか滞在費とかそういふうなんをある程度町から支援して、そしてそこで後継者を育成していただきたいというようなことを考えております。

議長
7番議員

北山議員

中身がいまいちちょっと分からないんですが、これは他の地域、伊座利地域というような答弁があったんですが、他の地域については今後どのようなかたちで実績を上げていこうとしているのか、そののところをもう少し詳しく説明をしていただきたいのと、それとまあ今回提案理由、午前中の質問でもあったんですが、今回提案理由の中で平成23年度は当面の課題としてというような中に産業育成、特に後継者問題、この点が入っておらないように思います。しかしこれからの産業を育成する特に、今後の後継者問題というのは、とても重要な問題だと思いますんで、この重要施策っていうんですか、この中に当然入るべき問題だと思いますんで、今後この重要施策の中に入れていただきたいと思います。特に今の答弁ではあまり後継者問題について、これといった具体的な施策をどんどんどんこう進めているというような印象は受けません。特にこの問題につきましては、実績の伴うもので、まあ簡単ではないというのは分かりますが、これから産業育成をやっていくという町長の4本柱の1つでもありますんで、農業・漁業の後継者問題、これの解決の方向に進んでいくように町をあげて、まあこれは先ほども言いましたように町だけでは出来る問題ではないと思いますが、まあ個人個人何をしなければならぬかということを見つけてなければならぬと思います。特にその推進役は、やはり町だと思えますんで、今後具体的に解決して行くためには当然疵みも生じる面も多々あると思いますが、町が勇気と決断を持っ

て問題解決に向けて方向づけをしていただきたいと思います
が、最後に町長の決意を伺いたいと思います。

議
町

長 町長

長 後継者問題につきましては、議員おっしゃるとおり私も中々
難しい問題って考えておりまして、後継者問題は大きく分けて
2つあるのかなと思っております。1つは例えば漁業をとらえて
みた時に、漁業者のいわゆるご子息が後を継ぐのが後継になる
のかなというふうに思っております。後継者不足というのは
そのご子息が後を継がない状況がおきてきている。農業も一緒
だと思います、林業も一緒というふうに思っております。です
から長いスパンで考えればその、それぞれの業をされている方
のご子息をまあ言うたら子どもさんをどのように育てて行くか
というのが1つは大きなこの問題を解決する上で視点かなとい
うふうに思っております。それには時間もかかるでしょうけれ
ども、よく言われるように親の背中を見て育つといところもあ
るでしょうし、反面教師的に育つところもあると思いたすけれ
ども、やはりその中でそれぞれ業としている1次産業に携わっ
ている方がそれぞれの自分立ちの子どもさんをどのように育て
ているかというようなところがあるのかなというふうに、これ
私の思いといいますか感想ですけども思っております。もう1
つは後継者不足になった時にご子息で間に合わない場合はって
言ったら外部から来ていただかなくてはいけないというよう
になるのかなと思っております。外部につきましては先ほど産業
振興課長が申上げましたように、いろんな見習いでありますと
か、それからIターンでありますとかJターン、Uターンは一
番望ましいことではありますけれども、そういった手立てを町
が支援をするっていうことは町ではできるかもしれませんけれ
ども、最終とどまっていたら、定住していただき、そして
それぞれの1次産業を担っていただける担い手となるというの
にはそれ相応の来られる方の覚悟も必要かなというふうにおも
っておりますけれども、町でできることはできるだけのことを
支援としてやっていきたいと、政策もそうですけれどもそうい
った後継者不足対策になることがあれば、やって行きたいとい
うふうに考えておるところであります。

議

7 番 議

長 北山議員

長 これ1問めの件につきましては質問でないんですが、やはり
町ができることをこれから考え着実に成果の出るように、町と
しての努力をしていただけることを要望しておきます。

質問事項第 2、日和佐地区生活支援ハウスの設置に関する問題について。このことについては先の 9 月議会において私が由岐の長寿村と同じように条例で定めるべきであると提言したのに対し、総務企画課長は「民間の施設であるから条例はいらぬ」といい、町長は「この条例に日和佐地区の生活支援ハウスを入れなければならないという根拠はありませんので、入れない」いわれました。私は入れるべきやと思いますんで、入れなくてもええといううんであれば、ちゃんとその根拠を示していただきたいと思いますといっていました。その後検討され何らかの結果がでているんでしょうか。それとも検討の必要はないということでしたが、お聞かせを願いたいと思います。

議
町

長 町長

日和佐地区生活支援ハウスの設置についてのまゝ条例制定のことですけれども、答弁といたしましては前回答弁をさせていただいたことと同じであります。でどのように説明すれば議員に分かっていただけるのかなというふうなことで、内部では検討もいたしましたし、県にも確認もいたしております。でいわゆる日和佐地区の生活支援ハウスっていうのは公の施設ではございません。1 つずついくとまず公の施設には設管条例がいます。で公の施設でないので設管条例がいらぬというように説明したら一番分かっていただけるかなということで今日これで答弁とさせていただきたいと思うんですけれども、よろしくご理解の程お願いいたします。

議
7 番 議

長 北山議員

前回の 9 月議会と同じような答弁だというような話で、庁舎内でも検討したといわれますが、入れなくてもいいというような根拠はあんまりこれといってなかったように思うんですが。私は次の根拠から条例で定める必要があると考えます。1 つは生活支援ハウス運営事業を実施要綱、これは平成 12 年 9 月 27 日老人保健福祉局長の通知ということであります。この中で事業の主体は市町村とし、その責任の下にサービスを提供すると定めております。2 番目は美波町の日和佐地区生活支援ハウス運営事業委託契約があります。この中に委託者甲が美波町で受託者乙が東紅会、委託業務は要綱に掲げる事業です。美波町が生活支援ハウスを設置したから事業運営の責任がある。その事業運営の一部を東紅会に委託したものであります。3 としまして、1.2 のことから管理運営面、ソフト面の責任が町にあることは明らかであり、建設施設ハード面は東紅会のものを使用し

ているのが現実であります。いずれにしても生活支援ハウスは契約金だけでも毎年1千万もの経費を要する施設ですから、その設置は条例で定めるのが当然であると思います。また、美波町生活支援ハウス運営事業実施要綱では居住部分の利用定員は31名となっています。そこで美波町由岐生活支援ハウス長寿村の利用定員は何名なのか、美波町日和佐地区生活支援ハウスの利用定員は何名なのか、また先ほどいいました局長通達の生活支援ハウス運営事業実施要綱では居住部門の利用定員は概ね10名程度とすると、ただし20名を限度とするというような文言がありますが、なぜ31名なのかお聞かせを願いたいと思います。また美波町の事業で、事業内容、これは美波町生活支援ハウス運営事業実施要綱ですが、事業内容として第5条から支援ハウスをこの事業の内容から見て、支援ハウスを占有するものになると思いますので、公の施設になると私は考えますが、考えをお聞かせ願いたいと思います。

議
町

長 町長

長 前段議員がおっしゃられたことは、そのとおりだというふうに思っております。最後だけが違いましてですね、あのうこの生活支援ハウス事業というのは、そのサービスを東紅会に委託しているということで、設管条例というのは先ほども申し上げましたように、公の施設に対して設管条例が必要ということになります。公の施設はじゃあ何かといえ、私共の町がその施設に対して何らかの権限を有しているということが基本かなというふうになっておりまして、東紅会さんに対しましては町は建物等につきまして、町が例えば今おっしゃられた占有権でありますとか、賃借権でありますとか、使用貸借権等々を私共の方が持っているわけではございませんので、いわゆる公の施設ではないということになりますから、条例は必要ないというようなことでございます。後段の利用定員等につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

議

長 小休します。

(小 休)

議

長 再開します
保健福祉課長

保 健 福 祉 課 長

利用定員については、今資料を持っておりませんが、由岐地区の支援ハウスは16名で日和佐地区が15名となっております。

議

7 番 議

長 北山議員

員 今の答弁で美波町の生活支援ハウス事業の実施要綱っていうのは、長寿村 16 名ですか、日和佐地区の生活支援ハウス 15 名たして 31 名ということになりまして、これは町が事業運営の責任を持って進めて行くということになると思います。それと 9 月の議会の総務課長の答弁で、「例外的にその施設に対しまして賃借権、使用貸借権等を設定いたしまして、町が占用する場合、これは公の施設に該当する」という答弁がありましたように、町と東紅会の間でどういう契約がなされているのかは定かではございませんが、町が事業主体を持って、そして事業自体その生活支援ハウスをほとんど占有しているような状況でありますんで、当然公の施設ということになると思います。特に公の施設ということで、244 条住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設ということになっており、町が無償で貸してもらっているにしても、それは町が占有して住民に福祉を増進に目的として供用するためには、当然公の施設になりうると私は思います。

それと、その中身に関連してですが次の問題があると思います。1 つは実施要綱の第 3 条の中に、定期的な検査がなされ、必要な処置が講じられているのか、また受託者から提供サービスの内容、利用回数等の報告が適切に行われているのか、3 受託契約の第 8 条の事業計画書、月の実施報告書は確実に提出されているのか、又その内容は適切であるのか、同じく契約書の第 10 条の実績報告書は適切に処理されているのか、4 つ目の委託契約書第 11 条の実施調査を町は適切に処理されているのか、以上のことが問題としてあります。これにつきましては、今回答弁は求めませんが、今後そのことについては異論の無きようによろしく願いをいたしておきます。

それと、なお付加えまして、この事業は当然監査の対象になると思いますんで、不祥事を未然に防ぐためにも監査を忘れてはならないと思いますんで、よろしく願いをいたします。

議

7 番 議

長 北山議員

員 それでは質問事項第 3、行財政改革について行政評価・事業評価を着実に実施すべきであるということでお聞きをします。前に過去 18 年度から平成 21 年度まで 4 年間の計画で集中改革プランをつくり、行財政改革を進めました。その結果人員の削減、公債費比率、経常収支比率等々については数字を示して評価されましたが、50 数項目にわたる改革事項のほとんどについては

結果の評価がないままであり、本年度から美波町行財政プランとして引継がれております。9月議会で向山議員の質問に対し、総務企画課長が答えておりましたが、終了する計画、集中改革プランの評価検証がないまま、同じ計画を繰り返しても効果は薄いと思います。行政事業に関わらず、評価検証の重要性を持って認識すべきだと思います。今後5カ年の計画であれば、1年後と5回評価検証ができ、初めて1年後との進歩が期待できると思いますが、そこで町長のお考えをお聞かせください。

議
町

長 町長

長 それでは3点目の行財政改革についてご答弁をさせていただきます。今おっしゃられた集中改革プランに引続く行財政改革について、年々の検証をというようなことでございました。各事業につきまして実施した分につきまして評価をするということは非常に大切なというふうに思っておりますところは議員と同様でございます。で以前からもそのようなご指摘なりご提言もいただいております。で私共といたしましても、この計画、町財政改革についての評価なり検証なりというのはというのは1年おきでやらしていただくというふうに思っておりますので、以上答弁とさせていただきます。

議

7 番 議

長 北山議員

長 行財政改革については年々評価検証を今後していただけるといような答弁がありましたので、今後期待をしておきたいと思っております。また、同じようなことなんですが、年々の決算付属書類の成果表についても先ほどのような評価検証ということがいえると思っております。平成21年度の主要施策の成果に関する説明書で、記載項目は1決算額、2として事務又は事業名、3として実施状況とその成果、この3つがあります。3番めの実施状況とその成果の段には、実施状況だけが記入されてあって、成果の説明記入がありません。綿密に探せば見つかるのかも分かりませんが、普通に目をとおしただけでは見当たりません。ということは事業を実施したが成果の評価はしていなかったということになりますので、このことにつきましても、評価検証っていうことを今後やっていただきたいと思っております。それと午前中にも同僚議員がおっしゃっておったことですが、9月議会で町長は自身の町長公約を毎年毎年評価するつもりは今のところございませんというように首をかしげるような発言をしておりますので、全て今後評価検証っていうことをやっていただくように要望をしておきます。特に美波町政が評価検証事業改革っ

ていうことをやらないということになりますと、今までどおりやると、無事に無難がいいというような認識を持って行政を進めているのかなとしか思えません。ぜひ、この際に評価検証と改革の前進の強い町政をお願いをいたしまして、私の質問は終りたいと思います。

議

長 以上で北山議員の一般質問は終了しました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。

ご苦労様でした。

(時に 15 時 25 分)

3 月 16 日 (木)

(時に 14 時 00 分)

議

長 只今の出席議員は 13 名です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

(時に 14 時 00 分)

議

長 会議に先立ちまして諸般の報告を行います。休会中に、前日お渡ししました住民の方からの陳情書が、提出されておりますので報告いたしました。陳情書の内容は、美波町議会に対して、議員政治倫理条例の制定を陳情します。この件につきましては、3 月 7 日の開会日に、議員協議の結果、美波町議会議員政治倫理条例の制定に向けて協議していくと全議員の意思決定をしておりますので、制定に向けて進めていきたいと思っております。

日程第 1、委員長報告を行います。

本議会に提出され各常任委員会に付託されております議案を議題といたします。総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設委員長

総務産業建設委員長

総務産業建設常任委員会報告を行います。3 月 7 日の本議会におきまして、当委員会に付託されました議案につきまして総務産業建設常任委員会における審査の結果をご報告申し上げます。

- 報告第 1 号 株式会社道の駅日和佐の事業報告について
- 議案第 3 号 過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて
- 議案第 4 号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 議案第 5 号 美波町魚介類蓄養施設の指定管理者の指定について
- 議案第 6 号 美波町水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第 7 号 美波町アワビ中間育成施設の指定管理者の指定について
- 議案第 8 号 美波町交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 議案第 9 号 小イザリ地域振興センターの指定管理者の指定について
- 議案第 10 号 美波町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 議案第 11 号 美波町青少年旅行村キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 12 号 美波町個人情報保護条例の制定について
- 議案第 13 号 美波町特別職の職員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 美波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 美波町過疎地域自立促進特別措置法に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について
- 議案第 17 号 美波町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 美波町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について
- 議案第 19 号 美波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 美波町地域包括支援センター設置及び管理に関

- する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 美波町文化交流施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 22 年度美波町一般会計補正予算総務産業建設常任委員会関係
- 議案第 24 号 平成 22 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 29 号 平成 23 年度美波町一般会計予算総務産業建設常任委員会関係
- 議案第 33 号 平成 23 年度美波町赤河内財産区特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 23 年度美波町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 23 年度美波町漁業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 23 年度美波町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 23 年度美波町水道事業会計予算

計 28 議案につきましては、3 月 14 日総務産業建設常任委員会委員 6 名出席のもと開催し、審議の結果、反対討論もなく、原案のとおり可決しましたので、ご報告いたします。

以下、審査の過程におきまして質疑のありました事項につきましてその概要を申し上げます。

議案第 3 号 過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、この件については本議会でも質疑がありましたので、小休も含め、十分質疑をし、理事者より今回の事業は新たな過疎法で病院事業への繰出金を過疎債で借入できるようになったもので、過疎地域自立促進市町村計画全体の限度額は 81,000 千円であり、その内の医療確保については 22 年 33,030 千円と計画しているとの答弁があり、了解しました。

議案第 4 号 定住自立圏形成に関する協定の締結について、この件についても本議会でも質疑があった関係上、いろんな角度から質疑があり、理事者からは協定書は基本的項目であり、取組み内容については、共生ビジョン懇談会の中で検討し、取組んでいきたいとの答弁があり、了解しました。また今回条文の不備を指摘してありましたところ、そうそう阿南市へ申入れ、変更されたことにつきましては、大いに評価しますので今後もよろしく願いいたします。

美波町特別職の職員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第 14 号と議案第 15 号では削減された給与分を今回の震災に対する義援金にできないかとの質

疑があり、検討するとの答弁がありました。議案第 22 号、平成 22 年度美波町一般会計補正予算では、旧日和佐高等学校校舎解体及び跡地利用について、今回の三陸沖での地震津波を考えると現地の幼保一元化に伴う施設や、防災拠点施設を建設するのは不安であるとの質疑があり、理事者からは調査検討の中で配慮したいとの答弁がありました。議案第 29 号平成 23 年度一般会計予算では、国庫補助金の市町村合併推進体制整備補助金、災害対策については、今回の備蓄備品で災害に対応できるか、町のホームページや携帯電話を災害時の対策に利用できないか、自主防災組織の現状はなど、企画費では地域おこし協力隊やすじ青海苔開発研究について、議会費では議会中継システムなどの質疑があり、理事者からは合併補助金は平成 18 年から平成 27 年までの 10 年間で、旧町どうしの一体性を図る事業に対する補助金であり、1 億 5 千万円交付され、順次実施しており、今回は中山間システムの統合を予定している。防災の保存食備蓄については、順次増やして行く。ホームページ携帯電話の利用については、検討して行く。自主防災組織については、1 つできていない組織の立ち上げを目指したい。企画費の地域おこし隊については、3 人を計画しており、議決後公募する。議会費の議会中継システムについては、議会の意思決定に基づく事業であり、3 月 22 日から工事に入る。カメラ・サーバーなどの機器保守管理費用などの答弁がありました。

以上で、総務産業建設常任委員会報告を終わります。

議 長 続いて、文教厚生委員会委員長報告を求めます。

寺下委員長

文教厚生委員長 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。3 月 7 日の本議会におきまして、本委員会に付託されました議案について 3 月 15 日、全委員と委員外議員多数の出席をいただき慎重審議の結果、文教厚生常任委員会における審査の結果をご報告申し上げます。

議案第 22 号 議案第 23 号 議案第 25 号 議案第 26 号 議案第 27 号 議案第 28 号 議案第 29 号 議案第 30 号 議案第 31 号 議案第 32 号 議案第 37 号 平議案第 38 号 議案第 39 号 議案第 41 号、以上の計 14 議案につきましては、3 月 15 日、全委員出席のもと審議の結果、文教厚生常任委員会は、原案のとおり可決いたしましたので、ご報告いたします。

以下、審査の過程におきまして質疑のありました事項について、主なものについて、その概要を申し上げます。

高齢者福祉計画・美波町第5期介護保険事業計画策定の内容に関して、平成24年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする3カ年計画となり、地域の課題・高齢化の進展状況等に応じ計画策定する。次に子宮頸がんワクチンの接種者数及びワクチン不足が生じているが、その対応はどうなっているのか。という質疑に関して宮頸がんワクチンは、3回の接種が正しい接種間隔にて接種することで効果があるため、先に接種がはじまっている1回目、2回目の接種者を優先的に行い調整しており、来年の3月までには、接種希望者が、接種完了できるように、ワクチンの手配がなされていると答弁がありました。次に、地域活性化交付金の住民生活に光をそそぐ交付金事業に関しては、児童虐待・DV対策等専門分野を要するものであり、専門職の方が行うのかどうかの質疑に対して、取り組みについては、現在実施しているものを更に充実を図るものであり、児童虐待防止対策事業・自殺予防対策事業・DV対策事業を実施する。内容については、児童虐待防止対策事業については、入学前の子ども相談・学校、保護者等の支援、育児や発達の気になる子どもに対しての支援の充実。自殺予防対策事業としては、こころの問題について個々の相談支援・講演会の実施。DV対策事業としては、DV相談窓口の整備スクールカウンセラー・臨床心理士・看護師等専門職による相談支援の充実を図っていくと答弁がありました。次に保育園費において、正規と臨時の職員割合はどうか。また、節約も必要であるが、適正な行政運営が必要ではないか、という質疑に関しては、人件費の削減が集中改革プランにうたわれており、美波町は、機構改革や退職者による減少により採用していない。しかし、一般職員・保育園現場等、職員数を確保しなければならない場合、臨時で対応し、正規職員と臨時が逆転していることも生じている。今後正規職員の採用を考えているという答弁がありました。この他、福祉計画の策定について、児童館の利用について、新住基法対応システム改修業務委託料について、人権啓発費の研修場所と人数について、隣保館運営費の各種講座の参加人数と成果及び講師謝金の額、塵芥処理業務委託料の入札参加業者数と請負率及び収集時の安全について、学校施設等の修繕等について、学校給食について、国保安定化計画について、などの質疑等がありました。

以上で、文教厚生常任委員会報告を終わります。

議

長

以上で文教厚生常任委員長報告を終わります。

質疑に移ります。委員長報告に対する質疑を許可します。ご意見のある方は挙手願います。

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

寺下議員

1 1 番 議 員 私は議案第 4 号定住自立圏の形成に関する協定に締結について、意見を述べたいと思います。委員会の質疑でもいいましたが、この協定書にはまだまだ議論の余地というか、議論の必要性を感じますし、今後の対応の様子に関してもこれからというあやふやな部分を持つものに関しては不安をぬぐえません。物事は何事もスタートが肝心で、いろいろなことを想定してスタートする必要があり、今回この協定書には美波町の未来のビジョンというものがあまり見えず、合併促進に繋がると感じるこの協定に関しては、私は賛成できません。反対いたします。

議 長 北山議員

7 番 議 員 私は総務産業建設常任委員会の委員長として、委員会で可決した関係上、私は賛成をいたします。理由につきましては、今回先ほども報告で申しましたが、条例の中の条文の不備を指摘しておりましたが、今回総務課長は早急に阿南市に対して申入れをして、変更をするようなかたちで対処されたことについて、今後もやはり阿南と美波町との協議の上で、当然美波町の意見をいってもらえるものと感じますので、私は賛成したいと思います。

議 長 他に

新開議員

1 2 番 議 員 私は定住自立圏の形成に関する協定書の内容、文面の内容でございしますが、質問もさしていただきましたように、那賀町と美波町の協定書の総意を中を見せていただきますと、那賀町はいろいろと構想をこの協定書の中にいれてございます。美波町の場合は、そういう協定書の中が入ってございません。那賀町の場合はバイオマスタウン構想とかいう大きな目玉を入れて、協定書に入れておりますので、美波町は中身が見えてない中では、まだ私ももう少し内容を見せてもらわなければ、これに対する賛成はできないと思いますので、今回は反対をさせていただきます。

以上です。

議 長 丸龍議員

6 番 議 員 私はこれ賛成討論をしたいと思います。議案第 4 号の定住自

立圏形成に関する協定の中で、委員長は共生ビジョン懇談会の中で検討し、取組んでいきたいというふうに答弁があって了解をしておるので、私は賛成したいと思います。

議長 他にございませんか。

山本議員

14番議員 賛成の立場から討論いたします。え、今後の美波町も人口減、高齢かも進んで行く中で、特に医療におきましては阿南市と連携をしていくということで、自立圏構想については進めて行くべきと私は思います。

議長 他にございませんか。

以上で、討論を終わります。

採決します。総務産業建設委員長報告の議案の報告第4号を除く報告にたしまして、賛成の方。第1号から41号まで40件に対する、議案第4号を退けた、39議案について採決します。

先ほど言いました、4号だけ退けての委員長報告、4号だけ退けての採決を行います。

賛成の方、起立願います。

(賛成 12 反対 0)

賛成多数です。可決されました。

お諮りします。議案第4号定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを採決します。賛成の方、起立願います。

(賛成 10 反対 2)

賛成多数です。可決いたしました。

小休します

(小休)

議長 再開します。

日程第2議案第42号美波町赤河内財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長 (議案第42号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから議案第42号美波町赤河内財産区管理委員の選任について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 42 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 3 議案第 43 号美波町監査委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

磯野総務課長

総務企画課長
議

(議案第 43 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑は終わります。

これから、議案第 43 号美波町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。よって、議案第 43 号は、原案のとおり承認されました。

小休します

(小 休)

議

再開します。

日程第 4 発議第 1 号美波町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

永本議員

5 番 議 員

発議第 1 号、美波町議会議長 川尻竹蔵殿。提出者、美波町議会議員 永本善次郎、賛成者、美波町議会議員 向山篤宏殿 舛田邦人殿 新開悦博殿 影山美雄殿 寺下博子殿 岩瀬公殿 山本正男殿 江本昇殿 丸龍孝敏殿 川尻竹蔵殿 北山朝彦殿 坂口進殿、以上全員でございます。

美波町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

説明させていただきます。美波町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年美

波町条例第 35 号) を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由、国の財政は、毎年度の巨額の財政赤字と、依然として高水準にある長期債務残高など国・地方とも引き続き極めて深刻な状況にある。本町においても、財政構造は、町税等の自主財源が少なく、歳入総額の 59% 以上を交付税が占めており、国に大きく依存し、極めて厳しい財政状況から美波町議会議員は率先して行政改革に努めなければならない。よって本案を提出するものである。

美波町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

美波町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成 18 年美波町条例第 35 号)の一部を次のように改正する。附則に次の 1 項を加える。2 議長・副議長及び議員の報酬月額は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に係るもの限り、第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する報酬(以下この項において「基礎額」という。)から、基礎額に 100 分の 3 乗じて得た額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額)を減じて得た額とする。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議

長

説明が終わりました。質疑を行います。

これから、発議第 1 号美波町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 意見書の件について議題と致します。

発議第 2 号「尖閣諸島をはじめ我が国の領土臨海を守るための意見書(案)」が提出されております。

提出者の説明を求めます。

北山議員

7 番 議員

発議第 2 号 丸龍議員の賛成を得まして、別紙のとおり会議規則第 13 条の第 1 項及び第 2 項の規定により、意見書(案)を

提出します。

提案理由につきましては、意見書（案）を読ましていただき、提案理由とさせていただきます。

尖閣諸島をはじめ我が国の領土領海を守るための意見書(案) 現在、尖閣諸島海域では、おびただしい中国漁船による領海侵犯と違法操業が繰り返されている。昨年9月7日、中国漁船の不法衝突事件は、中国漁船船長を処分保留のまま釈放する結果となった。このままでは、尖閣諸島海域での中国漁船の違法操業が常態化し、我が国の主権が奪われることは明らかである。

ここに改めて、尖閣諸島をはじめ我が国の領土領海を守り抜くため、下記の措置を講じることを強く要望する。

1.尖閣諸島に関し早急に諸般の現地調査を行うと共に、船舶の安全航行と漁民の安全操業の為、灯台の設置及び避難港の整備などに取り組むこと。2.現在、外国漁船による悪質な違法操業が繰り返され、日本の漁場が奪われている。その対策のため関係省庁による警備体制を強化し、直ちに拿捕を可能とする関係法令の整備をはかること。3.現在、自衛隊には、平時において領土領海を守るべき法的根拠が無いため、すみやかに領域警備のための法制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出する。平成23年3月16日 美波町議会 議長 川尻竹蔵殿

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣・国土交通大臣・防衛大臣、以上です。

議長

意見書の説明が終わりました。

質疑を行います。ございませんか。

質疑もないようですので、質疑を終わります。

これより採決を致します。発議第2号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。発議第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第6議会運営委員会の委員の選任についてを議題と致します。「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りします。1月30日で議員の辞職により、欠員となっております。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、影山議員を任命したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。よって、議会運営委員会の委員は、影山議員を選任することに決定しました。

日程第7「特別委員会の委員の選任について」を議題と致します。「特別委員の選任」を行います。

お諮りします。1月30日で議員の辞職により、欠員となっておりました、議会改革・広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、永本議員を任命したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。よって、議会改革・広報特別委員会の委員は、永本議員を選任することに決定しました。

日程第8 常任委員会等の閉会中の継続調査申出書について議題といたします。各常任委員長及び防災対策特別委員長から所管事項のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。それぞれ委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第9 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

小休します。

(小 休)

議長 再開します。

町長より、東北地方太平洋沖地震災害支援表明の案につきまして、町長からご意見がございます。

町長

町

長

平成 23 年 3 月 11 日に発生いたしました、東北地方太平洋沖地震は多くの死傷者・行方不明者等がでるなど、未曾有の大災害となり、未だに被害の全容も明らかになっていない状況であります。美波町では今回の震災で被災した地域、被災された方々に出来る限りの支援を行うため、昨日付けで、東北地方太平洋沖地震被災支援対策本部を設置いたしましたところであります。美波町は太平洋に面していて、長い海岸線を持っております。今回の被害はとても他人事には思えません。美波町として、何が出来るかを速やかに検討し、できる限りの支援をしていきたいとの思いを、町と議会と供に共有し、支援表明をいたしたいと思っておりますので、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

表明分の朗読を持って、説明に変えさせていただきます。

東北地方太平洋地震被災支援表明（案）平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖で発生した三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 の地震と津波により、多くの死傷者・行方不明者が出るなど未曾有の大災害となり、未だに被害の全容も明らかになっていない状況であります。本日 3 月 16 日現在におきましても、なくなられた方と行方の分からない方を合わせて、1 万 1 千人を超えており、非難をされている方は 44 万人に上っていると報じられております。

犠牲となられた方々にまずもってお悔やみを申し上げますとともに、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

太平洋に細長く面する美波町におきましても、今後 30 年間に 60% の確立で起こるといわれている東南海・南海地震により、大きな被害が予想されており、今回の東北地方太平洋沖地震は他人事ではありません。美波町にできることは小さなことかもしれませんが、被災されました方々への支援についてできる限りのことを行いたいとの思いから、美波町及び美波町議会は東北地方太平洋地震と津波による被災支援について決意を表明するものであります。

平成 23 年 3 月 16 日 美波町 美波町議会

よろしく願いいたします。

議

長

坂口議員

1 0 番 議 員

町長、これできる限りのことって内容の中には、1 つ案ですけど、これ今美波町 1 年間に予算を今日採決いたしました。そ

議
議

の中のできるなら、町民が辛抱できるもん、例えばエレベーターの保守点検とか、負担金とか、そういうあらゆる削れるもんをできるだけ削ってこう、支援のほうに回していただきたいと思うんですが。皆どんなんか。1っぺん議長聞いてください。

長 小休します
(小 休)

長 再開します。

被災されました方々への支援については、できる限りのことを行いたいとの思いから美波町及び美波町議会は、東北地方太平洋沖地震への津波に対する被害支援について、決意を表明するというので、ご了承願います。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 23 年第 1 回美波町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

(時に 15 時 00 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 23 年 4 月 4 日

美波町議会議長

川尻 竹藏

議会議員

江本 昇

議会議員

影山 美穂